

高槻市文化財スタッフの会古文書グループ 史料集第七号

大阪府立中之島図書館所蔵

高槻藩大目付役万控 釈文

付録

高槻市立しろあと歴史館所蔵

『小倉家文書』

大目付役任免状』 釈文

『諸役席順』 釈文

序文

（刊行にそえて）

慶安二年（一六四九）に譜代大名の永井直清が高槻城に入城して以降、明治の廃藩に至るまで、高槻藩主は十三代にわたって永井家が勤めました。その間、永井家は幕府の信任を得て、幕府領の検地や摂津・河内の預所の管理、京都火消役の歴任など重要な役割を担い、高槻藩内においても安定した治世を保ちました。

さて、高槻市立しろあと歴史館を拠点に活動する特定非営利活動法人 高槻市文化財スタッフの会の古文書グループのメンバーは、古文書の解読と釈文の作成を行い、これまで六冊の史料集を刊行されました。さらに、当館の特別展・企画展での史料解読や、市民に分かりやすい古文書入門教室を実施していただいています。本市の歴史を探求し、広く発信するボランティアとして活躍されています。

このたび、大阪府立中之島図書館所蔵の『高槻藩大目付役万控』を読み解くことで、大目付役を中心に、江戸時代後期における高槻藩の年中行事や儀礼、軍役、藩士の勤めなどを具体化されました。なかでも「矢狭敷之覚」など、高槻城の様相の一端を知りうる史料も発掘されました。高槻藩や高槻城については未解明な部分も多く、今後調査を進める中で新しい事実が判明していくことと思います。本史料集はその一助となることでしょうか。

最後になりますが、古文書グループの皆さんの益々のご活躍を祈念いたしまして、刊行によせての挨拶といたします。

令和二年三月

高槻市立しろあと歴史館

目次

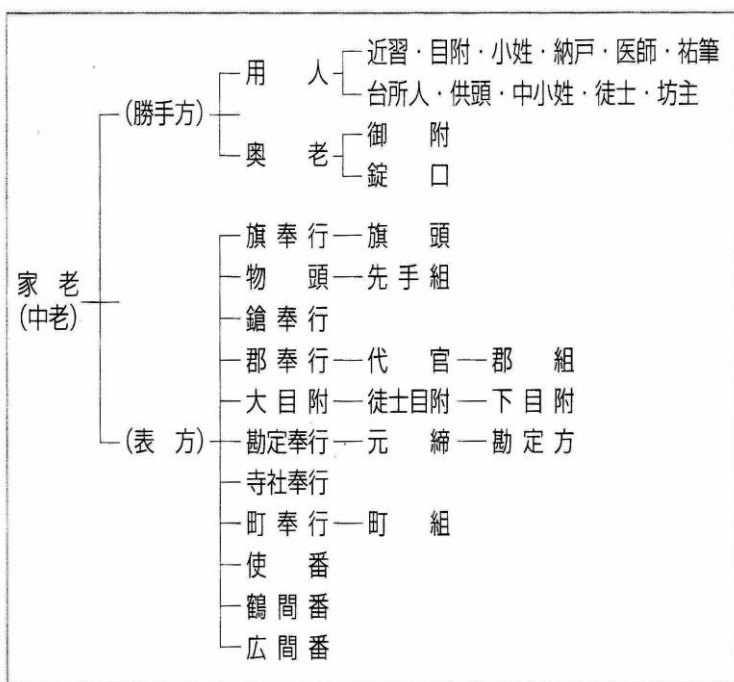
御帰城	御参府	旧記	凶事	願届	諸用	御歴代	追加	諸事	年中行事	『高槻藩大目付役万控』 积文	积文凡例	概要	はじめに
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
224	218	190	166	133	120	115	52	31	15		14	3	1

はじめに

高槻という場所は、京都と大阪の間に位置し、当然に江戸時代もその位置関係は変わらない。「大坂夏の陣」の後、江戸幕府の大坂城築造に先がけて、この地の高槻城には大修築が加えられた。慶安二年（一六四九）には譜代大名の永井家が入城し、幕末まで治めている。

高槻城内では、どの様なことが、いつ、どこで、どの様に行われていたのだろうか、具体的に知りたいものである。高槻市立しろあと歴史館発行の図録『永井家十三代と高槻藩』に「高槻藩の職制」として下の表がある。

その職制のうち「大目附」の手控帳『高槻藩大目付役万控』が大阪府立中之島図書館に所蔵され、保存・公開されている。この古文書により先の疑問が具体的に知り得るのではないかと考える。また「大目付役」は高槻藩の「表方」の全部門と関連性をもち、且つ「勝手方」との接点もある役職であるのではないかと推測される。表紙の文字のスレ具合からは、その「大切之役筋」の仕事内容が、前任者から写し取り、追加を繰返しながらか、長きにわたり大切に活用されてきたであろうこと



出典：『高槻通史』及び『高槻市史』第2巻による

が感じとれる。

ここに本書を発刊できますことは、大阪府立中之島図書館および高槻市立しろあと歴史館のご協力の賜物であり、深く感謝いたします。

尚、関連文書として、高槻市立しろあと歴史館所蔵『「小倉家文書」大目付役任免状』及び『諸役席順』の各積文を付録として掲載した。些少とも参考になれば幸いです。

令和二年三月

ＮＰＯ法人高槻市文化財スタッフの会

古文書グループ

概要

本文書は、天保四年（一八三三）に藩士の角ノ関氏から借用し箕浦氏が写し、それを天保六年に大橋氏が借用し写し、更に、天保九年に大橋氏より松下氏が借用して写したものである。また文書表紙裏に「△自分書加、右大橋氏認加也」・「▲自分書入」の記述があるが、本文中での「△・▲」の記入は一部である。「追加」の書き方については記号がなく、角ノ関氏・箕浦氏の段階、あるいはもつと以前からも内容の充実がなされたきたものと思われる。

「天保」の後は、「御歴代」に「弘化」・「安政」・「元治」の年号があり、第十一代藩主の直輝公に「明治七甲戌年四月二日 御逝去 悲田院^江納ル」が最も直近の年月日である。松下氏が、後々まで手元に持たれ記入されていたと思われる。

本文書目録名『大目付役万控』（タテ11.7 cm × ヨコ17.1 cm）は、表紙・裏表紙があり、書名の墨書きはかなり摩耗しており判別しがたい。しかし、内は斐紙173丁（墨付163丁）を袋綴じにした手控帳である。丁の真ん中に墨書された項目が前小口に黒い墨線となり、「見出し」の役をはたしている。項目名・丁数は以下のとおりである。（番号は以下本書による）

- | | | |
|------------------|------------------|------------------|
| ① 年中行事 10丁 | ② 諸事覚 15丁 | ③ 追加 41丁（＋白紙 2丁） |
| ④ 御歴代 3丁 | ⑤ 諸用 9丁 | ⑥ 願届 20丁 |
| ⑦ 凶事 16丁 | | |
| ⑧ 旧記 16丁（＋白紙 1丁） | ⑨ 御参府 4丁（＋白紙 1丁） | |
| ⑩ 御帰城 2丁 | ⑪ 御上京 2丁 | ⑫ 服忌令 13丁 |
| | | ⑬ 京火 9丁（＋白紙 3丁） |

(。自分心覚書加2丁)(十白紙3丁)。奥書1丁

内容は、御歴代・御参府・御帰城・御上京・京火など藩の基本的な事柄から、諸事・諸用・願届・服忌令など組織全般にわたっている。しかし書き加えの過程もあり、項目間には条目の輻輳が多く見られる。各項目の大略は以下のとおりである。

①年中行事

元日は二の丸にある御書院において、熨斗目麻上下を着た大目付役の呼次のもと、御旗奉行から御給人までが「御流盃」を頂戴する。若殿様への御祝儀。二日には「勝手方」でも御用人以下「御流盃」頂戴、頼まれれば大目付役が呼次をする場合もある。並行して、御料理の間では小頭・足軽目付・小役人・坊主なども「大流」頂戴がおこなわれる。七日の七種御祝儀、十五日の御具足御鏡頂戴などもある。年頭御礼をはじめ、歳末御礼、各月の朔日・十五日も登城し御礼をする。三月三日上巳、五月五日端午、七月七日七夕、九月九日重陽の節句などでは御書院で独礼の御祝儀もある。八月廿八日には郡奉行中・御代官中の毛見神文が御書院にて御家老の見届けのもと行われ、郡方勘定の御家老による御改めが一月十六日にあり、大目付役も重要な役目を果たす。

大目付役は、藩内の神社・寺院の主な祭事等に関わった。一月十四日の爆竹焼、二月廿五日天神の御湯・千燈には自らも参詣し、三月十五日よりは惣持寺無縁経が始まると折々に部下を遣わし、四月八日には古曾部・成合・安満の神事、六月広智寺の千日参、七月廿三・廿四日の理安寺の地藏会、九月六日の富田祭などに部下を差遣わしてい

る。

七月には盆中の御触が出され、十四日夜から十六日夜まで、特別に開放された高槻城内の踊り場や燈籠廻りなどへも部下を差出している。八月廿四・廿五日の御霊神様祭礼（藩祖永井直清を祀る永井神社祭礼）などでは、三御門とも夜の十時ごろまで開放され往来・女出入も許され、寛政八年（一八九七）以後は町方子供太鼓や練物も城内に入っている。

江戸屋敷への封書等は毎月七日及び廿一日に集められ送られること。また、鉄砲稽古は四月朔日から七月晦日までであること。足袋が許されるのは、九月十日から三月晦日限りであることなどもわかる。その他諸々の事柄が、特に大目付役が知っておくべき行事内容であろう。高槻藩の基本的な年中行事が記された貴重な史料ではないかと思われる。

②諸事覚・③追加・⑤諸用

最初に高槻藩の「御軍役」の内容、次に「大目付役」任命時の神文・起請文の前書趣意が記される。万治三年（一六六〇）の「大坂手伝」（大坂城内硝煙蔵へ落雷、山里丸御修復御手伝か（『大阪市史 史料編第六卷』より））の勘定帳面を預かり、今天守長持の中に有りと続き、「勝手方」への言上は近習目付に頼むこと、大目付役が通達するのは、者頭・郡奉行・町奉行・鶴の間・京都留守居・元々・給人・惣領・隠居・其の外御家老中御支配の分となっている。以下よりは順不同と思われるほどの条目が多岐にわた

り、重複もあり、前後に関連性が見出しがたい。必要と思われる事柄を前もって準備として、藩の「日記」から調べ、本手控帳に記しておいたものであろうか。

高槻藩は京都火消役を担っているので、京都方面の火事については、対策が詳細に決められている。京都方面に火事の様子が見えたり、向日明神（現京都府向日市）よりの注進があれば高槻からの出動がある。出動に応じた板木打ちがなされ、城内外の辻々で打ち廻ることになっている。高槻から「御人数」が出た場合にも、火事の延焼・鎮火の状況により引き返す場所が異なり「人足賃金之定」等も必要となる。京都高台寺・京都大仏・京都二条御殿などの火事の際の「御人数」の引取り状況も記されている。また、大坂方面の火事については鳥飼村からの注進により対処、城に隣接する村々での出火の場合はその様子を見定め対処することになっている。城内での出火に対する藩士の消火体制、御霊神様御宮にある「御神体」の取扱いも記されている。

淀川・神崎川・大和川などの公儀普請もあることに備え三川の堤総延長、領分にある上牧村から前嶋村そして鳥飼村迄の堤延長も記されている。洪水に対しては「水所出役之覚」が記され、淀川に関しては、六地区ごとに水位高の目安が決められ、注進があれば出動する態勢、芥川・檜尾川も同様である。

次に、「矢狭数之覚」がある。総数二千五百六十、百七が不足とし、「御櫓」・「渡り御櫓」などと位置別に記されている。文化六年（一八〇九）に御用人方へ、これは前々から「日記役へ徒士目附引合^ニ而取調仕来り^ニ有之」とし「尤焼火之間^ニ屏風圍其内^ニ而取調」

と返答した模様である。軍事的情報の取り扱いの問題であろうか。

御城への賓客出迎えについて、誰がどの様な服装で、どのルートで、御門の開き方、幕の張り方、下座の有無など、役柄として知っていなければならぬことであろう。

これら危機管理的対応に加え、家中の役替・加増・新知・格式・家督・養子・隠居等の仰せ付けの場所、御礼の仕方等に関する大目付役の役割。その時の御礼銀の額や献上物の種類など。また名改め・袖留前髪取などの願いの受付。これら「人」に関する事柄で「神文」がある。仕事に対する誓詞に血判をさせることもある。あるいは、「御預り所毛見相済候^者例年之通跡廻り」、家老中の指示があれば部下を遣わし、適正にも関わ^る。そのほか、今様に言えば、諸々の「役職手当・人の手配・その賃金・皆勤への褒美・有給休暇・出張手当・病氣療養・・・等」に係する事務。中には足軽組の鉄砲星打ちで「皆中」の時の褒美について、殿様の「上覧」かどうかで上乘せがあるらしく、下級の者達を鼓舞することの大切さがにじみ出ている。「人」の扱いこそ大切なことである。

「物」の管理的な分野では、九代藩主直進時の辰巳櫓・石垣等の修復絵図面や各勘定帳面などが収められていたであろう天守へ、武器方以外の者が入る時は、部下を差出すのも大目付役である。家中屋敷に関する事務は大目付役の範疇で、引越し日は公儀精進日や御家精進日は延引させ届けを受ける。城内の御土居・堀・番所を管理するので樹木・草・藻にも気を使うが、「樹木へ鵜留り候節」や堀の鮒への対応は御用人方となる。八丁畷や西国街道の並木松も所管であり、八幡宮の額修復なども大目付役が担当している。

城内の橋渡り初めがあれば参加する。

また、七月・十二月には悲田院に御香典のため京都留守居との連絡もする。「御狩」の御供、「御目見」などの連絡。その他こまごましたことも、大目付役を通じて家中銘々に連絡されている。

④ 御歴代

高槻藩永井家の初代藩主直清から十二代藩主直矢まで、「御歴代」の経歴が記されている。誕生日・御性・逝去日・法号・在位年数などである。

⑥ 願届

藩士や子供のみならず親族の間におきる種々の出来事に対し、藩へ提出する願書等の書き方並びに印判の使い分けなどが具体的に記されている。内容は多岐にわたり、病氣・湯治・看病・お墓参りに至るまでの暇願いから、親族における久離・不通・義絶などの願書もある。そして最も家を守っていくために必要な家督、男子がいない場合は養子を、男子がいても嫡子に問題があれば順養子、更には嫡孫承祖、万一を考えた仮養子等々。これらの様式が非常に明確に記されているという事は、藩士の処遇に関わる大切なことであるだけでなく、(⑫服忌令)とともに、藩の組織体制を維持する上で大切であり、大目付役として重要な項目であると認識していたものである。

⑦ 凶事

刑罰には「御叱」・「差控」・「遠慮」・「閉門」・「御暇」や「苗字帯刀御取上ケ」・「一ト

間入」など種々記されている。不調法の内容や、出火の火元かどうかなど、又他所との関わりなどある時の取扱いもみられる。大目付役は、藩士閉門の場合も呼びには下目付、帰宅の時は更に徒士目附も遣わしている。又、「御吟味」に際しては、自白内容を認め爪印を取らせたり、決まった罰の読み聞かせなども徒士目附にやらせたり、「追払」の時は下目付を付き添わせたりもする。

本項目中に多分に示されているのは、葬式の節は「道具」を持たせることや「先供」・「出家衆」を立てることの是非、あるいは駕籠の使用等の取扱いなど、すべて身分により区分されることが詳細に記されている。身分を弁えないことは、心得違いとなり、してはならない罪ということであろうか。刑罰の執行に関しては、「公儀御仕置除日」が記されているので、藩においても参考にしたものと思われる。

⑧ 旧記

最初に「旧記抜書」と題されているが、何時、誰の時点での「旧記」であるかは判別できない。内容は多岐にわたり、具体の藩士名等による記録形式が多く見られる。色々な場面で、止むを得ず規範を守れない場合、願書による特例的な処理が多々あることがよく分かる。又、城内での例外的な扱いをしなければならぬ出来事、或は下目付の精勤に対する加増をしたこと等、大目付役が根拠として手控に記しておくことが必要であると考えたのであろう。元禄年代（一七〇〇年頃）からの記述も含め、種々の古記を伝える本項目は大変貴重なものと思われる。

⑨ 御参府・⑩ 御帰城

江戸への御発駕の日時が決まると御触が出される。ここから諸部門の準備が始まり出す。その段取りを手配するのも大目付役である。宿泊先の準備、道筋にあたる京口辺りなどの事前見分、足軽達の準備は十日以前からの準備の様である。またこの御発駕の時には殿様への御目見が行われるのでその状況も確認する。いよいよとなると鶴の間・広間や大手御門等が強化されるので当番者名を家老に報告、城内外の辻固めの足軽配置など緊張もいやが応にも上がっていく。そして御発駕当日を迎え、大手御門より出られる時に、「文化三寅年御発駕之節方御先仕・・・御駕籠脇へ罷出ル、尤其時御戸前有之候事」とある。出発後には、大井川が無事越せたと連絡があれば御触れ、江戸に着いたとなれば登城の御触れ、「御参勤の御礼被仰上」の便が届けば「御歛登 城」の御触れが出される。

「御帰城」の際は、「御暇被仰蒙候」の便が届けば御触れがでる。ここから「御参府」の場合の反対の形で準備が整えられていく。大目付役は「大手御門升形之内例之場所ニ而平伏」、家老の挨拶の後に御駕籠脇へ行き挨拶をして「例之通御先仕候事」とある。

以上の様に、大目付役は、御参府や御帰城に関して実質的には全般を知り得る立場であり、確認の作業をする重要な役目を果たしていたと思われる。

⑪ 御上京

「御上京之覚」と題した一丁程度の内容である。殿様が上京されるとなると、見附御

門は暮六ツ時で閉門、先発隊の派遣、京都での御玄関番や御帳付の準備などを指示、「御帰座」の節は山崎より注進があれば開門し、大手当番・鶴之間当番等も御出迎えする。大目付役は「御出 御帰座」共に、鶴之間縁側に出座となる。上京の目的ははっきりとしないが、殿様の「御出 御帰座」の場合の準備の動きは多少とも知ることができる。

⑫ 服忌令

貞享元年（一六八四）の制定とされているが、本文書では、元禄六年（一六九四）十月廿一日より始まり、その後の追加及び元文元年（一七三六）九月十五日の増補の条文も記されている。更に、「服忌令窺書鱗紙附」として八、九点の解釈確認と回答としての付紙あるいは下ケ札の内容が記されている。親族の死亡・産穢・血荒・流産などの穢れに対する服忌の日数を定めた規定である。

服忌令の最初に「実父母 忌五十日服 十三月、養父母 忌三十日服 百五十日」とし、続いて「遺跡相続或_者分地配当之養子_者実父母之如ク、同性_{ニ而}も異性_{ニ而}も、養方之親類実之如ク相互_ニ服忌可受之、…」とある。家督の重さと家を守るために養子制度がいかに必要だったかが良く分かる。一方、再縁に関し「姉之跡へ妹_者不苦、妹之跡へ姉_者難相成筋と奉存候」という下ケ札の書付が家老から渡されたのは天保十年（一八四〇）のことだと記されている。この服忌令の考え方が武士社会を支えていたのである。

⑬ 京火

高槻藩の位置が京都に近いので、京都の火事への対応は重要な任務である。京都方面

に火事の様子が見え次第、藩は動き出す。まずは「御使番」を遣わし、大火の様子であれば家老が率いる「御人数」という（火消団）も出立する。しかし、「御火消御用中」の「御当番月」には「御人数」は高槻藩の京屋敷に詰めているのですぐさま火消対応ができる。

大火時の「御人数」が動けば、当然殿様も出立される。「御定之通ニツ重版木^{ニ而}致支度、三ツ重^{ニ而}御供揃可申候事」となる。これら高槻藩の動きを「御使番」を通じて高槻藩京都留守居に伝わり、留守居は幕府の「御所司様」に、高槻藩の動きを報告するとともに活動の場所等の下知を受け、刻々と飛脚等を使い高槻と連絡をとりながら、間違いのない対応をとる。上京途中に火事が消えたとなると引返すことになるが、この判断については種々の場合があり、詳細に記されている。

以上、高槻藩の「表方」の要として、全般に関わっていた「大目付役」が「万控」として手元に携帯し、判断の権威、拠り所として利用したのであろう。実に、高槻藩内の様子が一つ一つ具体的に分かる基礎的な貴重な資料である。

『大目付役任免状』

本状は高槻市立しろあと歴史館所蔵「小倉家文書」の「任免状」(タテ 37.5 cm × ヨコ 47.0 cm)である。「大切之役筋」を「同役申合」入念に勤める様にとある。又、端裏書には任免時の状況が記され、任免を受ける時の緊張感が伝わる。

『諸役席順』

本文書は高槻市立しろあと歴史館所蔵の9丁からなる冊子(タテ 12.3 cm × ヨコ 17.0 cm)である。出所並びに作成経過は不明である。但し、奥書の形で、「私記」として家老・中老などの嫡子等の「被 召出」方が記され、「御定」ではないが「古例承伝之由」として記されている。加えて、享保十八年(一七三三)の家老の口上も記し、「此後、上之間以上之内并給人嫡子被 召出方、相替り候事歟」と結んでいる。

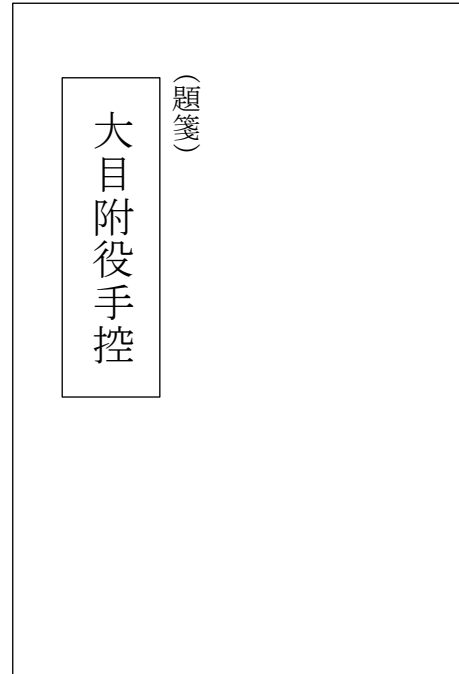
本文書により、高槻藩の役席の種類及び上下関係が分かるとともに、「表方」・「勝手方」の仕事内容が類推できる貴重な記録である。

釈文凡例

- 一、釈文にあたり、史料の体裁はできるかぎり原本にしたがったが、文章が続いている場合は原本の改行によらず、追い込みとした。但し、平出と思われる場合は原本にしたがった。
- 一、原本の丁数を（001）表・裏と示した。但し、追い込み文の表・裏の改行は（□）で示した。
- 一、本文の字体は原則として常用漢字を用い、俗字は正字に改めた。
- 一、文書を読みやすくするため読点「、」及び並列点「・」を適宜いれ、闕字は一字あけとした。
- 一、変体がなほ平かなになおし、片かなはそのままだにした。
- 一、合字である「ㄉ」（より）はそのまま使用した。
- 一、助詞の「与」・「茂」は「と」・「も」とし、「者」・「而」・「江」・「ニ」・「へ」はそれぞれ小文字で表し、右に寄せた。
- 一、「中小姓」・「中小性」及び「百姓」・「百性」は原本通りとした。また、原本の「斗」は、（はかる）と読む場合は「計」とした。
- 一、判読できる文字は見せ消しとして、（々）を該当文字の左側に示した。
- 一、綴代・虫損・汚れ等で、判読できない箇所は字数分を□とした。文字によっては原字をスキヤンしたものもある。その他誤字や衍字と思われる箇所などには適宜（ママ）（カ）（衍カ）等とした。
- 一、本文上欄には、翻刻に際しての経緯及び地域的な事柄などについて記載した。

(題箋)「大目附役手
控」は本書の翻刻で
あり、大阪府立中之
島図書館の目録名は
「高槻藩大目付役万
控」である。

(表紙)



(表紙裏)

(朱書)

「△ 自分書加

右大橋氏認加也

▲ 自分書入
」

(001)
表

年中行事

正月

一元日、御礼、五ツ時揃、御旗奉行ヨリ御給人迄并御代官、於御書院御流盃

頂戴、御家老中御披露、役方呼次

一 御先手組小頭・郡組小頭、御料理之間ニ並居、大流頂戴ス

一 足輕目附、御料理之間ニ小頭と一所ニ罷出、大流頂戴、是寛政十一未年元

日ニ罷出ル、夫迄ニ日ニ罷出候

一 席々以惣代

若殿様江御祝儀、御家老中御席へ罷出申上ル、尤例年之通被申上候様相達ス

(001)
裏

一 永井信濃守様へ御家老中披露状、御家老中名宛ニ者頭行事ヨリ「役方へ被差出、御用人中へ差出置

一 御在府ニも今日ヨリ十五日迄、鶴之間番交代ニ被相勤候

一 今日ヨリ七日迄、御玄関前足輕立番差出ス

一 御在府ニ表方・御勝手共、御家老中御礼被成御請候

一 二日、御礼、同刻揃、御用人中ヨリ惣御勝手向御歩行並迄、御流盃頂戴、惣

領衆役方呼次、御用人中始御家老中披露之向役方呼次呉候様、御用人中頼有之節ハ呼次候例有之

一 惣領衆、

若殿様^江以惣代御祝儀被申上候様申達ス、御席^へ罷出被申上候

一 御徒士目附^方御普請目附迄、

若殿様^江之御礼、以惣代役方迄被申事御家老中^へ申上ル

一 東太郎左衛門落間東角^{ニ而}披露、其席^{ニ而}大流頂戴、役方挨拶罷出ル

一 無格小役人・坊主組、御料理之間^{ニ而}大流頂戴

一 御乗初

殿様御馬見所^へ御出被遊候、御家老中被成御出候得^者、役方役下不残召連罷出

ル、役方田中伊右衛門殿門前^ニ罷在、御徒士目附・下目付^者会所西^ニ罷在、馬

場末^ニ下目附、御厩御門舛形^ニ郷目附置候

一 殿様御城入被遊、御家老中御登 城有之候得^者、役方御城^へ罷出役下為引取、

登 城之上御席^へ罷出、御乗初御祝儀申上ル

(002)裏
一 御在府^{ニ者}今日、江戸状役方^方出ス

一 御家中隠居、明日四ツ時揃被申候様、廻状^{ニ而}申達ス

(002)表

一三日今日迄、役方熨斗目麻上下

但シ、御在府^{ニ者}服紗小袖

一会所出初、四ツ時罷出役方付^ニ揃被申候哉為聞、揃被申候^者此方^方郡方詰所^へ罷越、祝儀申述詰所^へ引取居候、段々役順^ニ祝儀申述候、年行事方も此方^へ計^者罷越祝儀被申述候故、此方も引掛罷越祝儀申述ル

一御在城^{ニハ}今日、江戸状御用人方^方出ル、同役^へ書状出ス

一四日、裏付上下

一五日、右^ニ同

一六日、羽織袴

(003)表
一七日、服紗小袖麻上下御席^へ罷出、七種御祝儀申上ル

但、御在府^{ニ者}羽折袴^(織)、七種之御祝儀申上ス^(ママ)

一江戸状取集

一十二日、郡奉行中勘定役方会所出席、御用番計御城

一十三日、明後十五日御具足御鏡頂戴之小触差出ス

一 此節迄^ニ、者頭・鶴之間・御広間・見付皆勤、御徒士目付^{ニ而}為改書付候^而御家老中^{江上ル}、其外旅勤度数、武芸印可目録等相改、書付上ル

一 十四日、爆竹焼候^ニ付家近所^{ニ而}不仕候様、下目付見廻り差出ス

(003)裏
一 十五日、御具足御鏡頂戴、五ツ時揃、御徒士并迄^並被成下候、鶴之間以上八熨

斗目麻上下着用、其以下服紗小袖麻上下着御礼、惣代旗奉行被勤候、若御旗奉行引込之節ハ行事者頭被勤候

但、御在府^{ニ者}御鏡頂戴無之、御帳^{ニ而}相濟

一 十六日、郡方勘定、御家老中四ツ時会所^ハ被成御出御見届被成候、御家老中

・役方裏付上下、郡奉行・代官中麻上下着用、会所方相揃候^ハ御家老中^ハ

御案内為致候、御出候得^ハ郡奉行中椽迄^縁御迎^ニ被出候、役方例之所^ハ出ル、御

家老中帳面可被成御覽被仰出候^者郡奉行中^ハ申達、郡奉行中初元^ハ中も被罷出、

(004)表
帳面元^ハ中御家老中^ハ差出被申候、御改印形相濟、役方^ハ御渡被成候^者此方

^{ニ而}見分、上り帳面ハ残シ下り之方^ハ郡方筆頭^ハ相渡、御家老中御引被成候、郡奉行中此方役所^ハ被参挨拶有之候、此方^も罷越安心被致候段及挨拶候

天神

上宮天満宮

(高槻市天神町)

藩祖永井直清が拝殿や石鳥居を建てたと伝わる。

一廿一日、江戸状取集

一廿五六日、天神法会^ニ付、御徒士目付差出ス

一廿六日、御家老中会所へ被成御出、諸役勘定御覧被成候、毎月同事末略

一廿八日、者頭中来月役割并御使番・御給人中遠方番書付、御徒士目附^ニ取計有之、毎月同事末略

一晦日、御給人中并役下夜廻り今晚限り^ニ御免被成候、其段町奉行中へ手紙^ニ申達ス、御借人之事元々・行事小頭へ申達ス

二月

(004)裏
一朔日、御礼、五ツ時揃、席々^ニ申上ル

但シ、御在府中^者五ツ時方四ツ時迄之内、御帳^ニ相済

一七日、江戸状取集

一十五日、朔日之御礼^ニ同シ

一廿一日、江戸状取集

一廿五日、天神隔年^ニ御湯・千燈上ル、役方壺人麻上下着用惣代^ニ参詣、役方付

惣持寺
惣持寺
(大阪府茨木市総
持寺)

一人召連候、徒士目附・下目附出役

一廿六日、御家老中会所へ御出被成候、諸役勘定帳御渡被成候

但シ、役方へ御渡被成候、夫々相渡

三月

一朔日、今月計御在城^{ニ而}も御帳

(005)表
一上巳御祝儀、五ツ時揃、鶴之間已上於御書院^ニ独礼、元^レ已下於席々御礼申上ル

但シ、御在府^{ニ者}席々^{ニ而}、御家老中被成御請候

一七日、江戸状取集

一十五日、御礼、四ツ時出仕、席々^{ニ而}申上ル

但シ、御在府中五ツ時^ニ四ツ時迄之内、御帳^{ニ而}相済

一同日方惣持寺無縁経初り候^{ニ付}、折々御徒士目附・下目附差出ス

一廿一日、江戸状取集

一晦日、足袋今日限

四月

一 同日ヨリ、鉄炮稽古初朔

一 五日、天神祭、下目付・郷目付出ス、組兩人出ス

一 七日、江戸状取集

(005)
裏
一 八日、古曾部・成合・安満神事_ニ付、下目附・郷目付差出ス、組方兩人差出ス

一 十五日、御礼、例月_ニ同

一 廿一日、江戸状取集

五月

一 朔日、御礼、例_ニ同

一 五日、端午御祝儀、上巳_ニ同

一 御幟、朔日_方今日迄、拝見御免

一 今日_方单袴着用

一 七日、江戸状取集

一 十五日、御礼、毎月同事

一 廿一日、江戸状取集

廣智寺
廣智寺（高槻市天神町）

悲田院
（京都市東山区）
高槻藩永井家の菩提寺。泉涌寺山内にある。

六月

一朔日、御礼、毎月同事

一七日、江戸状取集

(006)表
一十日、廣智寺千日参、御目附差出ス

一十五日、御礼、毎月同事

一廿一日、江戸状取集

一土用入三日目、五ツ時方四ツ時迄、伺御機嫌登 城、御帳ニ付ル

一此節、植付見分、郷目附差出ス、尤郡方方植付相濟候ハ、沙汰有之也

七月

一七月朔日、御礼、例月同事

一七夕、端午ニ同シ

一此節、悲田院御香典式百疋、京都御留主居へ手紙添遣ス、御徒士目附方ニ而取計

一七日、江戸状取集

一十日過、盆中御触出ル

理安寺
(高槻市京口町)

(006)裏 一十四日夜方十六日夜迄、躍場へ御徒士目付・下目付差出ス、躍番足輕差出候

様行事小頭へ申付ル

一十五日、今月計御礼無之

一十四五六日、燈籠廻り、御徒士目付・下目付差出ス

一十四日・十五日、御在城ニハ御家老中御登 城有之候得共、御礼当月計無之

一十八日、廣智寺へ郷目附差出ス

一此節、弁天曲輪ニ而洪春初ル、御在城ニ者御用人中へ及噂

一廿一日、江戸状取集

一廿三日四日、理安寺地藏会ニ付、下目付差出ス

一晦日、鉄炮稽古今日限り

八月

一八朔御礼、七夕ニ同し

一七日、江戸状取集

(007)表 一十一日、庚申堂護摩ニ付、下目付差出ス

御霊神祭礼

慶安二年（一六四九）八月二十四日は藩祖永井直清の高槻城入城の日である。

若宮様

永井神社（高槻市野見町）野見神社の摂社として、第九代藩主永井直進が寛政五年（一七九三）に藩祖永井直清の霊神を祭神に勧請し創建。

一十五日、毎月同事

一廿一日、江戸状取集

一廿四五日、

御霊神様祭礼^ニ付、萱蔵前箱番^江式人、桜馬場橋詰^へ老人足輕差出ス、行事小頭

へ申達ス

一右両日、御神祭^ニ付御登 城無之、役方不罷出候事

一役下、^(ママ)燈灯見廻り差出ス

一御子様方御出被成候得^者、御米改之御役人様御越之節之休足所明サセ、北西

江御幕^{ニ而}立切

一三御門御留守^{ニ而}も両夜共四ツ時迄、往来・女出入とも御免

一御城内所々^(ママ)燈灯差出ス、下目付取計

(007)裏

一若宮様御道筋之分、御家中屋敷前燈灯差出候様寛政八年被 仰出候、町方子

供太鼓或ハ練物御城内^{へ者}入不申候処、御子様方御覽被成候^ニ付、翌巳年方御

城内へ入、御家中屋敷前通候事被成御免候

一 廿八日、郡奉行中・御代官中毛見神文、於御書院御家老中御見届被成候、御家老中^者上之御書院之内^ニ御列座、郡奉行中被罷出候様申達候^へ者、次之御書院内^へ被罷出候、役方^者耕作之間^ニ罷在、神文御見届可被成候旨被仰渡候得^者、誓紙并硯箱郡奉行筆頭^へ相渡ス、順^ニ神文被致此方前^へ持参被致候、則、御家老中前^へ致持参差置候得^者御覽被成候、神文御見届被下致安心候段申上、郡奉行鹿之間^へ退被居候、代官中〔^(縁)神文御見届可被成候段被仰出候得^者、其段郡奉行中^へ申達ス、郡奉行御書院南椽側^ニ罷出被申、誓詞・硯箱郡奉行筆頭^へ相渡候^へハ受取、御代官筆頭^へ被相渡候、代官中神文相濟候^者郡奉行前^へ被差出候、郡奉行受取此方前^へ被差出候、受取候^而御家老中^へ入御覽相濟候、郡奉行中御挨拶被申上、当年毛見之節御目附中御差出被下候様被申上候

九月

一 朔日、御礼、毎月同事、今日方裏付袴袷着用
 一 四日・五日、天神祭、郷目付差出ス

(008)表

天王
野見神社（高槻市野見町）鎮守社 式内社
当時、牛頭天王を祭神とし、高槻城三之丸内に在。

八幡
八幡大神宮（高槻市八幡町）

一六日、富田祭、徒士目附・下目付差出ス

(008)裏
一七日、江戸状取集

一九日、重陽御祝儀、八朔ニ同シ

一十日、今日方足袋御免

一十三日・十四日、天王神事ニ付、三御門とも夜四ツ時迄御在府ニ而も、女出入御免

一十四日、御在城御在府ニ而も御登 城無之、役方も不出

一御城内御上并御家中燈灯差出候事
(ママ)

若宮様御神事之通

一足輕立番、十四五日出ス

一十四日・十五日、町方太鼓御城内へ入候事、八月ニ同シ

一八幡神事ニ付、町方練物・太鼓等十四日ニ同シ、役下差出ス

一廿一日、江戸状取集

(009)表

十月

一朔日、御礼、毎月同シ

一七日、江戸状取集

一十五日、御礼、同事

一廿一日、江戸状取集

十一月

一朔日、御礼、毎月同シ

一七日、江戸状取集

一十四日、天王御火焚_ニ付、下目付差出ス

一十五日、御礼、毎月同シ

一八幡御火焚_ニ付、天王同事

一廿一日、江戸状取集

一寒_ニ入三日目、四ツ時方九ツ時迄之内、窺御機嫌登 城、御帳_ニ記之

(009)裏
一月末、来月方御給人衆夜回り被仰〔付候段廻状_ニ而申達ス、御借人足輕_者行事

小頭、槍持中間_者元_レへ申達ス、役下_江も相廻り候様申渡ス、町奉行へも案内申達ス
但し、若足輕人少_ニ而拵_ニ而出候節_者廻状_ニも其段申遣ス、御歩行目付へ沙汰致

候事

一来月方内火之廻り新組被差出候様、御勘定奉行へも申達候事

但、両番・見付・三番所へも、内火之廻り有之段申達ス

十二月

一 当月会所方不残、朔望之御礼御免之儀申上候趣、勘定奉行噂有之、徒士目附へも申達ス

一 朔日、御礼、毎月同事

(010)表 一同夜方夜廻り、御給人・役下も同断初り、町「方自身番も初ル

一 四日、当月計江戸状取集

一 十日、銀納相極、郡奉行・役方・元入札致、御家老中へ差出ス、御家老中

ニ而 被成御極候

一 十三日、御煤払ニ付相済候後、役方・御用番計麻上下着用登 城、御祝儀申上ル

但し、御在城計

一 十五日、御礼、同事

「十三日」の条は、原本では下部に書き足しとなっている。

一十七日、今月計江戸状取集

一此節、会所方・御作事方・組方皆勤相改メ、御家老中へ差出ス、但シ会所方・御作事方隔年、足輕毎年也

尤、行事小頭へ被下候趣申達ス、鳥目下目付取計

一役下御褒美も隔年ニ被成下候

一上納之類差出候様申達ス

一除夜、御用番計麻上下着用ニ而致登 城、御祝儀申上ル

(010)
裏

但、御在 城計

一博奕・火之元御触出ル

一悲田院御香典、京都御留守居へ差出ス、御徒士目付方取計、金弐百疋

一歳暮・年頭之小触差出ス

一仕出方鳶頭へ銀子差出ス

一歳末之御礼、八ツ時方七ツ時迄、御帳、役方暮時方罷出、御家老中へ御祝儀申上ル、尤平服

諸事（ゴシック文字）

011 丁の真ん中に墨書され、冊子前小口に墨線となり「見出し」の役をはたしている。項目名として本位置に置いた。（以下同じ）

(011)表 諸事

但し、御在府^{ニ者}御家老中夕方御登 城無之候間、昼之内御席へ罷出、御祝義申上ル

一 文化七年方御在城御在府^{ニ而も}、夕方御家老中御登 城無之段相極ル

一 鶴之間・武具役役引、出番元日より御番、例之通注連之内鶴之間交代番之事

諸事覚

御軍役

一 高三万六千石

一 騎馬四十騎 一 槍八十五本

一 弓三十五張 一 鉄炮五十挺

一 旗 七本

一 役方御使役出シ印、金銀短尺長サ弍尺壱歩幅三寸四歩、其以下無之

大目附役神文前書

(ママ) 起證文前書之事

一 御奉公之儀、万事御後闇儀不仕、被 仰付候御法度相守可申事

一 御目附役被 仰付候内、御家中善悪并御法度相背候者勿論、御為ニ悪敷儀早速可申上候事

(011)裏 一 御家中之儀者不及申ニ、雖為他所も御為ニ相成候儀者、無遠慮可申上事

一 諸役人御後闇儀仕私曲於有之者、御家老中初急度可申上事、附、構私臆負之沙汰とシテ邪成儀不申上、諸事有体ニ可申上候事

一 御仕置筋之儀、私ヲ立御為悪敷様御後闇批判仕間敷候事

右之趣於相背者、奥書略之

宗明院

藩祖永井直清の諡号。

大坂御手伝

『大阪市史 史料編 第六卷第二節武備』

に「大坂城内硝煙蔵に落雷……、一御城御修復御手伝被仰付候衆中……山里丸御手伝永井日向守殿……」とある。

(012)表

一 役方方言上有之節者、御近習目附相頼候事

但シ、京都火消詰中御手合言上之節者、同役名宛ニ認差出ス、御用人相頼差出ス

一 役方方通達之役々

者頭 郡奉行 町奉行 鶴之間 京都留主居 元ノ 給人 惣領 隱居 其
外御家老中御支配之分

一 御広間御鑑札相改候節_者、役方御広間_江罷出受取直様持参、一忒御家老中へ差

出候、合札御渡被成候へ_者一所_ニ持下り、御徒士目附中へ相渡、夫方先規之通

及取計候、扱御認替相濟、御家老中御渡被成へ_者御徒士目附へ相渡、役方_者御

広間へ罷出居ル、御徒士目付御鑑札持参、御広間御番士中へ相渡候事

(012)_裏一 郡奉行中不残出役被致候節_者、郷火者頭中より出役被致候様被 仰付候、尤御

家老中被 仰渡候趣、以手紙役方より申渡ス

但、行事者頭中へ申遣候事

右郷火者頭中へ被仰付候得_者、其段行事小頭厩割場へ、下目付ヲ以申達候事

御免之節も同断

一 御給人へ御使役代勤被 仰付節_者、御家老中御席_{ニ而}被 仰渡、役方も侍座ス

但し、御用人方へも及噂候事

一 水所割組替之節_者、郡方へも通達致候事、尤御徒士目付より裏判方へ書付相廻候事

半知にて地廻り借人

一五拾石方貳百貳拾石迄 三人

一二百三拾石方三百貳十石迄 二人

(013)表
一三百三拾石方五百三拾石迄 一人

御家老中・御用人中^者増減有之

一五月三日、例刻方会所へ出席致、諸役相揃候哉役方付ニ為相尋、揃候得^者御家

老中へ御案内申上、御出被成候節御出迎申上、夫方一統相揃候段申上候、左

候得^者元へ中^方宜候哉相尋候ニ付宜段及返答、郡方向座諸役も相揃候得^者郡方

方揃候段被申上候、御家老中御出座ニて、役方へ諸役御勘定帳面御下ケ被成候、

御受取申帰座致候^而、上り下り見分席順ニ相渡相済候得^者御家老中へ申上候口上

左之通、御勘定帳面諸役々へ相渡、上り帳面之分^者役方へ御預り申、例之通

御天守へ相納候段申上候、左候得^者諸役々引申候、役方も引詰所へ控居候へハ、

(013)裏
諸役々方御勘定帳面「御下ケ被下安心仕候段挨拶ニ被参候ニ付、御安心可被成

候旨及挨拶候、郡方・役方ハ不参候

附、元々方へ相渡候帳面之分、渡方壱冊山方一冊搗屋一冊、右三冊元々
上席之者へ相渡候事

(014)
表
(白紙)

(014)
裏
一年頭・五節句・月並其外都而御家中登 城有之候程之儀者、役方相揃御席へ罷
出申上ル

一御家中煩付者御用人方相頼差上ル、御家老中へも麁紙ニ而上ル、御徒士目附認
之、寛政七卯年と不参と申事相止、断と可申、年頭煩付計者不参と認候得共
此已後引込と認可申、不参と申儀者御家老中計之由被 仰聞候

一御家老・御中老被 仰付候節者、惣下座之儀申達ス
一旗奉行・用人・者頭・郡奉行・町奉行・大目附被 仰付候砌者、三御門箱番へ
番人下座仕候様以足輕目附申達ス、惣足輕下座之儀行事小頭へ申渡ス

(015)
表
一御家中之銘々役替被 仰付候節、其同役〔案内申遣ス、御番一通之勤者不及其
儀候

一 役中御用^ニ付、遠方^へ被罷越御借人申付候節^者、切紙^ニ而^ニ行事小頭^へ申達ス

何某儀、御用^ニ付、何方^へ被罷越候、御借人足輕何人可被申付候、以上

月日

目附

行事

小頭中

一 中間借人^者割場宛^ニ致遣ス、尤元^ノ方^へ申達ス

一 役下之銘々^江御用^ニ而^ニ手紙遣候節^ハ、役名候得共中と相認候也、御徒士目附中・足輕目附中^ノ類也

一 御家中屋敷^者役方支配、御長屋向^者御用人・役方両支配^ニ付、長屋向取計之儀

互^ニ及相談

(015)

裏^者一 御家中屋敷取計^者御徒士目附差出ス、長屋^者下目附計差出ス

一 御家中之銘々他行出勤・引込、其度毎^ニ御家老中^へ申上候様被仰出候

子十月

一 御家中縁組^ニ付引越候儀被相届候節、

^{十二日・廿日ハ重キ御精進日。}

公儀御精進日^ニ付、右之日柄^ニ候得^者相延候様被申候様挨拶可有之候、其余御

十二日は第九代將軍徳川家重の忌日、二十日は第八代將軍徳川吉宗の忌日が宝曆十四年の直近である。

免と申^二者無之候得共、届出候へ^者承り置可被申聞候

一 御家御精進日^者勿論延可申候、其余届出候得^者承届可被申聞候

宝曆十四年申二月廿八日

一金百疋宛 (十二月末 御事初) 徒士目附

一同 (正月御事初 皆勤別段百疋) 普請目附

一同 (十二月末 皆勤別段百疋) 厩目附

(016)表 一同 (正月御事初 皆勤別段百疋) 中間目附

一 銀三両宛 (正月御事初 十二月末) 下目附

一同二両宛 右^二同 郷目附

一同一両宛 右^二同 目附付

右隔年^二被成下候

一 足輕皆勤^者、一組式貫五百文壹人前式百廿六文宛、惣皆勤^者別段壹貫文壹人前

八拾八文ツ、御旗組取計同断、壹組壹ヶ年^二廿五人迄之煩^者皆勤^二相立候、郡

組・町組・会所新組も役方^二而取計候得共、郡奉行中・町奉行中へ申談支配頭^二而

取計^二相成候、右每年被成下候

(016)
裏

一者頭・鶴之間三年皆勤^者卷上下式具、御広間三年皆勤^者卷上下一具、見附番三年皆勤^者中小性並卷上下一具、其已下皆銀三兩、一ヶ年皆勤^者無差別御酒料銀

式兩、御番數〔百余^者銀一兩、北御門小頭三年皆勤銀三兩

一 小頭御褒美被成下候方^者、半切紙^二認候^而御家老中役方^へ被成御渡候、於詰所行事者頭^へ申達ス、芸術^者支配^へ御直也

一 会所毎日出^二相成、月^二三度之不参^者皆勤^二相成候、式日相立候^{而者}、月^二一度之不参^{二而}も皆勤^二不立候事

一 同定式之御褒美^者日數三十日迄之引込^者被成下候、三十日過候ハ、不被下候御定也

一 御作事小奉行^者引込三十日迄^者金百疋被成下候、六十日迄^者銀三兩被成下候

一 同職^者五十日迄^者銀三兩被成下候、百日迄ハ銀式兩被成下候、尤皆勤^者別段被下候事

一 芸術^者印可之届有之候得^者御家老中^江申上、格式無差別卷上下式具被成下候、

(017)表

目錄者一具被成下候

一他勤度数及七度候得者百疋被成下候、其余七度宛百疋増被成下候

御席触

一御家中之銘々相続之忒無之養子相願候得者、御家中并他所^{ニ而}も親類内方取極

可申候、故も無之他人方取極義無用可為候、乍去親類之内養可申者無之、又

者無^者扱^{ニ而}扱^{ニ而}親類方難取極、他人方養候事も有之候得者、其扱具^ニ申上可差出候事

一実子有之候共、格別病身杯^{ニ而}無^{ニ而}覺束候へ者、養子仕候儀も有之候へ者、其節

無扱扱申上相願可申候

一養子トシテ他所へ遣候事一類之内相談之心当も無之候得者、差遣可被申候

(017)裏

宝曆十四申年

十一月廿八日 家老

一悲田院^{ニ而}御法事有之候節者、江戸御^(家中方)□□御香典上り候^{ニ付}、高槻・江戸一所於

爰許高割^ニ為致取計置、追^而江戸方取寄爰元割と一所^ニ元^ル方へ返濟、清光院^{ニ而}

御法事之節も江戸^{ニ而}右之通

清光院
(東京都品川区)
高槻藩永井家の菩提寺。

天真院
第五代藩主永井直英
の諡号。

同年申正月

右之通相改候由、御家老中被仰聞候^ニ付、四月十七日

天真院様五十回御忌^ニ付及取計候

一 知行之銘々被成下候役料、向後高^ニ而も扶持^ニ而も金銀^ニ而も月割^ニ被成下候、上
り候節も同断

一 一切府・切米取^ニ被下候役料^者、月割^ニて被成下、上り候節も同断
右之通相改申候

(018)
表

宝曆十一巳十一月

一 御加増・新知・家督、高^ニ而役料等被下候節^者郡奉行中へ申達ス、御扶持方^ニ候
得^者元々中へ申達ス

一 知行取之面々、御加増或ハ家督被成下候節^者、年行事方へ申達ス

一 御給人以上之嫡子、道具為持候義^者届^ニ不及候事

一 二男・三男道具為持候義^者、親方相届、御家老中御聞届之上、為持候事

丑五月

右之通相心得候様、長田岡次郎殿被 仰渡候

但シ、嫡子・二男・三男共、道具為持候事届ニ不及候段、其後未年被

仰出候

天明七年十一月十日

一 御叙爵之御祝儀、五ツ時方四ツ時迄之内登 城、平服_{ニ而}相濟

(018)
裏

戌十二月

一 御城内普請橋渡初之儀_者、御家老中・役方・御普請奉行其余、此方役下之者

共召連ル、以前_者、御家老中御壺人_{ニ而}麻上下御着用被成候様古キ日記_ニ相見

へ候得共、近来桜之馬場橋掛替渡初有之節、御家老中不殘平服_{ニ而}御渡り初有

之候、出丸仮橋渡り初ハ御家老中御出無之事

一 御目見無之嫡子、名改・袖留・前髮取之願、是迄役方_{ニ而}承届候得共、向後_者

御家老中へ申上、御聞届可被成候段被 仰渡候

明和二酉年五月

一 足輕小屋風潰_ニ付拝借相願候得_者、一人前銀百匁御借被成、外_ニ葭五把・竹三

京都御屋鋪
(京都市中央区)
京都に設けた高槻
藩永井家藩邸。

東・繩壺束被成下候、銀子五ヶ年^ニ上納

(019)表

右願^者、行事小頭方^ハ願書承り届候得^者、元^ノ中^ハ小頭証文差出、銀子并

葭・竹・繩下行^ニ而受取

一 京都御屋鋪^ニ有之御火消道具・其外御武器・御陣小屋、役方預り^ニ而万端取扱、
足輕目附^ハ申付候事

一 御参勤之節、御道中足輕支配^者御供之御用人^江被仰付候、先年も御用人方^ニ而

心得違有之御請不被申上候^ニ付、役方^ニ而調候様被仰付、則先格共吟味致申上、

御用人方^ニ而御請被申上候

右之訳未年日記^ニ委敷有之候

古曾部焰^(硝)藏建札之覚

一 御蔵近所^ニ而一切火類無用之事

一 殺生鉄炮打申間敷事

(019)裏

一 無用之者、此所にて立休ヒ申間敷事

右札三枚、内一枚ハ禁制、二枚ハ定と有之、文言三枚共同断、御門掛候

札一枚制禁也

享保十七年子十一月

右書替之節^者物書^へ被仰付、認出来之上役方^へ御渡被成、御武具方^へ相渡ス

天明七未年五月日記^ニ有之

無用之者と有之候、此度^者用事無之者此所^ニ立やすらひ申間敷事と有之

一御武具方支配^(硝)焔焔蔵番、休足相願候節^者役方^へ被申聞候、御家老中^へ申上、御

聞届之儀^者御武具方^へ御直^ニ被 仰渡候

延享三丙寅九月

右之通相心得候様、御家老中被仰聞候

(020)
表
一古曾部村焔焔蔵^(硝)武具方被参候節^者御^目附差出ス、並焔焔蔵番小屋引渡御目附

差出ス、取計為致候事

一組小頭小屋地面二夕小屋分、此一卜小屋半建物之地、半小屋^者菜園場之由、

此度片岡恰組下友田武助小頭被申付候節左之通割渡候、役方下之者も覚居候

旨、二間分^(軒力)小頭小屋地、一卜小屋分^者惣組小頭之菜園場之よし申聞候、組^ニ寄、

小屋地面段々広狭有之候様ニ申聞候、此度右之通割渡候ニ付、記置候

一御給人嫡子御徒士ニ被召出候節、其身兼御目見相濟候得者親子とも御席ニ而被
仰付候、未御目見無之内者其親へ被仰渡、本人者御料理之間ニ罷在親方承候、其
上ニ而御用人方へ引渡候

(020)
裏

但シ、御中小性被召出候節者、御目見無之「而も親子とも御席ニ而被 仰付候事
一御中小性・御徒士・無格小役人、其身分被召出候節并妻女・養子引取之節寺受
証文出候事ニ候、近来差出不申方も有之様ニ相聞へ、前々之通無間違寺社奉行
へ差出候様可被相達候、已上

九月

一御家老中被仰渡候者、御足輕毎々江戸詰罷越候ニ付、上納弍重ニ相成、殊之外
難儀仕候ニ付、願も有之候故、重り候者一ツ分先御免被成候、上納之儀ニ付御
免被成候而者外へも差支相成候故、跡へ廻し追而思召も御座候由、為後日之書付
致置候様被 仰渡候

安永七戌年九月廿九日

一 鶴之間以上役儀、御加増・格式・御役料之御礼、御書院^{ニ而}独礼

(021)表
一元^レ以下^者、鹿之間東窓之下御通懸、但シ家督御礼ハ御書院^{ニ而}独礼

一 惣領、初^而御礼・御目見之節、鹿之間東ノ窓ノ下西向^ニ座、尤御通懸、年始^ニ

候得^者御流之席^{ニ而}御披露相濟

但シ、御留主^{ニ者}鶴之間椽側、役方ヨリ初^而御礼申上候段申上ル

一 御代官役儀之御礼、鹿之間北之戸際、御供頭・御中小性・同並迄同所、尤御
通り掛

一 御徒士目附・普請目附・厩目付役義之御礼、耕作之間^へ参り候、廊下

一 幼少^{ニ而}家督被仰付玉菓差上、直^ニ五節句之御礼^ニ罷出被申候得^者、玉菓計差上

候^而相濟、暫も得罷出不申程之銘々^ニ候得^者、追^而罷出候旨役方^へ被申込、其段

(021)裏
申上ル、**御**在城之節、御書院^{ニ而}独礼、征矢献上、御在府之節^者、御広間^{ニ而}一

統之御礼被申上候^而、御用部屋^{ニ而}御家老中御達被成候事

但、献上物同断

向後、右之通取計候様被 仰出候

宝曆十二年閏四月

一 御家老中二男初^而御札、独札

一 役方 加増 役料 新知 格式

右之分本人計御札披露状可被差出候、但し拙者共^へも本人計御札状被差越候

一 隱居家督被 召出、右之分^者親子共御札披露状可被差出候

但し、拙者共^へ親子共御札状可被差出候

宝曆七年丑七月被仰出候

(022)
表

一 御在城之節、家督被召出、新地・役替・加増・格式・役料、右之分御札申上

候事

但し、隱居被仰付候節^者、御札披露状ヲ以申上候事

一 御在府之節^者、右之分御札披露状ヲ以、親子共差上可申候事

但し、拙者共^へも親子共御札可被差越候事

宝曆十一巳年改

一 加役之御札^者不被成御受候得共、役料・格式之御札^者近年被成御受候

一相願隱居被仰付候節、御在城^{ニ者} 爰元御家老中迄御礼披露状差出、御在府^{ニも}

江戸御家老中迄披露状差出ス

一初^而御礼 征矢 一家督御礼 玉菓

一加増御礼 火繩 一新地御礼 関弦

(022)裏

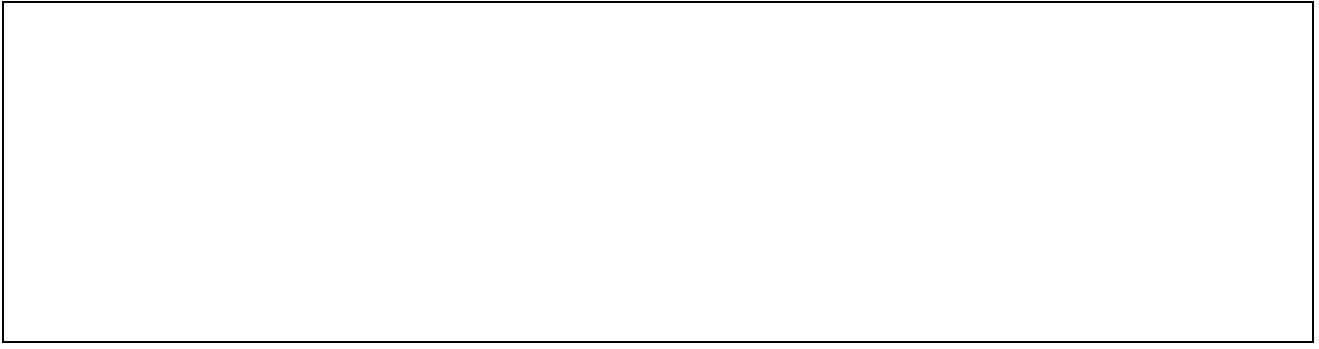
右目錄相認、鶴之間当番中へ差出ス、尤、代銀添候^而相渡ス
但し、御用人方へ相渡ス事

右目錄認様

進上 御征矢 已上 実名

宝曆四戌年六月
ヨリ、実名相認候様
被仰出候、麻上下着用也

御礼銀納之覚



(023)
裏

(023)
表

七百五十石ヨリ	七百石迄	六百六十石方	六百五十石迄	六百石迄	五百六十石方	五百六十石迄	五百石方	五百石迄	四百六十石方	四百五十石迄	四百石迄	三百六十石方	三百五十石迄	三百石迄	二百六十石方	二百五十石迄	二百石迄	百六十石方	百五十石迄	百石ヨリ	九拾石迄	五拾石ヨリ
---------	------	--------	--------	------	--------	--------	------	------	--------	--------	------	--------	--------	------	--------	--------	------	-------	-------	------	------	-------

同十三匁	同十二匁	同十一匁	同十匁	同九匁	同八匁	同七匁	同六匁	同五匁	同四匁	同三匁五分	同三匁	同貳匁五分	銀貳匁
------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------	-----

七百六拾石 <small>方</small>	同十四 <small>匁</small>
八百石迄	
八百十石 <small>方</small>	同十五 <small>匁</small>
八百五拾石迄	
八百六拾石 <small>方</small>	同十六 <small>匁</small>
九百石迄	
九百十石 <small>方</small>	同十七 <small>匁</small>
九百五拾石迄	
九百六拾石 <small>方</small>	同十八 <small>匁</small>
千石マテ	

已上

但シ、十人扶持方御直之新地ニ準シ、七八人扶持ニも銀弐匁

一年行事方被仰付候ニ者、御礼無之事

(024)表 一 献上物者御徒士目附已上也

一 是迄無足御給人之悴、鶴之間椽側ニ而惣領中一所ニ御礼申上候得共、以来者御

差留被成候、御目見之儀相願候得者、御料理之間ニ而御徒士と御徒士并之間之(並)

席被仰付候間、此段相心得罷在候様被 仰渡候、御広間御番へも及尊置候

天明三卯年三月十日

一 無足給人・給人格悴共、向後御歩行次之席と被 仰付、御用人方へ御付被成候

文化二丑年八月十日

一御先手組小頭、向後年頭・五節句御目見被仰付候事

但シ、御礼席_者御料理之間北の戸際西東_ニ並居可申事、右_者他席之前後無構一席と心得候事

(024)
裏

天明元丑年七月七日

一下目附・郡組小頭同断、是迄七月十三日被仰付候事

一御先手組小頭・郡組小頭、向後御歩行並次席_ニ被仰付候事

文化六年巳正月十五日

一御門鍵固メ共外役之衆_へ初_而被仰付候節_者、御家老中御席_{ニ而}被仰渡候、但シ他

役_へ被仰付候節_者侍座ス、御免被成候節_者役方_方申達ス、二度目_方者被仰付候

節も役方ヨリ申達ス、他役助被仰付候節_者、下目附ヲ以御番所_へ其段申達候事

一無足之銘々、転役被仰付候其役相応_ニ御加増被成下候得_者、其身_方相願退役被

仰付候節、又御上_方御免被成候節も、右之御加増_者御引上_ケ被成候

(025)
表

一御供・自分道中とも道中勘定仕寄申候、若十日迄之内、御勘定難相済訳有之

浄因寺
(高槻市城北町)

候得^者其筋へ可届申候、右已後十日目相済不申候得^者、追々相届可申候

宝曆十一巳年十一月

家老

御目附中

一殿様御上京宇治へ御出之節、役方鶴之間椽側^(縁)江罷出ル、御帰座之節同断

一殿様年始御上京被遊候節、浄因寺惣年寄掛屋大津屋庄三郎御目見罷出ル、町奉行寺社役^江手紙差遣ス

一火之廻り番、式番勤候処此度三番^ニ勤度願、人少之節^者前之通式番^ニ勤、普請有之節も二番勤^ニ差出候筈、行事小頭成合只右衛門・大河原金蔵へ承届候段、申渡ス

(025)
裏

安永二巳年十月廿六日

一隠居相願候得^者、御取計方有之候間以後其心得^ニ而申上候様、御家老中被仰聞候

安永七戌年十月日記^ニ有之

一沢田出衛淀方妻女引取之節、大手御番所幕為打候、其後仁平蒞膳所方妻引取之節同断、尤番人稻妻袴着候事

一 悲田院輪番爰元^レ被參候節、駕籠^ニ而大手乗込被申候得^者、大手番人之内一人付添、桜之馬場橋際^ニ而下乗被致候様挨拶^ニ可及旨、御家老中被仰聞候

宝曆十二年九月四日

一 足輕鉄炮御代覽之節、皆中之組^レハ御酒式斗被成下候、但シ一組拾式人之割^ニ

(026)
表

而被成下候、星打之者^レ別段^ニ御酒壺升宛被成下候、小頭〔星打候得^者銀式匁被成下候

一 町組五人^ニ候間、拾式人之割ヲ以皆中之節ハ被成下候、星打之者并小頭取計

御先手同前

一 御上覽之節^者、前々之通星打之者^レハ三百文被成下候、右之通田中伊右衛門殿被

仰渡候

明和八卯年四月廿八日

追加

追加

右之節小頭星打候得^者、鳥目二百文紙^ニ包水引掛相渡候、宝曆二年

御上覽之節、日記^二有之

一及老年^二杖突候義、鶴之間已上^者不限老若御免^二而届^二も不及候、御給人^者口上^二
而相願御聞届被成候、已下^者病氣^二依^而願御聞届也

右紛敷候^二付、御家老中^へ御尋申上候^而記置候

寛政十年年十月

(026)裏
一武芸御代覽之節、初^而罷出候名前、師範方^方被相届候様被 仰出、達置

申六月

右代覽之節、御家老中挨拶、御給人以上之忤^者御広間、已下之忤^者御料理之間

へ罷出候様被 仰渡候

一御使者亦御用^二而他所^へ罷越、幾日罷越帰候と申儀、帰宅之節書付^二而相届可被
申候事

右之段、相届置可被申候事

一支配方^二而右之日数記置、毎年暮^二相改、拙者共^へ可被申聞候事

安永六年十二月

「待座」(6字)は不明、「侍座」と思われる。(以下同じ)

(027)表

一 永井大学様御家老篠原長兵衛、長田岡次郎殿へ入来之節、大手御番所幕為打候事
但シ、番人下座看板等ニ不及候
一 支配頭内々ニ而取計借置候金子返納之義、其時節ニ至り無扨儀申立上納不同有之候故、向後者右取計借遣候節、支配頭方返納之時節ヲ元々役へ申達シ置、其物之給物之内ニ而本人へ相渡不申、已前其筋々元々役へ直ニ取集、支配頭へ相渡候様極候間、支配之銘々右之心得ニ而取計可有之事

巳五月廿五日

一 御給人御供遠方被仰付候旨、役方ニ而申達ス

一 年行事方立会者御席にて被仰渡、役方待座

一 火元見者役方ニ而申達ス

一 南北御門固メ之者頭中、忌中ニ而も被勤候

(027)裏

一 御家中婚礼之届有之候得者、下目附見「廻り差出ス

御長屋割之事

一 御中小性並以上、式間半五間

一 御歩行已下無格迄、式間半三間

一 足輕、四間^ニ六間小屋也

但シ、一小屋分地面年貢六升六合六勺

公儀被 仰出御書付之写

一 妾腹之男子致出生候已後^ニ、妻^ニ男子致出生、右妾腹之男子ヲ^ニ致候^者、

男子年増候得共、兄之養子^ニ相願候^而も不苦候、右之外、年増之者并^ニ年増無

之候^而も、伯父之続キ等候者唯今迄之通相願可申候、右之趣 可被相達候

宝曆三酉年十月廿一日

(028)表 一 御広間へ御土蔵方^方金箱預申度被申候 [節^者、役方^方御番衆へ申達ス

一 無足之銘々御屋鋪・御長屋共拝借也

水所出役之覚

一 前嶋 九尺

冠 大塚 壺丈
番田

唐崎 三嶋江 壺丈
柱本

鳥飼 表川 壺丈

八丁 鳥飼八町
(現大阪府摂津市)
八坊 鳥飼八坊
(現大阪府摂津市)

唐崎
西面
八丁
八坊

九尺

一芥川

四合

芝生
五百住

五合

一檜尾川

五合

右之通出水注進有之候得^者、御家老中へ申上候^而、出役之銘々へ廻状^ニ被罷出候様申達ス、者頭へハ合羽籠持中間一人割場へ申付差出ス、右文政元年辰五月改

(028)

裏一鶴之間以上之衆、者頭代加勢被差出候節^者、御家老中へ申上ル

一御預り所毛見出役之銘々被帰候跡へ歩行目附・郷目附相廻ス、毛見出役之銘々不法無之候哉、と吟味之為相廻候様被仰出候、帳面持参村役人之印形取、帰ル

一同勤同様ニ一通り之願間も無之被差出間敷事、上へ対シ御辞宜^ニ候間、向後左様ニ可被相心得候、尤御沙汰有之候事^ニ候間、御家老中も拙者共方申達候様被

仰付候者也

一 御近習目附、桜之馬場者支配也

一 御土居・御堀・御番所向者役方支配也、御堀之鮒者御用人方、船者御普請方支配也

一 無格之者御歩行並被成下候節、同日に申達候時ハ、其申渡候支配く之席順ニ応し、前後之列相立候事

(029)表
一 御供方見習被仰付候へ者、下地御歩行並之儘亦者新ニ御徒士並被成下候而其支配くニ而申渡候共、向後御徒士並之次ニ付可申事

一 目附付神文之節、歩行目付見届、足輕目付も罷出ル、会所役方詰所次之間

一 上田部村 天神馬場共 一 古曾部村

一 芥川村 一 小高槻村

一 下田部村 一 西冠村

一 庄所村

右之村々出火之節、方角之町口迄罷出ル、品ニ寄り、水ノ手御給人場所へ差遣

候事も有之候

一 御使番代勤、御給人中へ被仰付候節者御家老中被 仰渡候、二度目方役方方申達ス

一 御鑑札御広間へ壹枚、合札御家老中御宅ニ壹枚被差置候、表印御家老中、裏印

(029)裏

大目附相改候節者、御料理之間へ役方罷出徒士目附・下目付も罷出、御大工ニ削らせ物書役認之、削り屑者下目付火中ス

一夜分御門より御城へ罷出候銘々、役方へ被申聞候へ者御家老中御用番へ罷越、

御鑑札之義申上候得者、若党ニ御鑑札為持見附御番所へ被遣候、見付方御広間

へ通達、御広間御番衆相改被申候而罷出候人入り申候、役方御家老中御宅切ニ

而引取申候

一大目附役急御用之節或ハ御城方直ニ何方へ参り候とも、御馬之儀厩へ申遣シ乗

参り候也、緩々致候事者御用人へ申達シ候而被申付候也

右享保廿卯年九月、御用人中の方以書付厩へ被申渡候

(030)表

一 御城使番足輕、壹尺八寸方長キ箱者不持、使十軒方者不相越候定也

一 御城廻り竹木漬有之候へハ、見当り次第下目附ヲ以申遣、上させ候事

一 土砂留役巡在之節休泊付此方へ被差出候、廻り之跡へ京・大坂与力中へ書状参り候へ者、開封之上休泊之村方へ為持遣候

一 御医師病氣ニ罷在、駕籠ニ而招申度と病家へ届有之候得者、其通り御番所へ下目付ヲ以申遣ス

一 御在府ニ者年頭・五節句・朔望其外煩付、江戸同役へ申遣ス

一 侍分之者御吟味之節、足輕番付候へ者重りニ御給人被仰付候

但シ、御給人番割者申合ニ而如何様とも被勤候事先格也

(030)裏
一 鶴之間已上江者、御家老中被仰渡候趣ヲ以申達候事、併品ニも寄候事

一 西ノ御門者役方預り也、鍵者下目付方ニ有之候

但シ、寛政十年年、御普請之品共入置度願ニ付、借置候

一 表役之衆、御天守へ被出候節者役方へ被申聞候、徒士目附・下目付差出ス、御武具方計者不及其儀候

一 御城廻り樹木へ鶉留り候節、鶉驚シ御用人方ニ而取計有之候、尤此方へ被申聞候、

御番所^江申達ス

一 御代官方申来候節、被差出候人数之覚

者頭 一騎

代官 壹人

(031)表
徒士目附 壹人

郷目附 壹人

足輕小頭共 十一人

中間 五人

右之通被差出候節、捕道具相揃差遣候事

一 御徒士目附代勤朔望御帳^ニ出候共、御礼^者不申上候

一 先達^而御櫓崩破損等有之^ニ付、此度

公辺^へ御願被仰上、并御聞届之写左之通

御願

摂津国高槻城櫓下石垣共老^ク所崩、同一^ク所櫓下石垣孕^ミ候^ニ付、築直之儀

絵図朱引之通、連々如元修補仕度奉願候、以上

十二月廿五日

御名

御聞届

(031)
裏

摂津国高槻城三ノ丸辰巳之方櫓下〔石垣共東方一ヶ所、南方一ヶ所、北ノ方丑寅ノ櫓下石垣北ノ方一ヶ所、東ノ方一ヶ所、或崩或孕ミ候ニ付、築直之事絵図面朱引之趣得其意候、願之通以連々如元可有修補候、恐々謹言

田沼主殿頭

意次判

板倉佐渡守

勝源判
(清九)

松平周防守

康福判

松平右京太夫

輝高判

永井虎之助
第九代藩主永井直
進。

松平右近將監

武元判

永井虎之助殿

山越銀七分之割

(032)表

一 高六百石方 弍百石迄

銀弍百匁

一 高百九拾石方 百石迄

同百六拾匁

一 同九拾石方 五拾石迄

同百匁

一 御家中之銘々、御家老中御頼或ハ御同行被成御他行之節、其仁方被相届、御家老中方直^ニ御噂被成候、願書^ニ不及候事

一 表方之者、於御居間御役儀等被仰付候節、役方御用番御次迄同道致候、罷出候者ハ御次之外^ニ而脇差拔無刀^ニ而罷出候、役方脇差取不申候、其儘^ニ而御次之内

^ニ罷在候事

一 毎年御用涉、下目附共取計候柿^ニ而拾五石涉^ニ致、四石五斗程毎年江戸相廻ス、

二番涉凡涉三石程有之、御扨_ニ相成候

交代_ニ付火消詰銀渡方之覚

(032)裏
一上十日之内、交代_ニ罷登人_者詰銀丸_ニ相渡ス、引取人_者半減_ニ相渡候事

一中十日之内、交代罷登人・引取人共_ニ詰銀丸_ニ相渡候事

一下十日之内、罷登人_者詰銀半減相渡、引取人詰銀丸_ニ相渡候事

申三月廿四日

一今度江戸御屋鋪_ニ被仰出候御用書之写

殿様当年 公辺御十歳_ニ被為成候間、御鏡披之節御表御給人已上、御勝手御

祐筆已上、御目見被仰付候旨被 仰出候

右、安永六酉年正月朔日被 仰出候

右之通江戸同役方申来ル

一京都出火之節、注進未火不鎮候内_ニ差出候飛脚_者赤塗之大状箱、火鎮り候_而差

(033)表
出候「飛脚_者黒塗之大状箱也、右飛脚向日町_ニ而繼、同桜井村_ニ而繼、但賃錢壱人

_ニ四匁五分、日之内八一人、夜_ニ入候得_者兩人参ル

向日町

(現京都府向日市)

桜井村

(現大阪府島本町)

一京都出火之節、御人数被差出候其品ニ寄御鑑札箱入候、依之兼而御留守居之方

一遣置候、此度改候ニ付留メ置候

永井日向守火消人数

鑑札

直 永

一京都火消ニ付、御人数差出候節人足賃銀之定

一東大手迄 米五合

一八町池ノ端迄 銀五分

一安満・下村迄 同七分

一梶原・神内迄 同一匁

(033)
裏
一桜井村迄 銀一匁四分

一山崎方先向後錢百廿文

但し、京都迄罷越候而も右同断

寛保二巳年三月

高台寺
(京都市東山区)

一右之通定之處、寛政十年九月方桜井村飯焚方ニ而引請焚申候ニ付、爰許方桜井江遣候人足者不入

一京都高台寺焼之節、一番御人数被差出向日町辺迄被差出候処、消火之飛脚来候ニ付、夫方御人数も引取被申候、右引取之節役方・御用番会所へ罷出居、火之廻り番人ニ御纏見受候ハ、為知候様申付置、為知候得者大手先へ罷出待受同道致、御用番御家老中御宅へ罷越、御挨拶有之候

⁽⁰³⁴⁾_表一京都大仏焼之節、一番手御人数京着ニ而引取、**「**及深更候ニ付翌日登 城有之候様引取之衆へ口上申遣、翌日登 城有之、御家老中御挨拶有之

寛政十年七月

一同所焼失之節、忝番手御人数被差出同夜引取有之、途中割籠相願候ニ付相調候処、上中下とも三拾式文ツ、被成下候例格有之ニ付、其通取計相渡候事

同年七月二日

一京都二条様御殿焼失、一番手御人数被差出候所途中方引取候ニ付、御家老中御宅江役方同道ニ而御挨拶有之候例有之、御人数京着候者火消同様御書院ニ而御挨拶

(034)裏
撥、途中方引取候ニハ御宅ニ而相濟、御徒士目附京着候得者御料理之間ニ而御挨拶、
途中方引取ニ者役方大「手」ニ而挨拶ニ而相濟、御家老中御挨拶無之事、近例相極

文政四巳年三月改置

一西洞院二条上ル処大火ニ付、御人数神内迄出ル

文政二卯年正月廿五日

一京都火消詰足輕人少之節、郷足輕被差出候節御雇米、此度御家老中へ相伺、
左之通相定候

三十日 米三斗

二十日 同断

廿日迄之内ハ、日割ニ而耆人前一日一升五合宛被成下候

一郷足輕御雇被成候得者、耆人ニ付中白米壹升ツ、被成下候、御建耆人分行事小

頭方相渡候ニ付請取証文差出ス、役方ニ而裏印致ス

(035)表
一八丁並播磨海道ニ有之並木之松者役方支配也、世話者山廻り方ニ而致候様兼而被

仰付有之、先年郡方ニ而心得違有之、其節郡方断之儀安永五申年九月日記ニ有之

海道筋並木之松當時有之分

一安満村字新丁余丁田 壹本

一梶原領丹波谷 貳本

一神内村字久保田 壹本

一桜井村字出口

都口

一諸御番所向に有之候御条目損候節ハ、役方へ申聞差出候得者、御家老中御渡被成候

(035)裏 一船入之鍵者御城詰所ニ有之、船入明候節〔者元方へ鍵為持遣取計有之候様申達ス、

水道方へ被申達候

一山科養安老被参候節者、御広間片番四人絹服着用、御門片扉為開候事

一見附御番所、御幕・長柄・三ツ道具大手同断、番人絹羽織稻妻袴着用、下座仕候事

悲田院御法事詰之役筋

一 御法事奉行 御取次 兼

者頭 老 人

一 賄方御玄関番 兼

元ノ老 人

一 御玄関番

給人 老 人

一

下目付 小頭 兼

一

会所見習 一人

一

中間頭 一人

一

足輕 三人

一

御借人 外也

(036) 表

一 三ツ道具・焼灯・御幕・絹羽折稻妻袴為持遣ス事

一 御法事奉行・元ノ方^者御家老中被仰渡候、御給人中^者役方詰所^ニ而申達ス

文化二丑年七月取計也

一 御家中惣代拜礼、御法事奉行被相勤候様申達候事

一 此後、御達シ方相替候^ニ付、取調御家老中へ申上候処、已来右之通御取極被成

候事

向日明神
向日神社（京都府向日市）

文政八酉六月十三日

火之廻り番所へ被差出置候書付

一 京都ニ当り火事之様子相見へ候節、又者向日明神方注進有之候得者、前々之通早々役人共へ為知、其上ニ而役人差凶次第板木打可申事

(036)裏一 御先手被差出候節、板木式ツ重打候事

一 御出馬被遊候節、板木三ツ重打候事

一 御当番月御出馬被遊候得者、一ツ重ニ而為知、三ツ重ニ而御供揃可申候間、差凶次第無相違打廻り可申候事

右之通御城内外共不殘打廻り可申候、尤、辻々ニ而繁打可申事

午十月

目附

者頭中へ被仰渡候趣

一 組之内向後頭ノ為自分追放杯致、或取逃出奔杯致候儀、唯今迄急度目附共迄不被相届候、向後左程之義急度目附共迄相届候様可仕旨、行事者頭和氣善左衛門へ於御用部屋、沢田宇門殿被仰渡候

享保十六亥年七月五日

(037)表 一 柘植太郎左衛門組下木下嘉七出奔致候節、太郎左衛門方届違^ニ付、先格取調急度被届候様申述候^ニ付再改置

安永八亥年三月十一日

● 一 京火消二月晦日方七月晦日迄之内、京都着八ツ時前後^ニ候得^者夜喰被成下候、八ツ半も過候得^者不被成下候
(上記●印は原本朱書)

● 一 八月晦日方正月晦日迄之内^者、京着早夕候共夜喰被成下候 (上記●印は原本朱書)

一 会所方雁頂戴之節、年行事方并立合行事小頭^へ者役方方申達ス

一 不快^ニ付御礼御断、両度迄^者役方^ニ而聞届、及三度候得^者引込被申候様可申達候段、御家老中へ申上御聞濟

(037)裏 一 役下之者御扶持方手形裏印^者役方・〔御用番計、御切府・御切米之節^者同役不残印形致遣ス

一 東太郎左衛門取米六石、内三石^者三月、後三石^者十二月^ニ渡ル、下目付^ニ而手形認遣シ役方裏印致遣、其節郡方へ及噂置

- 一 御給人中^へ御書物写被仰付候節、役方^方申達候得^者、御頼被成候間写被差上候様申達ス、出来後太儀^ニ思召候段御家老中被仰渡之趣、廻状^{ニ而}申達ス
- 一 御用人^江御借人三人、若手若党被連候^{へ者}兩人
- 一 御使番已上兩人 一右以下壺人

神文之事

一 鶴之間以上、御書院^{ニ而}御家老中御見届、誓紙役方持出ル

(038)表
一元^ノ役儀神文、右同断

- 一 御給人加役神文、会所^{ニ而}此方見届、誓詞御徒士目附持出ル
- 一 入ケ改、右同断
- 一 御普請奉行、同断
- 一 代官役義神文、会所、郡方大目附立合見届
- 一 御徒士並以上小役人神文、此方詰所次之間、役方見届、徒士目附誓紙持出ル
- 一 無格之分、徒士目付見届
- 一 足輕神文、会所、足輕目付見届

一代官毛見神文^者於御城、御家老中被成御見届候、八月廿八日也

一京御屋鋪之銘々、留守居見届

(038)裏
一正・五・九月^者白紙神文^{ニ而}血判無之、格式「重之銘々、会所^{ニ而}役方見届、其後

御城^{ニ而}御家老中御見届、血判被仰付候

但シ、近来郡方代官毛見神文、白紙^{ニ而}も御城^{ニ而}御家老中御見届被成候、
別段血判不被仰付候

一目附付神文之節、徒士目附・足輕目付も罷出ル、会所詰所之次之間

一御家老中^へ被仰出 上小奉書

一御旗奉行^方御給人迄 三好^(次力)

一御中小性・御代官・御徒士^(並)并迄 杉原

一無足小役人 杉原半切、尤無格^方格式被成下候^而も同断

一役料之義、御扶持^方者其月切^{ニ而}相濟、金銀之分^者三月^方二月迄月割^ヲ以被下候、
知行^者六月切、七月^へ越候得^者丸^ニ被成下候

(039)表
一御旗虫干之節、御旗奉行^方組下為引申度段案内有之、行事小頭^へ申達ス

一 御槍虫干^者、御槍奉行方足輕差出呉候様被申聞候、御足輕御旗組方差出ス

一 鶴之間已上之銘々、江戸立帰相勤候節金五百疋被成下候、御給人^者夏^者晒

式疋、冬^者絹式疋被成下候

一 塵芥札^者、役方へ相願候得^者御家老中へ一通り申上、御普請方へ申達ス、会所物

書為認、足輕目付へ申付為建候

一 郡方御勘定、御家老中御見届、正月過候得^者郡方平服^二而被罷出候、役方も羽

織袴^二而罷出候

一 御尋之者有之節、入用銀御土蔵方方受取、行事小頭預り為認、右之銀子相渡

(039)裏

候事、〔右相濟候節^者役方証文御家老中御裏印、御土蔵方へ遣御払切^二相成候、

行事小頭預り戻し遣ス

一 御旗奉行方鶴之間迄御徒士給士、^(仕)御給人以下御徒士並迄^者足輕給仕也

一向後給人已上^者野袴・踏込可着事

但シ、勤之様子^二寄立付着可然候^者、其節差図^二可及事

一 右已下^者立付着可致事

一 御近習向^者格別可為候、尤支配方可受差凶事

一 小役人共之義^者其役筋^ニ応し、只今迄之通可為立付候事

一 相印三尺手拭、徒士已上定紋可付、其以下^者紋付候事可為無用事

(040)^表
一 徒士已下、印籠・巾着相揃下ケ候儀可為無用候、印籠計^者不苦候事、右之趣

已前も被 仰出候儀^ニ候得共久鋪相成、御規矩致混乱候故此度御改被成候、
此段御家中之銘々^ハ被申聞候様^ニと被仰出候間、可被相達候者也

丑六月

中老
家老

御目附中

右享保十七年之御触留^ニ有之

一 御領分淀川筋前嶋村^方鳥領之内西ノ村迄、^(飼)堤間数一万四百九十間

此間数道法^ニシテ四里三十壺町

一 前嶋村^方上牧村迄堤之間数千七百十七間、此間之堤も御領分梶原村・神内
村・鵜殿村分^者立合御用相勤ル

(040)裏

一 摂河淀川筋両堤・神崎川筋両堤・大和川筋両堤・中津川筋、公儀方御普請

被 仰付候、堤間数式拾三万三千五百五十間、此道法百八里四丁余

一 八町松原間数、根置・馬踏御先代ヨリ御引

一 御敷地四反七畝式歩

一 御高四石九斗九升式合

一 根置・馬踏平均式間余、長サ四百廿間

但、溜池之中程方高槻領境虫喰橋迄

一 御除地長四百九十七間

一 根置・馬踏平均式間余

但シ、別所領境方高槻領境虫喰橋迄

右安満村領書上

(041)表

一 京口方虫喰橋迄繩手凡九十間、往古方〔根置平均式間半、馬踏式間

右高槻領書上

一 御朱印御改、天明七未年日記ニ有之

一 是迄被成下候御褒美類、当年方隔年^ニ被成下候、御番皆勤・旅勤度数之類^者
例年被成下候

寛政七卯年被仰出候

一 郷目付方下目付被仰付候節^者、頭之者頭中へ何某組拔被仰付候間申達、役方へ引渡被申候様御家老中被仰渡候、其上^ニ而小頭同道^ニ而会所へ差出し口上被申越候、此方へ受取候上^ニ而足輕目付被仰付候段申渡候、半切紙^ニ而御書付有之

一 郷目付被仰付候節下目付同断、目附付共頭之者頭中へ役方方手紙^ニ而何某郷目付^者或目附付被仰付候間、其元^ニ而被申付猶小頭同道^ニ而会所へ被差出候様申遣ス、

(041)
裏

罷出候上此方^ニ而も申渡ス

一 八田此右衛門下目付被仰付候節方已来、組拔致候者居小屋^者不被成下候、別長屋被下候様相極ル

寛政八辰年三月廿五日

一 者頭中水所出役被致候節、五人^者出火之節役所手当^ニ相残申候間、相含居呉候様小森軍平被申聞候、御家老中へも其段申上置候

寛政七卯年

一 御旗奉行引込又^者他行之節、相知セ呉候様兼^而者頭中頼有之事

一 御家老中御改名被成候節、席々へ申達候事

(042)表
一 御米改御役人御越被成候砌御休足所、役方預り也

一 惣^而他行先^{二而}万一難見放事、或ハ其身重ク相煩候^而難帰程之容体^{二而}深更^{二可}

及程^二候得^者、其段早々支配頭へ被申越、其上^{二而}支配頭を使ヲ受、見届させ訊

可被立候、右之断無之翌日など帰り一分之断計^二て^者訊難相立候、此段寄々通

達可被申候、以上

元文三年午三月

一 夜中御門へ候^而、御門下方状箱等之類出入之儀有之節^者、為待置御広間へ御通達

可有之候

一 御門へ申候節、鑑番御給人中被罷出候間、其節御壺人御番所南之方^江御出可

有之候

(042)裏
一 御家老中御登 城之節、着座其儘^二御会积可有之候

一下番ヲ以御広間へ諸事御通達間違可申筋も候得者、御壺人御広間へ被罷越可被承合候、已上

酉四月廿九日

目附

見付御門

御番士中

寛政九巳年七月御条目塗板ニ認

一御扶持方手形、毎月十九日限会所へ差出候事

一御城向裏印之分者、廿日に物書役へ相渡シ裏印取、廿三日会所へ相廻り、廿五

日御勘定仕立、蔵役へ相渡候事、会所向裏印之分者、右同日ニ夫々へ相廻し候而、

廿三日迄に裏印取申候事

右之日限ニ手形出不申候へ者、其月之扶持方渡方者相除申候事

卯三月

(043)表一 無格小役人焼灯ニ御相印紛敷有之候ニ付、御家老中江相伺候処、以来無格小役人

御相印付候而も不苦候旨被仰聞候

寛政九巳年二月六日

一御旗奉行明キ有之内、組方扶持方之裏印_者、役方_{ニ而}致遣ス先格也

一悲田院入院之節、者頭中・元_ノ・給人中・足輕目付・賄方・中間頭・足輕七人、尤足輕_者御借人之分不残揚ケ、別段_ニ三人都合七人_ニ相成候、者頭・給人_者虎口無之御差人_{ニ而}被仰付候

一医師井上玄昌養子玄琳御目見仕候節_者、惣領衆末席少シ間タヲ置差置候様、

御家老中被仰聞候、親玄昌_者御近習目附格_{ニ而}候得共、悴玄琳ハ右之通_ニ候

(043)
裏_一足輕急_ニ江戸詰仕仰付罷越候節、十日休足難被下日数相残候_者、其残候日数

丈御雇入_ニ相成候事

一御使_ニ罷越候節、急_ニ出立致候_而日数相残候_者、罷歸り候上残日数丈休足被成下候

寛政二戌年四月

一御用_ニ付足輕共急_ニ江戸詰被仰付候節、三日之支度_{ニ而}出立被仰付候_へ者、宿人足耆人御立被成下候、四日已後支度_{ニ而}出立被仰付候_へ者不被成下候事

右之通被 仰出、行事者頭小森軍平_江相達ス、并行事小頭_へも書付相渡申達ス

鳥飼村
(現大阪府摂津市)

寛政三亥年十一月

(044)表 一 諸役勘定仕立之儀、每春二月廿四日迄^ニ被相仕立、同廿五日御勘定奉行役・

大目附役・元^レ役御城^ハ持参可被差出候、得と一覽之上加印形、三月五日会所^ハ罷出、下り帳面役々^ハ相渡可申候

卯二月

一 大坂出火之様子見受候得^者鳥飼村^ハ注進有之、大手番人^ハ届来候得^者役人中^ハ注進致候様申付ル

一 郡方小頭共、是迄北御門番相勤并行事杯も御先手同様相勤来候所、御預り所被 仰蒙候内^者、御番行事之方も相勤申間敷旨被仰付候、御預り所御免被仰出候^へ者、其節行事御番も相勤申候事

一 郡組定番も、御預り所御用中^者御番方引ケ申候事

(044)裏 寛政九巳年十月

一 御金蔵御普請出来^ニ付、^(ママ)棧子^壺挺・天水桶三十・莖六枚御土蔵番^ハ相渡候様、御家老中被 仰渡候^ニ付相渡置候

右同年十一月

一 当地出火之節、

御霊神様御宮へ左之通相詰申合セ心付可申候

一 鶴之間御番中 両人 但し 平番方

一 御広間御番中 両人 但し 役当り無之御給人 両人

一 代官 耆人

一 郡組 両人

一 村人足上田部村方 拾人

(045)
表

右之通相詰罷在候、火事之様子_ニ寄余計人〔入候節_者出役代官取計之事、万一樣子_ニ寄、

御神体外へ御移申上候節_者藪主水取計可仕候、其節出役之鶴之間御番中・給人
中守護可有之事、寛政八辰年正月廿日被仰出候、其後川嶋楯八・杉浦吾市も
罷出候様被仰付候、御給人中役当無之銘々人少_ニ付、御給人格_ニ而御広間番
勤之銘々も罷出候様、御家老中相伺候_而申達ス

一 銀納定候入札之義^者、御米上郷御売平均、大坂筑前米五日之間直段平均、尤石六升^ニ直シ、右上郷・筑前平均五り足、縄・俵ヲ加入札定候也

一 諸番所皆勤改方再改

寛政十年年正月日記^ニ有之

(045)裏
一 足輕鉄炮角前

御覧或ハ御代覧有之節、小頭代^ニ罷出候者^{江者}、御家老中御挨拶之節不罷出候

寛政二戌年日記^ニ有之

一 御下屋敷目附^者、寺社奉行之次席御近習目付之上也、相伺候^而御家老中被仰

渡候

右同年

一 御家中増合之割目録別紙^ニ有之事

一 十二ヶ月詰其余相詰候得^者、十二ヶ月之割合ヲ以テ何ヶ月^ニも増合相渡可申

候事、但シ閏月^者除也

一月割別紙有之事

(046)
表

一 御扶持方取并無足給人已上之者、扶持給とも高直し、高五拾石已上相当り候〔者〕之目録之通増合出之、尤可相渡事

一 詰并御使者ニ罷越候もの、高槻一日ニ而も月ヲ越候へ者、兩月之増合可相渡者可準之事

但し、役料高者増合除也、并御使者ニ参り候者者閏月ヲ不除可相渡事

一 江戸詰・御使者増合可相渡外、遠国タリ共増合無之事

右之通此度御交代ニ付、御家老中御列座へ相伺、長田三郎兵衛殿被仰聞候

享保六年丑ノ三月 目附

御土蔵役中

一 御長屋藁屋根葺直し修覆とも、向後左之通被仰付候

一 六石式人扶持以上者、自分修覆可被致候

(046)
裏

一 六石式人扶持以下者、為修覆料間四之積リヲ以毎年銀子可相渡候、右之通ニ候間左様可被相心得候、已上

寛延二巳六月十六日

一土砂留衆廻村之節、借人足輕山方・平川・河州廻り之節者虎口前二而三出ス、山城廻り之節者廻り先方直二京都へ御届二罷越被申候、京都二而三物書入候三付、御借人足輕之内老者差人二而三差出呉候様被申聞候、者頭中江も及対談、行事小頭へも申渡置候

寛政十年年十月

一御狩之節、御供罷出候表方銘々通達之事、或者御目見等之義、身分二相掛り候義者役方ら及通達候事

天明元年日記二有之

(047)表

一五拾石取用人之儀向後江戸勤番之節、詰中御增高五拾石被成下候、拾人扶持取之用人者御増扶持拾人扶持被成下候

一五拾石拾人扶持用人立帰江戸罷越候節、銀拾枚被成下候事

丑四月十六日

一京都火消詰足輕人少之節、郷足輕差遣候砌者、御雇米此度御家老中へ相伺候所、左之通相定候

一 三十日 米三斗

一 二十日 同断

一 廿日迄之内者、日割^ニ而^レ老^一人前一日^ニ老^一升五合宛被成下候

寅十二月

(047) 裏 一 悲田院^ニ而^レ御法事有之節、御小性衆^方御〔給人代り被相勤候節^者、御給人中惣代

者^詰之元^々中拜礼被致相濟候事

安永五申年十一月

一 下目附是迄正月二日^ニ罷出大流頂戴仕候得共、今年^方元日^ニ罷出小頭と一所^ニ

頂戴仕候、会所雁頂戴之節小頭向座^江罷出候様^ニ申達ス

寛政十一未年

一 御家老中江戸表^方御帰被成候節、御船^ニ而^レ候^へ者前嶋迄、御歩行^ニ候^へ者一里塚迄、

役方付差出ス

一 役方毛見出役^方蒔田村^へ罷越候節、大坂迄舟^ニ而^レ下^り候^へ者役方^方唐崎舟申付候、

帰之節船^ニ而^レ候^へ者郡方^方被申付候、大坂^方蒔田村迄人足半銀^者御上より被成

蒔田村

(現大阪市住吉区)

高槻藩の飛地領あり。

(048)表

下候^ニ付、罷越候〔前^ニ召連候役方付^ニ会所^ニ而為受取、苅田村役人へ大坂^ニ而相渡ス

一 惣領中火事之節、踏込着用被致候事相同着致候様被仰渡申達ス
寛政卯年十二月

足輕御普請之節勤方

一新敷御長屋壁下地之事

一 御堀柵三月より十月切

一 御櫓足代之儀取払等可仕候事

一 壁土練不申候、尤持運ヒ可仕候事

一 御家中上り屋敷御手前大工出候節^者一式手伝可仕候事

一 敷板之儀新古共取扱可仕候事

一 棧子^(マ)同断

一 瓦屋根板之義同断

(048)裏

一 土古き^者持不申候事

一新き土持候^而も置捨之事

一 台引・地車引不申候事

一 真苧苳可申候事

一 御足輕勤三時限之事

一 出勤一刀ニ而相勤候事

一 出勤三合扶持之事

右者御目付中被仰付、巳年書付差出御聞 濟書付之写

明和四年亥三月行事 片山庄右衛門
宮本仁右衛門

右之通今度相調、再書付為致取置候事

寛政十二申年二月廿四日行事 小曾根伊兵衛
成合只右衛門

一 行事小頭火事場ニ而役方へ付候様被仰出、御広間張紙御条目ニ有之、右者享保

(049)表

三戌年閏十一月日記ニ有之、年久鋪「相成候事故行事小頭ニも心得違有之候ニ付、
於場所何レ役方へ相届、其上用事も無之候得者行事者頭中之方へ付候様、寛政

十午年申渡置候

一 西組堀側之畑者、山田郡太夫組跡ニ而惣組江戸詰之者入用被成下候

元文六年

但シ、近年東組之場所替洪水後、松井六郎支配組右之場所へ立ル

文化六年

一御道中役方被召連候得_者、足輕仮支配_者御用人方・役方両役へ被仰付事、并_ニ御

道中役方へ御借馬無之節_者、江戸入・高槻入とも御馬被差出候

右足輕仮支配之儀_者元文七_(ママ)未年日記

(049)
裏

安永三年七月廿三日

大風雨_ニ付破損之銘々へ拝借銀之覺

一銀五百目 御納戸 谷口繁右衛門

一右 同断 代官 三ヶ山長太夫

一銀貳百目 池田孫太夫

一右 同断 栗田 六弥

一銀貳枚 井口 門弥

右拝借被仰付候者、七月四日日記_ニ有之

右之通五年譜、^(ママ)但し御引米多節^者御用捨、谷口・三ヶ山^者本家潰れ、池田・

栗田は門長屋潰れ、井口^者塀重門潰れ、其外破損之銘々願等有之候得共、

潰不申候銘々^{江者}御借不被成候、年行事引当有之面々少しツ、致才覚候^而相渡

候様申渡置候、望之銘々引合被申候御扶持方取面々^者右^ニ準シ候事

⁽⁰⁵⁰⁾表
一 銀五拾匁 竹・縄・葎 足輕小屋潰

右五年賦、尤銀子計

一米式斗宛 町家・郷中潰家

右翌年^方式年上納

亥八月

一 御徒士目附踏込^ニ紐付立付之形^{ニ而}着用仕度段相願、^其相通相成候事
⇒

宝曆十二年九月廿二日日記

一 御家老中被仰聞候^者左之通、御帳面とも是迄^者御用箆筥^ニ御入置被成候得共、

此度御朱印と一所^ニ御入置被成候間、兼^而承置候様被 仰聞候

一 御城目録 一冊

一 御屋鋪帳 御家中 一冊

一 長屋帳 一冊

(050)裏
一 御城絵図并御領分村高帳面

右同年九月三日日記ニ有之

一 普請小奉行不足有之候ニ付、足輕小頭代勤差出候事

享保十三申年十月廿八日

一 御足輕弓鉄炮稽古、役方見分致候様被 仰付候_而及見分候事

元録_(禄)十丑年五月廿二日日記

一 江戸状正八日限 壹貫目ニ付錢貳貫五百文

一 同並八日限 錢九百卅六文

右枚方 池尻善兵衛

一 同正八日限 壹貫目ニ付銀拾四匁四分

一 同並八日限 銀六匁八分

右伏見 枚方屋八兵衛

(051)表

右極之所へ近年式割増、又此度枚方屋〔願_ニ付壺貫_ニ付壺_ニ増

寛政十二申四月

一向後屋鋪替被仰付候節、銘々屋鋪被相渡候得_者前々被請取候節之張紙ヲ以被相渡、其外仕足シ之所_者別紙_ニ書添致し可被相渡候、数年入替無之銘々張紙致紛失候得_者、会所_ニ有之屋鋪帳ヲ以受取可申候間承合之上可被相渡候、右之趣御家中之銘々兼_而被相心得候様可申達者也

十月三日

右享保十三申年御触也

一扶持切米給人相果、其子槍為持候事向後相止候事

宝曆五亥年十二月

(051)裏
一京都へ登り町家_ニ而_逗逗留_之節、万一變〔事等_ニても有之候得_者参り合居候取計_ニ可

仕旨、御席触有之

天明六年午四月廿六日

一八幡宮御額損修覆之儀役方へ被仰付候、取計共元文二年之日記_ニ有之候、右御

山城之國八幡
石清水八幡宮（京都
府八幡市）。

額之文字者山城之國八幡之文字ヲ写候由、佐理卿之筆卜云々、裏銘之彫者龜井
次右衛門江御頼彫申候よし

撰州嶋上郡高槻城之隍

八幡祠前石華表及金榜、

故大守江州候（侯）真淨君之尊母靈台太夫人以、貞享乙丑年所（侯）立掛置也、飽経星

霜金榜今已剥落損壞矣、是以曾孫守飛州（侯）命微臣某等重加修繕斯日竣功、因

謹記□如此時

(052)
表

元文三年歲次午臘月吉辰

監工微臣某謹記

額寸法、豎外法三尺一寸 内法二尺三寸五分、横外法二尺三寸 内法一尺二寸

五分、縁高サ内法三寸八分

一組方皆勤之儀諸手御（侯）約中者御褒美不被成下候（侯）付、皆勤者御褒美と無之働、

相勤候（侯）付御酒料被成下候趣（而）、皆勤・惣皆勤之無差別、皆勤致候組（鳥目老）

貫八百文ツ、被成下候、尤役方入用（ニ）して会所（方）受取、下目附（方）小頭（相渡候）

享和元年酉十二月

一 當時下目附手形^{ニ而}受取候事、尤元^レ方^へ及沙汰置候

(052)裏
一 者頭中預り捕道具之内、^(ママ)棧子計^者〔役方^江被申聞下目附取計、其余武具役取計也

一 村^{ニ而}十二日講相勤候得^者其段寺社役衆^方被申聞候、左候得^者郷目附申付差出ス、

尤西方角^{ニ而者}芥川之川筋限^ニ差出シ候事、川越候村^{へ者}差出^ニ不及候

覚

一米何斗也

右^者何某江戸詰中、跡扶持上納残此度払切^ニ相成申候間、此手形ヲ以御勘定可

有之候、依如件

月日

役方三人印

藏方三人宛

一 右^者江戸詰之者跡扶持拝借仕、上納残り払切^ニ相成候節之手形認様如此也、尤

(053)表
御家〔老中御裏印相濟、元^レ方^へ相廻候事

南都戒壇院^(壇)登 城之節取計之覚

南都戒壇院
東大寺戒壇院（奈良
県奈良市）。

一見附御番所、御幕打片扉開

一大手御番所、御幕打片扉開、絹羽折稻妻袴着

享和二戌年十一月十九日登 城之節方桜之馬場橋際迄乘輿

覺

(壇)

一南都戒壇院長老登 城之節、見附御番所・大手御番所幕為張、大手番人絹羽折稻妻袴着用下座有之、近來^者見附御門・大手御門片扉開候所、今度住持替り候^ニ付、已來右之取計^ニ不及候段御家老中被 仰聞候

享和三亥年十月

(053)裏
一京醫師竹中文郷、長田岡次郎殿へ入來之節、大手御門計御幕為打申候、尤下座無之事

享和二戌年十月

神文之事

一神文前書之次牛王ヲ一枚繼、其次白紙繼、夫へ血判之事

一正・五・九月血判無之事

天明二寅九月

覺

一 隱居相願御聞濟御座候節、御礼披露状差出候事

一 若殿様江之御礼、是亦披露状ヲ以爰許御家老中江差出候事

一 家督被仰付候当人者、

(054)
表

若殿様江者御家老中御席江罷出申上ル

寛政二戌年八月朔日、大藪音弥隱居被 仰付候節如斯

覺

一 御家中嫡子御中小姓被召出候節、親子共御家老中御席江罷出被仰渡候、役方

・御用番侍座

一 親御勝手勤之嫡子御中小姓被召出候節者、役方江も右被召出候趣御沙汰有之、

嫡子之方者役方江御用召之由申達シ候、御家老中被仰渡候節御用番同道致候、

御勝手支配御用人不罷出候

寛政八年六月九日、沢路郷助・長束小隼御中小姓被召出候節相極候、尤

沢路武兵衛大目附、長束又右衛門^者御近習目附之節也

(054)
裏

一京都繼飛脚、是迄向日明神楊枝や甚兵衛^へ申付置候所、此度不埒之筋有之候^ニ
付右楊枝屋^ハ相止メ、山崎高槻屋五兵衛^へ申付候、山崎^方高槻迄人足賃錢兩人^へ
^へ八百文^ニ相極ル、尤臨時無扱節^者少々増賃差遣候筈^ニ相極ル

文化元甲子年六月極ル

一京御火消中 禁裏・二条^へ差出置候御鑑札、御火消相濟候^へ^者御留主居^方役
方^へ差出被申候、請取、会所^へ御鑑札箱^へ一所^ニ相納置可申候事

享和二戌年七月

一御上御吉凶^ニ付披露状差出候節、御名宛御家老中計相認候事、御中老^者相認不
申候、尤隔状^ニも不及候

(055)
表

披露状^ニ忌中之者相除可申候、御機嫌伺^ニ^而も忌中^者相除可申候事先格
披露状^者格式已上之事、尤御步行並^ニ^而も披露状役方^方通達之分^者役方^へ受取、
相揃候上御家老中^へ申上、物書方^へ差遣可申事

一御近習目附長束亦右衛門隱居被仰付候節、忰織之助御中小性相勤居候^而親子

共御用人支配之身分^ニ付、待座役方不致、右織之助御給人御広間番被仰付候^ニ付被仰渡相濟候後、台子之間^ニ御用人方^ヲ引渡有之、受取候

右享和元酉十一月十六日

一親表勤之者隱居被仰付候節、忝相勤居御用人支配^ニ候得^者、親^ニ者役方同道、忝

(055)裏
者支配之御用人同道^ニ御席へ出ル、御家老中被仰渡御書付役方へ御渡被成候^而親

へ相渡ス、右相濟、忝表勤被仰付候ハ、台子之間^ニ御用人方^ヲ引渡有之受取候事

一土砂役春秋廻村之砌前々^ヲ郷目付差出候所、中奥元^ノ役へ土砂役加役^ニ被仰

付候^而、元^ノ出役之事故御儉約中之義旁郷目附差出候事相止有之候由、其後

亦々表方^ニ而土砂役被仰付候故、明和九年辰ノ二月^ヲ郷目附差出候様相成候事

一土砂役廻村之節山城廻り之節計^者、御借人足輕之内差人申付候^而も差出ス、其

余廻村之節^者出来不申候様先達^而相極り有之

(056)表
一土砂役廻村何所^ニ而も、御借人之余^ニ御用^ニ而足輕召連候儀^者差人^ニ而随分差出シ

申候由、文政元年子九月三日行事小頭梅園龜右衛門へ申聞候

一御足輕差人と申事^者、御家老中・御用人・役方^ニ限り申候事

一御留主中表方御用人役被仰付候節^者、御家老中被仰渡候砌御用人方^{ニ而}も侍座有之候、夫故別段引渡不申候

一南北御門鍵固メ、者頭中^江被仰付候節役方侍座^ニ不及候、尤役方^ヲ呼^ニ遣シ被罷出候得^者御家老中へ申上候、則御席^{ニ而}被仰付候

但シ、別段^ニ者頭中へ役方^ヲ不及案内候、御番所へ下目付ヲ以申遣ス

(056)

^裏一御給人役付被仰付候^而役義御礼申上候節、役義^ニ抱^(拘)り不申、知行高順^ニ罷出御

礼申候事

一御使番代勤被仰付候節、役方侍座致候、代勤被仰付候得^者御用人方へも及噂

候事

一郷足輕共

御上京之節御雇被成候ハ、耆人前米壺升五合宛被成下候

右文化二丑年七月廿六日

悲田院御参詣被遊候節、御足輕人少^ニ付郷組雇込候節、雇米難相分候^ニ付相調候所、先年毎々

御上京之砌御雇米壹升五合ツ、被成下候旨行事小頭申聞候、尤郡組小頭共へも相調候処、急度格合有之候旨申居候由、依之以来

(057)表

御上京之節^者壹升五合宛被成下候様取計可申候事

一内藤勘右衛門殿相願^ニ付隠居被仰付候格合、勘右衛門殿へ御席^{ニ而}被仰渡相濟候後、忰主税役方^{ニ而}同道致家督被仰付、御書付勘右衛門殿御受取主税へ為御見被成候

但、御在府中格合也、勘右衛門殿^者御家老格、主税者頭役也

一勘右衛門殿隠居後三御門下座上ル、^(ママ)尤火之廻り^者是迄之通下座有之候、横下

座^者相止ム

一青木平内忰平六義先年出奔仕候処、平内年罷寄心細奉存候^ニ付当地徘徊之所、御免被成下候様相願候^ニ付聞届遣候旨、野見又左衛門被申聞候、御家老中へも御尊申上置、組方之儀故^{ニ而}頭^{ニ而}聞届置候先格之由又左衛門被申聞候

(057)裏

寛政十二年申九月十日

右之格合ヲ以、今度井口源五右衛門組下瀧熊右衛門徘徊差免之義及取計候

文政二^(卯)丑年八月五日

一 高田久右衛門、御帰城之節恐悦下向御席^{ニ而}恐悦申上候、年頭計^者御書院^{ニ而}御家老中御披露、其余恐悦事下向之節御席^{ニ而}相濟候事

右同年同日

一 殿様未明^者夜中^方御出之節、御供罷出候銘々御門断次第入可被申候、尤御供触御広間^へ被差出候様御用人方^へ申達し置候間、右之処無遲滞様可被致候、以上

明和三年

(058)
表

右御書付御広間当番塚田力弥・白井次郎左衛門^へ相渡、鶴之間当番中津川弥兵衛^へ申達し置候

一 高田久右衛門者頭席^{ニ而}京留主居被仰付候節、足輕下座達し不申并神谷市左衛門被申聞候趣、御家老中^へ申上置候事

天明八年申十二月十一日日記^{ニ而}有之

一 御順見御役人様方御出之節取計向

同年六月十三日日記

御順見

「幕府巡見使」。

本史料集第三号『撰

津高槻村古記録三

(上)』参照。

一親御勝手勤御給人之忤御步行_ニ被召出候砌、忤御目見相濟候得_者父子共御家老
中御席_{ニ而}被仰渡候、尤御勝手御用人侍座有之、忤役方同道_{ニ而}罷出侍座致候、
下村半蔵忤龜次郎御步行被召出候節如此

文化三寅三月

(058)
裏

今度梅園卯太夫・小寺嘉左衛門供頭格_{ニ而}御金払役相勤居、右御払方御勘定帳
面等持参之節_者、御広間より罷出板間_ニ刀置罷出候事、其身分之義_ニ付登 城
候節_者中ノ口ヨリ罷出候様被 仰出候

文政三寅三月十一日
(化力)

一堀内文右衛門方栗田右平次娘懷妊之处先達離縁仕候、然ル所今日出産仕候_ニ
付右出生之小児私方へ引取申候、依之私産穢引込可申哉役方へ被相尋候_ニ付、
役方_{ニ而}右取計無之故御家老中へ右之段相伺候所、離縁致候_ニ付出生之子引取
候_而も穢無之候、其儀不及候段被 仰聞候_ニ付、右之趣申達ス

安永七戌年七月十二日

一石代改 公儀御役人御出之砌取計

(059)表

寛政九年^(巳)丑五月廿六日

一道中見分改御役人中御出之節取計

享和三亥年四月十一日

一下目付御長屋へ引越候得_者、小屋明候趣者頭中へ案内_ニ及候事

一片岡庄八郎死去、悴平六家督被仰付候節も不快_ニ付名代_ニ而被仰付候、右_ニ付

御在城之節御礼御断申上、御在府之節披露状差出ス

若殿様へ御礼御断申上、追_而

殿様_江御礼申上候節、

若殿様_江も申上候事

文政_化四卯五月

一 同年淀川筋洪水追々出役有之、役方和久甚五兵衛内見分罷越、御徒士目附・

郷目付・役方付外_ニ使足輕老人召連候事

(059)裏

一 河州へ切所有之候_ニ付、鳥養堤水勢強堤筋所々荒申候_ニ付、右御普請出来迄増水六尺_ニ相成候得_者出役申達候事、并御給人三人之所、暫之内式人加勢被仰付候

同五辰年定尺^ニ相成ル

一文化四卯年九月五日・六日、槍術・劍術御代覽之節門弟中御挨拶、御徒士并^(並)
以上御広間、無格之銘々^者台子之間

一同廿四日御代覽之節、御徒士目附已上御広間、御歩行以下御料理之間^ニ相定
一此度見附御番所、格式番御止メ小頭番被仰付候、尤両郡組小頭同様被仰付候、
右依功^ニ無格小役人上之席被仰付候、右之趣行事者頭駒野四郎左衛門^ハ於御
席被仰渡候

文化四年卯十二月廿二日

(060)
表

一同廿五日御番交代有之、御徒士目附・下目付差出ス
一是迄之御条目書替被仰付、下目附^ハ申付差出申候、左之通

覚

一夜中御門^ハ候^而、御門下^ハ方状箱等之類出入之義有之節、為待置御広間^江通達
可有之候事

一御門^ハり候節、鍵番御給人中被罷出候間、其節御番所南之方^ハ罷出可申候事

一 御家老中・御中老中御登 城之節、下座可仕候事

一 下番ヲ以御広間へ諸事通達間違可申筋も候得者、忝人御広間へ罷越承合可申事

(060)

裏

一 御番所鋸り御武器、御鉄炮十挺・銅乱拾(胴)・御弓五張・靱五ツ、右御武具方中
方受取相渡ス

卯十二月

目附

見附御門

番人中

一 江戸勤番中親病氣ニ付御暇願、爰許江罷帰り其親病死致候而家督被仰付候得者、

江戸表勤番御免被成候、右之節荷物取寄申段願込有之候得者料被成下候事、

会所ニ而相調候所、乗掛一疋荷物者式荷之余者右ニ準相渡候旨置帳ニ有之由、委

細御家老中へ申上、御給人三箇、御中小性式箇半、御歩行忝箇被成下候而可

然旨、御評儀相極ル

右小沢郷八郎・岩瀬鹿助罷帰候節也

(061)

表

文化五年辰十月

一 京都留主居代罷越日数三十日已上^ニ及候得^者、半知之節七分増被成下候儀有之旨^ニ付、当年田村半太夫五拾日計も相詰候事故、会所^ニ而相調候所、左之通本帳^ニ有之旨元^レ中被申聞候

京都御留主居代相勤候者、日数三十日以上^ニ及候ハ、月割ヲ以江戸詰之渡り方可被成下候、何ヶ月^ニ而も月割ヲ以被成下候

右之通^ニ付、田村半太夫三月十日方上京五月上旬引取故前後三ヶ月之通被成下候、是迄も日数相詰候得^者金二百疋被成下候事有之候得共、此度右之割ヲ以被成下候御極故相渡候、尤日数三十日^ニ不及候^而者右之割不被成下候節^者御目錄被成下候旨、御家老中被仰聞候

文化五辰年十一月廿一日

一時之太鼓損候節、下目附受取元^レ方^へ差出ス、御修覆被仰付候段申達ス

(061)裏
一 代官被仰付候節、郡奉行御呼被成被仰渡、其上役方^へ被仰渡引渡申候、郡奉行其上同道^ニ而登城、御家老中被成御逢、御礼申上ル

一 江戸御勘定帳面参候ハ、御家老中^へ入御覽、金方元^レ中^へ遣引合相濟候^而、御

天守へ入置候事

一放町之儀^者、八朔以後^者願之上御聞届申達ス、小筒・大筒^{ニ而}も中将塚^{ニ而}、小目当之儀^者当時^者八月中も御聞届之事、八月中御在府之節^者役方^{ニ而}承り置、御家老中へ御噂申上候、九月^ニ及候ハ、願^{ニ而}御聞届申達ス
御在城^{ニ者}八朔方已後願也

右延享三年勘右衛門殿へ芥川文左衛門申上相極ル

(062)表

一暑寒伺御機嫌相触不申候、小触差出ス

宝曆十一巳六月十九日

御家中屋鋪并組御年貢^ニ相成分

一米四升式合 北嶋弥次右衛門方上ル

一同四升 岩井九助方上ル、安永七戌年方願^ニ付被下

一同六升五勺 杉浦七郎右衛門上ル

一同三升 小野彦助上ル

一同式升 熊田要助上ル

一同六升四合 坂口与八方上ル

一同貳升八合 高野台助方上ル

一同壹升六合五勺 奥田長左衛門上ル

一同四升四勺 竹村儀平太上ル

一同四升三合貳勺 西川春嘉方上ル

一同貳升貳勺 波々ヶ部弥兵衛方上ル

一同六升五勺 浄因寺方上ル

(062)
裏

右之通、高槻銀納直段_{ニ而}例年上納之事、元_レ方_{ニ而}取計也

一御先手組拾二組百三拾貳人也

小頭別也

一町組五人 小頭別也

一御旗組三人 同断

一郷組貳百五拾人 一人前米四斗宛

一小頭八人 一人前壹石三斗ツ、

内訳

冠組 廿五人 五ヶ庄組 百人

上郷組 廿五人 丹波組 百人

矢狭数之覚

一御櫓 六ツ

一東御門方良御櫓迄舛形共 式百六拾六

一同御櫓 式十壹

(063)表
一同所方北御門 百式十六

一渡御櫓 十八

一北御門方乾御櫓迄 百四十六

一同御櫓 三十式

一同所方西ノ御門迄 百九十五

一同御門 十七

一同所方南御門迄 四百四十四

一 渡御櫓

十七

一 同所方異御櫓迄

百五拾六

一 同御櫓

式拾壹

一 同所方東御門迄

百六拾六

ノ千六百廿九

御厩丸

一 仕切渡り御櫓

八ツ

一 同所方御厩丸迄

百八ツ

(063)
裏

一 同渡り御櫓

十四

一 同所方三嶋裏迄

百二拾六

ノ三百六ツ

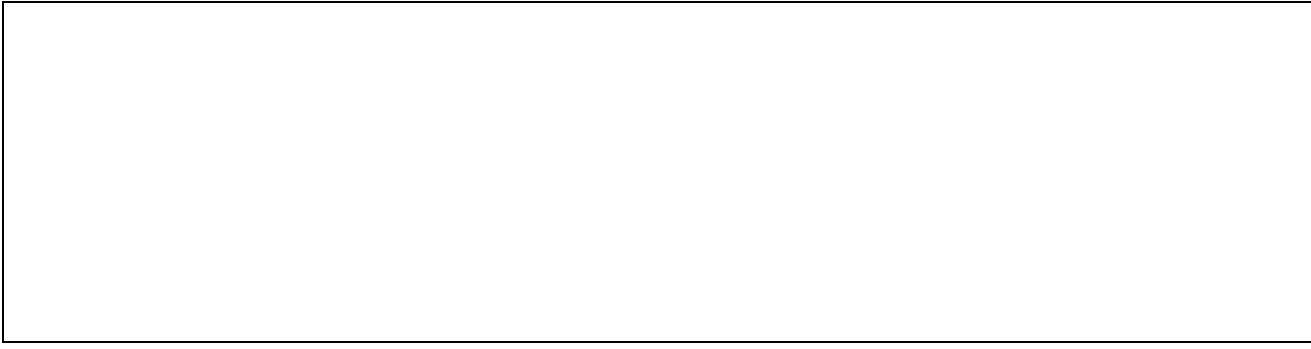
二ノ御丸

一 見附渡り御櫓

十四

一 同御門方南

五拾八



一見附御門方女中御門迄	五拾一
一同所方乾御櫓迄	四拾六
一同御櫓	貳拾
一同所方南迄	六十二
御本丸	
一渡り御櫓	十五
一御門方玉御櫓迄	三十八
一同御櫓	貳拾八
(064)表 一同所方乾御櫓迄	百貳拾
一御櫓	三拾八
一同所方御門迄	四拾七
一御天守	三拾七
一同台堀	五拾一

惣ノ式千五百六拾

覚

一 東御門方良御櫓迄 一ツ

一 同所方北御門迄 十

一 乾御櫓方西御門迄 十九

一 同所方南御門迄 廿六

一 同所方東御門迄 四ツ

御厩丸

一 仕切御門より御厩丸迄 十

一 同所方南へ 三ツ

(064)
裏
二ノ御丸

一 見附御門方女中御門迄 三ツ

一 同所方御櫓迄 一ツ

一 同所方南へ 三ツ

御本丸

一味噲部屋跡

廿四

惣々百七ツ不足

一文化六年^(ママ)申四月十四日

分限帳調之節、御用人方々右之引合無之旨被申聞候、前々々役方々御用人方

江引合之儀無之、日記役^江徒士目附引合^{ニ而}取調仕来り^{ニ而}有之候^{ニ而}付、此度も其趣

及返答、尤焼火之間^{ニ而}屏風囲其内^{ニ而}取調致相濟事

一郷足輕御雇入之節、行事小頭^江も申達候事

(065)表

一京御留主居御用間之節御用之儀有之候間、一両日中^(繰)操合下向被致候様申遣候
事先格之由、高田久右衛門方承ル

一南北御門鍵固メ被相勤候者頭中差支有之、余之者頭中^江当分鍵固メ被仰付候

節も、御直^ニ御家老中被仰渡候事、無侍座、御免之儀^者役方方手紙^{ニ而}申遣、其

後被仰付候節^者、役方方手紙^{ニ而}御家老中被仰渡候段申遣候事

辰三月相改置

一江戸引越被仰付候節、御借人足輕御使番已上^者御借被成候事、文化十酉八月朔日沖才助引越^方相極ル

一惣領衆所勞^ニ付、御発駕之節引込可申候哉、御断相成不申候哉之段尋有之、伺候所、御当日^者引込相届候^而別段出勤届^者不被届候^而も不苦候様、御家老中御取極被成候事

文政十二丑五月沢路林之助^方

覚

左之通鶴之間置帳^ニ有之^ニ付、写置候

一此節何も困窮之節^ニも候間、各屋敷住居無益之所取縮被申度候ハ、拙者共^ハ被申達取縮可被申候事

一表立候所、麁末成ル大破無之不見苦候様可被致候事

一惣^而屋敷場所望有之被願候儀、甲乙も有之操合難致候間、向後無用可被致候、

相對^ニ而替可被申候、明屋敷^者被願候事不苦候

(066)表 一屋敷無之輩被願候ハ、明次第被下候様可致候事

(065)裏

右之趣、達御聞ニ置候間可被得其意候

未二月

家老

一御朱印御記録御風入有之候ハ、前日ニ御用人方へ被相渡候段両番へ申達ス、
翌日御家老中御登 城有之、役方・御用番壱人同刻方罷出ル、相濟候得者被
差出候趣両番へ役方方申達ス

一此度出丸仮橋御普請出来相成候ニ付、見分・渡り初手續左之通、元方方出
来候ニ付見分・渡り初日限之義相談有之、弥幾日と相極罷出候節、御勘定奉
行不残役方一統役下何も壱人宛召連、御普請方元方不残郡方此方家来召連候
事、〔尤談候刻限ニ会所ニ而相揃罷越、見分相濟候者御勘定奉行被引取、此方共
元方中役下不残渡初致候、席々江者以手紙申達ス、尤両番へも申達ス

(067) 表

(白紙)

(067) 裏

(白紙)

(068) 表
(白紙)

御歴代

(068) 裏
(白紙)

(069) 表

直勝公御二男

日向守直清公キヨ

御寿八十一
天正十九辛卯年御誕生 御性木

御元祖

奉諡宗明院殿月峯空閑大居士

寛永十癸酉年山城国神足初入

慶安二己丑年撰州高槻入城

寛文十一辛亥年正月九日於高槻御逝去

同年迄御在城二十三年

明和七庚寅年

御百回

文政三庚辰年

御百五十回

天保九戊戌年迄

百六十八回

直義公御長男

直清公御嫡孫承祖

市正直時公トキ

御寿四十三

御二

寬永十五戊寅年御誕生 御性木
本光院殿心溪宗安大居士

延宝八庚申年七月十八日於江戸御逝去
同年迄御在城十年

安永八己亥年 御百回

文政十二己丑年 御百五十回

天保九戊戌年迄 百五十九年

(069)
裏

直征公御四男

初御名

日向守直賢公

近江守直種公タネ 御寿三十八

万治元戊戌年御誕生 御性木

真浄院殿月溪宗印大居士

元録八乙亥年四月廿二日於江戸御逝去
同年迄御在城十六年

寬政六甲寅年 御百回

天保九戊戌年迄 百四十四年

直圓公御長男

日向守直達公ミチ 御寿十八 御四

元録二己巳年御誕生 御性木

高松院殿節溪宗貞大居士

宝永三丙戌年七月晦日於江戸御逝去

同年迄御在城十二年

文化二乙丑年

御百回

天保九戊戌年迄

百三十三年

直種公御長男

備後守直英公（祿）御寿二十一

御五

元録八乙亥年御誕生 御性火

天真院殿月江宗閑大居士

正徳五乙未年正月十七日於江戸御逝去

同年迄御在城十年

文化十一（甲）癸戌年

御百回

天保九戊戌年迄

百二十四年

直圓公御二男

飛驒守直期公（サネ）御寿六十三

御六

元録十六癸未年御誕生 御性木

三徑院殿菊隱宗芳大居士

明和二乙酉年四月廿二日於江戸御逝去

寛延元戊辰年迄御在城三十四年

天保九戊戌年迄

七十四年

直期公御長男

近江守直行公（ユキ）御寿二十八

御七

(070) 表

享保十六辛亥年御誕生 御性金

本真院殿月洞宗郭大居士

宝曆八戊寅年四月廿二日於高槻御逝去

同年迄御在城十一年

天保九戊戌年迄

八十一年

(070)
裏

直行公御舎弟

飛驒守直珍公ヨシ

御寿二十九

御八

寛保二壬戌年御誕生 御性水

圓乘院殿諦空宗賢大居士

明和七庚寅年十一月十七日於高槻御逝去

同年迄御在城十三年

天保九戊戌年迄

六十九年

直珍公御長男

日向守直進公

御寿五十

御九

明和三丙戌年御誕生 御性土

法心院殿瑞林宗雲大居士


文化十二乙亥年二月二日於江戸御逝去

文化六己巳年迄御在城三十八年

天保九戊戌年迄

二十四年

直進公御長男

飛驒守直トモ与公 御寿六十  御十

天明五乙巳年四月廿七日御誕生 御性火
文化六己巳年八月廿三日御家督

瑞鳳院殿徳翁宗寿大居士

弘化三丙午年七月七日於江戸御逝去
天保十三壬寅年迄御在城三十四年
安政四丁巳年迄 十六年

(071)
表

直与公御長男

日向守直寛ヒロ公 御寿二十八 御部家住

文化五戊辰年二月廿三日御誕生 御性木
龍珠院殿文巖宗章大居士 被準御歴代

天保六乙未年七月廿二日於江戸御逝去
安政四丁巳年迄 二十三年

直与公御二男

遠江守直輝テル公 御十一

后 御名安政三丙辰年於江戸御改

飛驒守公 御寿四十八 御性土

文政十丁亥年六月廿九日於高槻御誕生

天保十三壬寅年十一月十八日御家督

明治七甲戌年四月二日御逝去悲田院江納ル

神葬祭^{ニテ} 后若宮様^江 御相殿卜成ル

奉諡奇書稜威直輝尊^{クシフミイハツ}

御法号法清院殿月桂浄輝大居士

飛驒守直矢公^{ツラ} 御寿二十二 御十二

実松平大隅守公御 男御養子

真諦院殿本空宗継大居士

元治元甲子年十二月十四日御逝去於高槻

(071) 裏
(白紙)

諸用

(072) 表
諸用覚

一十二月廿五日御餅搗^ニ付、御台所^へ役下差出呉候様御用人中被申聞候得^者、下
目附壺人差出

但シ、同月十三日御煤払之節差出不申候事

一天王・八幡^{ニ而}願主有之百燈上り候節、藪主水方相届候得^者、為見廻り下目附

差出ス

一村々^{ニ而}田之虫送り仕候得^者郡方^方申来候、其段下目附ヲ以、三番所火ノ廻リ
へ申達候事

一七月七日、寺社役衆^方家来宗旨帳面被差出候得^者何も及印形、并御徒士目附^方
へも申達印形為致、相濟候得^者御用人中へ相廻シ申候、坊主^ニ為持遣候事、尤其
前^ニ御用人方へ噂^ニ及可申候事、御用人方^{ニ而}相濟候上、役方へ被差出候得^者、寺
社役へ為持遣候事

(072)裏

一御在城中、年頭・五節句御礼、鶴之間以上「御書院^{ニ而}独礼^ニ付、其節役方呼

次候、相濟候得^者役方不残、鶴之間御椽側^(縁)へ罷出、平伏ス

一朔望御礼之節^者、役方御小書院御椽側^(縁)へ罷出居、御家老中御出被成候節^者御先
致候、鶴之間御椽側^(縁)へ罷出、平伏ス

一御在府中、年頭・五節句御礼席付之儀、御家老中被仰聞候得^者夫々へ申渡、役
方不残鹿之間へ罷出居、御家老中御書院へ被成御出ヲ御見受申候^而、御先へ鶴之
間御椽側^(縁)へ罷出、平伏致候事

一 七月十三日夜方町方燈籠之火見廻り、御徒士目附・下目付差出ス

一 御在府中、七月十四日・十五日共御家老中御登 城無之候ニ付役方も不罷出候

一 江戸月並便賃錢 十匁ニ付 十文

十二月

同 十六文

(073)表 一 八月廿四日・廿五日

御神祭ニ付、御在城・御在府共御家老中御登 城不被成候、依之役方も
不罷出候

一 九月四日・五日、北山天神神事ニ付、郷目附差出ス

一 九月五日・六日、富田村神事ニ付、御徒士目附・下目付差出ス

一 九月十四日、神事ニ付、御在府ニ者御家老中御登 城不被成候ニ付、役方不罷出、

十五日ニ者佳日ニ付御登 城有之候間、役方も罷出ル

一 御預り所毛見相濟候得者、例年之通跡廻り役下差出候儀、御家老中へ相伺候上、

徒士目附・郷目付へ出役之儀申達ス

(073)
裏

右相伺、差出候様被仰渡候得_者、其節、役下何之某_江申渡可差出候段申上候事、右跡廻り「_三役下差出候得_者、郡奉行へも可及噂候事

其節、毛見有之村々并郡奉行毛見被出候節之休泊書付被差出候様_ニと

引合可申事

一 二月廿日後_ニ、会所方諸勘定帳面、御家老中御席へ勘定奉行・役方・元_レ罷出、
_{役勘定}
_{々々}

帳面差上候事

一 十二月中・正月中、御城内夜分火之廻り、会所新組申達候事、尤御家老中へ相伺、差出候様被仰渡候得_者、其段郡奉行中へ被申付候様_ニと申達候事

但シ、相廻候得_者両番へ申達ス、見附番所・三御門下目附ヲ以申達ス

一 五月・六月之頃御堀藻取為致候事、近来_者元_レ役_ニ而御家老中へ伺被申候所、已

(074)
表

来役方「_三而相伺元_レへ申達候様、相極ル

右文化二丑年六月

一 御土居草刈之儀、是又同様被仰付候、但シ御用人方へ役方ヲ引合申候事

御在城_ニ者 日限申達候事

一 御預り所期月相濟、御褒美御勘定奉行中・入ケ改御目錄被成下候、役方ヲ呼ニ遣シ被仰渡候節、役方待座無之

一 跡廻り役下御褒美同時ニ被成下候、御徒士目附金百疋、郷目付銀三兩、役方ニ而申渡ス、金銀御勘定奉行方直ニ被相渡候、但書付ニ而役方方御勘定奉行中へ申遣候事

一 七月十一日・十二日頃、盆中并火之元并郷中躍場へ罷出候儀御停止御触書出ル、奥書左之通

(074)
裏

右御書付拝見可被成候、并郷中へ被差出候〔御書付之写是亦拝見可被成候、跡例之通

文化二丑年十二月役下并組方へ取扱之覚

一 下目附・郷目付・役方付へ銀壺兩ツ、外ニ聞合等遣候得者南鐐一片宛
一 皆勤之節、一組へ壹貫五百文、松井組・小森組ニ組也

一 非人番、例之通下目付書付為致、其上少々御時節柄故減少、相渡候

一 正月十五日、高田久右衛門年頭被罷越、御具足餅・御流盃頂戴有之節振合、

(075)
表

最初一統之節^者役方詰所^ニ被居、右席々御廻り相濟、直様御流場所取繕、御書院南御椽側屏風片シ立、例之通役方呼次、御流盃頂戴相濟候節^ニ御鏡餅頂戴仕難有之旨〔御披露有之、右之通相定

文化丙寅年正月

一御留守居正月十五日迄^ニ下向之節^者、御家老中并御酌之御小性麻上下着用、十五日過候^而下向之節^者平服、二月^ニ相成候へハ御流不被下候事

一江戸関弥一右衛門へ関蔵人殿被成御尋、御写置候由、御借り申留置

大御目附

杉浦越前守様へ伺

都^而刻限之儀、何之上刻・中刻・下刻と唱候儀、区々^ニ相心得相違仕候儀御座候、縦^者四ツ半時ヲ午ノ上刻と唱候儀有之候哉、公儀御定式之儀相心得罷在度奉伺候、御書付御差込被下候様仕度奉存候、已上

(075)
裏

小出信濃守家来

正月十一日

坪井忠右衛門

御附紙御紙面之通^ニ候

一 昼夜之分

曉

子・丑・寅

朝

卯・辰

昼

巳・午

晚

未・申

夜

酉・戌・亥

右、細川越中守様方吉田鞞負様へ御尋之所、御答之趣之由

一 丹州岩崎小七郎年頭罷出候節、鹿之間^ニ而御家老中被成御逢候、扇子献上之

儀^者御家老中方御用人方へ被成御渡候、夫方御用人罷出挨拶有之

一 諸御櫓御預り之組覚

(076)
表

(空白)

一 御徒士目附、御家老中御席へ罷出、直^ニ申上候儀

明和八卯四月廿一日

一土砂留役、四ツ手駕籠相止メ願^ニ付引戸駕籠^ニ相成候、棒通シ之処竹^ニ而作り候、随分僂末之品相用可申候事、安永九年十一月五日

(076)裏
一田中重郎左衛門殿跡屋鋪、内藤勘右衛門殿へ相渡候節、御徒士目附山田安次郎・下目附安田才次罷出候所、奥野浅五郎并勘右衛門殿御家〔来出候^而、帳面之通引渡相済

一堀内善之助跡屋敷、長田四郎兵衛へ被成下候節、大破^ニ付取繕相渡候様御家老中被仰聞候^ニ付、惣見分^ニ而御勘定奉行・役方・元^レ・御普請奉行立合、本家屋根東側不残葺替、北之妻同断、其余繕御普請方積り書被出候、西手^ニ而空地有之半分被下候^ニ付、四郎兵衛地^ニ被成下候

一長田四郎兵衛願^ニ付、修覆料^ニ而受取銀五枚被下候、則相渡ス

寛政七卯三月十四日

(077)表
一内藤勘右衛門殿明日被下候屋鋪へ御移、直^ニ金万七郎右衛門殿へ跡屋敷御渡被成候、此儀先格も有之候^ニ付、左様相成候様長田岡次郎殿被仰聞候、則御席^ニ而御受取有之、役方松下〔彦右衛門罷出ル

寛政五年丑十一月廿六日

一 郷足輕廿人京都火消詰被仰付候、輪貫看板式十股引共、青漆合羽元^ニ方^ニ而
損料借、胸当も同様、右之品元^ノ下目付受取相渡ス、鳶口式十本、是^者御
先手^ハ兼^テ而^テ渡シ有之内ヲ借り相渡ス

安永九子年六月廿五日

一 中間年数三拾年余も相勤、及老年御用相立不申候段届候節、銀壺枚被下候事
一 右之者親類無之、路頭^ニ相立候程之難渋之者^者、半扶持被下候事

安永十丑年十二月

一 宇治興正寺^ハ御出被遊候節、御出之砌役方御城^ハ罷出ル、御帰之節^者不罷出

(077)
裏

先格、尤御家老中も御帰座之節^者御出不被成候事

明和四年三月十七日

一 江戸中村只右衛門家督同苗百次郎被仰付、暫御預り^ニ而^テ十五人扶持被成下候趣

安永八丑十二月十四日
(ママ)

一 沢路武兵衛組池田幸内行事預り組沢弁蔵・金万定記、沢路武兵衛被申聞候^者、

宇治興正寺
興聖寺（京都府宇治市）。
山城国淀城主永井尚政（永井直清の兄）が現在地に再興、尚政の墓所。

右兩人之者共先年出奔致、親類共此度相願、何卒高槻徘徊御免被成下候様仕度奉存候、御差支ニも相成不申候得者御免之儀、御家老中へ被仰上被下候様右之趣被申聞候ニ付、御家老中へ申上ル、追而相談候上御沙汰可有之旨被 仰聞候

明和六巳年九月廿六日
(ママ)

(078)表一 御先手組小頭葬式之節、釈迦持御免前々之通取計候様、御家老中被仰渡候

趣及噂候

一下目附、御先手小頭同事

天明元丑年七月十三日

一無足御給人養子之願、両判ニ不及書判ニ而相濟、天明七未年十一月十日

一御上京之節、御足輕不足ニ付郷足輕火之廻方引上ケ候而、俄ニ晦日夜方京都へ

差登り候ニ付、晦日方二日迄三日之内、一日ニ白米五合宛増遣候様御家老中へ

申上、行事小頭へ受取相濟候様申渡ス

天明三卯年二月三日

一御猪子・鹿狩之節、御足輕昼扶持之事

鳥飼上之村
(現大阪府摂津市)

同年二月廿七日

(078)裏一 京都祇園中願等出候ハ、役方^{ニ而}相心得相延候様申聞候様、兼^而右之節罷越

候儀御留置被成候事、七日相除其余^者不苦候旨

同年六月日記^ニ有之

一 見附御門内へ鳥飼上之村喜兵衛娘入込、御広間前迄参候様見附当番方相届、差控被仰付候取計

一 銀貳貫貳百九拾八匁七分八リ、同百拾壹匁貳分并戸堀料、右猪瀬浅五郎土橋

^{ニ而}屋敷地被下候、下行

一 同壹貫百三拾六匁壹分五厘、同百拾壹匁貳分并戸堀料、同五拾匁藪取計料、

右宇野勝蔵土橋^{ニ而}屋敷地面被成下候節、下行

寛政八辰十月日記

(079)表一 隱居相願候^而、願之通被仰付、忝^江家督被〔仰付候御書付^者両名之事、文化十

酉年四月十一日築田左右衛門願^{ニ而}隱居被仰付候、忝代蔵へ家督被仰付候節、

相調候事

一於会所御家老中諸役御勘定御見届被成候節、帳面役方へ御渡し被成、上り帳面共御徒士目附封印_{ニ而}御天守へ相納置、下り帳面_者夫々へ相渡ス、役方_方直_ニ相渡候分金方・土蔵方・堤方・御払方・蔵方、右之役々へハ役方_方直_ニ相渡候事一御暇相願他行之節、御上御差支之儀有之御引戻し被成、其後残る日数丈罷越申度段別段願書_ニ及不申、前日御届申上候_而罷越申候様、御用人方_{ニ而}取調有之相極ル、乍併_{二三}ヶ月も過候得_者矢張願書_{ニ而}罷越候事

(079)
裏

右_者文政十二年丑ノ四月、豊田蔵主ヨリ

△一中小性席_{ニ而者}御紋付御上下勝手_ニ着用可致候事、中小性並_{ニ而者}着用可致候、

並已下_者不相成候事

(上記△印は原本朱書)

文政十三寅年

△一御給人已上_者、道中配府之義_者其筋々へ相願、御聞届之上_者自分配府差出可申事、御給人已下、其支配頭_{ニ而}配府被差出候事

(上記△印は原本朱書)

右御定之由

天保六未三月廿八日

△一郷中之者悪事有之、役下差遣召捕又_者地方_方受取、吟味相濟候_而追払等被仰付

泉原村
(現大阪府茨木市)

候砌^者、郡方^へ相渡候事先格、右^ニ付泉原村藤太郎御領分追払被仰付候段、郡方

引合候

(上記△印は原本朱書)

但、右引渡^者郡組小頭^へ下目付^方相渡申候、御先手足輕兩人差出シ、京口

^{ニ而}引渡申候由

(080)表

▲一六百五拾匁、八木八十助屋敷料^ニ被下候

(上記▲印は原本朱書)

▲一六百匁、生次喜久右衛門屋敷料^ニ被下候、

(上記▲印は原本朱書)

●右^者小屋敷九百五拾匁可被下候所、古建物直段積り^ニ致候^而跡被下候也

▲一九百五拾匁ツ、平野猪十郎・坂口武太夫

(上記▲印は原本朱書)

右兩人^へ関舎人跡屋敷ヲ^ニ軒^ニ被成候^而被下候、尤古建物も^ニ軒^へ割候^而被下

候也

(朱書)

「右三ヶ条^者天保七八年之頃也」

(080)裏

(白紙)

願届

(081)
表

願届取扱

一 御目見無之嫡子名改・袖留・前髪執之願、是迄役方^{ニ而}承り届候得共、向後御家老中へ申上御聞届被成候段、被仰渡候

明和二酉年五月

一 已来、御家中隠居願出候得^者、取計方有之候間其心得^{ニ而}申上候様、御家老中被仰聞候

安永七戌年十月日記^{ニ有之}

一 御家中養子願出候節、向後貫方之者^者地他共両判相認差出可申旨、長田岡次郎殿被仰渡候

安永五申年十二月

一 縦令双方再縁^{ニ而}も、養子願計^者双方互願書差出、貫方両判^{ニ而}相願候

右翌年酉十二月

(081)裏

一 病用ニ付、日数之御暇相願候_而京・大坂へ罷越、其上追願差出候節、是迄口上書差添候得共、向後_者願書計_{ニ而}相濟候段、長田岡次郎殿被仰渡候

安永六酉年二月八日

一 無足給人忤縁女取極之儀、嫡子別_ニ勤居候得_者其身支配頭_江厄介届、親方も其段届

右_者、三ヶ山庄太夫御給人格_{ニ而}忤市次御徒士並_{ニ而}別勤居候節、妻呼向度願之儀役方迄内々尋_ニ付、先格相調候得共難分り、御家老中へ相伺候所、右取計_ニ致可然旨被仰聞候

一 御家中之銘々、御家老中御頼或_者御同道被成他行之節、其仁方被相届御家老中方御噂被成候_而、願書_ニ及不申候事

(082)表

一 再縁_者不及願書、口上_{ニ而}此方共承り届候事

但シ、相手方初縁_ニ候得_者、初縁方計願書差出シ可申候事

一 他所之者再縁_者、口上書可被差出候事

明和(ママ)三亥年十二月

家老

自今右之通相心得候様、役方へ書付御渡被成候事

一 養子願候節、其者勤居候役御徒士ニ而、養父者頭ニ而も、御聞濟之後暫御徒士其儘ニ而被差置候格合也

一 仮養子願出候得者、御家老中へ差上申候

願書御下ケ被成、役方ニ預り置

但シ、近來者御家老中ニ御留置被成候

一 右縦令仮養子願書差出置、或者江戸詰杯ニ罷越居、無扨合合ニ而養子願書差替候事格合有之

(082)
裏

寛政十年日記

一 御給人惣領、御徒士望之銘□々有之候節者相願可申候、且惣領差問候節ハ二男ヲも被召遣候間、役方ニ而願取次申候

一 忤出家仕度願、口上ニ而急度願卜無之、不苦思召候得者宜御沙汰被及被下候様と

認候事

一 隱居在宅之願、其子口上^{二而}相願候事

一 互^二勤居候伯父甥、不通・義絶之儀、双方^方口上^{二而}届

一 他行之義、川向或^者国ヲ隔候得^者願書入候、他領^{二而}も近在届^{二而}相濟

一 其身為保養、京・大坂其外遠方^へ御願申上罷越居、追願之儀^者両^三度^{二而}も取次

申候、先方病用^{二而}罷越居候得^者、追願一度^者取次候得共、及二度候得^者御聞届不

(083)
表

被^レ成候^二付、取次不申候事

一 娘町屋^へ片付候願^者御取上^へ無之候、役方迄届被申、御家老中^{江者}御内々御尊申

上置候事

一 小役人病氣^二罷在、休足相願候^而御聞届有之候

一 父病氣^{二而}看病引之儀、御給人已上^者御聞届有之候、其以下自身病氣申立引込、

醫師方^へ通度段相願候得^者御聞届有之事

一 無足給人養子願^者、書判計^{二而}印形除之候様被仰出候

天明七未年十一月十日

● 一御留主中大坂・京御暇之願、十日迄_者御聞届被成候、其余相願候得_者御聴届無之候、此段相伺候処、右之通心得候様被仰聞候
(上記●印は原本朱書)

但シ、病用_者十日余之願も御聞届被成候、京・大坂之外_者内用之願_{ニ而}十四五日も御聞届被成候例も有之候

(083)
裏

寛政十二年三月廿九日

一 養子仕、其養子_ニ参候者不参已前之子供有之、其子呼取候義親之届_{ニ而}相済、但養父_者表勤_{ニ而}、養子被召出御供方勤杯致居申候_{而も}、養父之届_{ニ而}相済

寛政十二申年閏四月日記_ニ有之

一再縁、他所へ遣候_{ニも}口上書_{ニ而}相済

○願面両判之分

(上記○印は原本朱書)

一 養子願 貫方判

一 仮り養子之願

一 急養子之願

一 久離・儀絶、尤久離同様之儀絶也

一 実子_{ニ而}も未御目見不仕内_者、御憐愍之願_者書判計

一 久離之願、印形計也

(084)表
一 仮り養子願出候得_者、何某忰仮養子_ニ仕候と申儀ヲ承り置候様_ニと御家老中被

仰聞_ニ付、願候節承り置可申候事

○縁談願 貫方

(上記○印は原本朱書)

奉願口上之覚

私儀、何ノ何某娘妻_ニ仕度粗及内談候、不苦思召候得_者弥相究申度奉願候、此
段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

何ノ月日

名書判

役方宛

○同遣方

(上記○印は原本朱書)

私娘儀、何之何某妻^ニ差遣度粗及内談候、不苦思召候ハ、弥相極申度奉願候此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

○養子之願 貫方

(上記○印は原本朱書)

(084)
裏

奉願口上之覚

私儀男子無御座候^ニ付、何ノ何某^ニ男何と申者養子仕度粗及内談候、不苦思召候ハ、弥相極申度奉願候、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、以上

何月日

名印判書判

右之願、智養子^ニ候得^者智養子と書入候、別段^ニ養子年書付差出申候

○同遣方

(上記○印は原本朱書)

右^ニ準候故、略之

男子・女子共、妾腹^ニ候得^者妾腹と認ル

○嫡孫之願

(上記○印は原本朱書)

私儀男子無御座候^ニ付、何某忰何某嫡孫承祖仕度奉願候、不苦思召候ハ、此段

(085)
表

御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

他行之願

私儀、何方^ニ罷在候親類共方^ハ無^レ扱内用御座候^ニ付罷越申度奉存候、依之幾日之御暇被成下候様奉願候、不苦思召候ハ、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

名書判

○前髮取 ○袖留之願

(上記○印は原本朱書)

口上之覚

私儀、前髮取^者袖留申度奉願候、不苦思召候得^者此段御家老中迄宜被仰上可被下候、以上

右半切紙

判無之

○名改之願

何^{何某事}ノ何某

(上記○印は原本朱書)

右半切^ニ認ル、三ツ折也、上包折掛上ナシ

○苗名^字共改之願

(上記○印は原本朱書)

苗字名改之願

何之何某事

(085)裏

○苗字計改之願

(上記○印は原本朱書)

苗字改之願

何之何某事

文政九戌四月相調

○二男ヲ嫡子ニ仕度願

(上記○印は原本朱書)

奉願口上之覚

私嫡子何某何ニ付、二男何某儀嫡子仕度奉願候、不苦思召候ハ、此段御家老中
迄被仰上可被下候、已上

別紙ニ何某儀、当何之年何才と相認候事

○隠居之願

(上記○印は原本朱書)

私儀、是迄結構ニ被召遣冥加至極難有仕合奉存候、然ル所近年病身ニ相成、色々
養生仕候得共暎と無御座、御奉公難相勤奉存候ニ付隠居仕度奉願候、何卒願之

(086)表

通「御聞届被成下、忒何某儀不調法者^{二者}御座候得共、如何様共被召仕被下候^者重々難有仕合奉存候、不苦思召候ハ、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

但、若忒相勤居候得^者家督被仰付可被下と相認、別紙口上書役方へ差出候事

○病氣及太切忒未御目見無之候得^者御憐愍之願

(上記○印は原本朱書)

奉願口上之覚

(086)裏

私儀、是迄結構被召仕冥加至極難有仕合奉存候、然ル所先頃方病氣^ニ罷在、色々養生仕候得共、全快之程無覚束段諸医師申聞候、万一之儀も御座候得^者、忒何某儀未熟之者^{二者}御座候得共、以御憐愍如何様共被召仕被下候^者重々難有仕合奉存候、不苦思召候ハ、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

○末期養子之願

(上記○印は原本朱書)

私儀、是迄結構被召仕冥加至極難有仕合奉存候、然ル所先頃方病氣^ニ罷在、色々

養生仕候得共不相勝、快氣之程無覺束段諸医申聞候、未忤無御座候_ニ付、何某何男何と申者養子仕度奉願候、右何某儀未熟之者_ニ御座候得共、如何様共被召仕被下候_者重々難有仕合奉存候、不苦思召候ハ、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

名印判書判

右養子何ノ何才_ニ相成候と書付添ル

○久離之願

(上記○印は原本朱書)

奉願口上之覚

(087)
表

私何之何某当何之何十才_ニ相成候、何月幾日出奔仕行衛相知不申候、此者常々不行跡者_ニ御座候_ニ付、私諸親類共久離仕度奉願候、不苦思召候ハ、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

年号月日

名印判

○他所_ニ罷在候親類久離之願

(上記○印は原本朱書)

奉願口上之覺

何国何某当何之何才_ニ罷成、何月幾日家出仕行衛相知不申候、私何_ニ而御座候、此者常々不行跡者_ニ御座候、私諸親類共久離仕度奉願候、不苦思召候ハ、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

名印判

○悴出家_ニ仕候願

(上記○印は原本朱書)

(087)
裏

私何男何某儀、此度出家_ニ仕、何州何村何寺弟子_ニ差遣申度奉存候、不苦思召候ハ、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

奉願口上之覺

私儀、何所親類共方_ハ病用之儀御座候_ニ付、奉願候_而罷越候所、無拋用向相殘候_ニ付今暫逗留仕度奉願候、依之今幾廻り御暇被成下候様奉願候、不苦思召候ハ、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

久離差免之願

○奉願口上之覚

(上記○印は原本朱書)

私何儀何_二付、私始諸親類共去何年何月何日久離仕候何儀、心底相改候_二付、私初諸親類久離差免申度奉願候、不苦思召候ハ、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

(088)表

月 日

名

別_二公儀方之御取替差出候事

○退役之願

(上記○印は原本朱書)

奉願口上之覚

私儀、年来結構被召仕冥加至極難有仕合奉存候、然ル所

老年_二相成
其上何_二而 或者

近年何病_二
罷成其上何_二而 御太切之御役儀難相勤奉存候、御機嫌之程奉恐入候得共当役御赦

免被下、此上以御憐愍相応之勤筋_二而も被仰付被下候得者重々難有仕合奉存候、

不苦思召候ハ、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、以上

月 日

名

○病氣他行先方追願

(上記○印は原本朱書)

奉願口上之覚

(088)裏

私儀病氣ニ付奉願

出京
出坂

養生仕難有仕合

〔奉存候、

少々快方ニ罷在候得共未疔と

不仕候ニ付、今暫逗留保養可然之旨医師申聞候、依之今幾廻り之御暇被成下候

様奉願候、不苦候得者此段御家老中迄宜被仰上可被下候、以上

(上欄外)

「追願二度目・三度目者又幾廻り

と相認候事、其外例文也、天保

六未四月小森弥五左衛門願面」

○名跡御建被成候節願書

此度、何某儀名跡御建被成下候御沙汰被仰出、相応之者可奉願之段被仰付、親類共一統冥加至極難有仕合奉存候、右ニ付何之何某と申者貫申度粗内談仕候、不苦思召候得者弥相極申度奉願候、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

月 日

名

○先年方客分届有之候女妻ニ仕度願

(上記○印は原本朱書)

奉願口上之覚

(089)
表

私儀、先達^而御届申上引取置候何国^ニ罷在〔候何某と申者之何、此度妻^ニ仕度粗内談仕候、不苦思召候得^者弥相極申度奉願候、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

○役下末期之願

(上記○印は原本朱書)

最初之文言一通り也、自然相果候得^者、忒何某儀以御憐愍渴命不仕候様被仰付被下候得^者難有仕合奉存候、此段不苦思召候ハ、御支配頭中迄宜被仰上可被下候、已上

右相願候得^者、御家老中へ御歎申上候事

○勤居候嫡子病身^ニ付次男嫡子仕度願

(上記○印は原本朱書)

奉願口上之覚

私嫡子何某儀、病身^ニ付奉願御奉公為退申候、依之次男何某嫡子^ニ仕度奉願候、不苦思召候ハ、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

(089)裏

○勤居候嫡子病身ニ付退身之願

(上記○印は原本朱書)

近例清水申左衛門忝俊藏

奉願口上之覚

私忝俊藏儀、以 御厚恩ヲ段々結構被仰付冥加至極難有仕合奉存候、然ル所
近来病身ニ罷成色々養生為仕候得共、本服難仕趣諸医師申聞候、依之御機嫌之
程奉恐入候得共、御奉公為退申度奉願候、此段不苦思召候ハ、御家老中迄宜
被仰上可被下候、已上

申三月十二日

名判

○再縁之願

但 他之者迎取候節計也
半切紙ニ認

(上記○印は原本朱書)

口上之覚

(090)表

私儀、何国ニ罷在候何某何再縁仕度粗内談仕候、不苦思召候ハ、弥相極申度奉
願候、〔此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

何月日

名計

御目附中様

但シ、願書へ平様認候節^者御給人^ニ而も平様認候事

一再縁願書御聞届有之候得^者、入家不致候

内破談^ニ候共、再縁^ニ相成候事

右、文政九年戌四月十五日御取極メ被成候事

一忌中他所へ罷越候願^者口上書也

但シ、半切紙^ニ認ル

口上之覚

私儀、何所へ何々^ニ付罷越申度奉存候、依之^{立歸り一宿杯}御暇被成下候様奉願候、不

苦思召候ハ、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

(090)
裏

何ノ何月日

名計判無

御目附中様

一悲田院^者物集女永正寺・向町真経寺杯、他所^ニ有之候寺へ忌中^ニ毎々墓参仕

物集女永正寺

(京都府向日市)

向日町真経寺

(京都府向日市)

度願^者、最初口上^二而相願、且亦忌中毎々墓参仕度候ハ、其度毎^二役方迄相届候^而罷越申度段其節兼^而願有之候得^者、御聞届相济候事

一 病中なから、月代願^者口上^二而相济候事

一 歩行之儀も右同断

但シ、月代・歩行一度^二者不相成候、尤最初^二月代相願候^而、追^而歩行願可申事、併病症^二寄月代未難仕候得共、此節歩行仕候得^者可然之旨、医師之差

(091)
表

凶も有之段分^而相願候得^者、歩行ヲ先^へ願候^而も御聞届被成候事

一 幼年^二而家督取居、追^而袖留・前髪執申度願、御在府中^者江戸^へ相伺候事

一 御在府中縁談之願、地他共江戸表御伺之事

但シ、再縁^者爰元^二而御家老中御聞届被成候^而相济候事、尤他所^二而も一通之處ならハ御聞届被成候、向方御主人急度致候御方、御役人様杯^二而者江戸伺之事

一 給人已上嫡子御目見仕居候者、名改・袖留・前髪執并他行之義、親方願出候得

者御家老中へ申上、御聞届之上申達候事

一御目見無之嫡子も、名改・袖留・前髪執ハ親方願出候得者申上、御聞濟之上申達候事、他行之義者親方届候而相濟、役方ニ而承置候事

但、御家老中へ御噂者申上置候事

(091)裏一御留主中、自身病氣ニ付京大坂へ罷出養〔生仕度願、三廻り相願候而も御家老中

御聞届被成候格合有之

一無足給人并給人格之忤、御目見相願候得者以来御徒士之次席ニ被仰付候段、御家老中被仰渡候

文化二丑年八月

○一池田弥惣右衛門願

(上記○印は原本朱書)

奉願口上之覚

私厄介罷在候甥辰次郎儀、山田安次郎養置申度旨粗内談仕候、不苦思召候ハ、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

右、御給人以下^者養子と申事難相成候、依之右之通認候、豊田庄太夫^へ和久甚五兵衛御引合申候

一〇 中西喜太夫願

(上記〇印は原本朱書)

(092)
表

奉願口上之覚

私嫡子貫次郎儀相果候^ニ付、喜曾次嫡子仕度奉願候、不苦思召候ハ、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

丑八月廿八日

名判

役方三人宛

別紙

中西喜曾次

当丑年廿五才^ニ罷成ル

一〇 順養子願書

(上記〇印は原本朱書)

奉願口上之覚

私男子無御座候^ニ付、実弟何某儀順養子仕度奉願候、不苦思召候ハ、此段御家

老中迄宜被仰上可被下候、已上

月 日

名両判

其身養子^{二而}、家付之弟順養子^二相願候得^者、養家之弟と認候事

(092)裏一 中村熊之助出奔致候^二付、馬之允并元伴^方届有之、馬之允為^二者養父出奔と届候

而八振合如何^二付、段々調候処、馬之允并親元伴^方御届申上候趣^{二而}相濟

文化二丑年十二月

一 右同人久離之願、是^者願書^二兄熊之助出奔致候趣^{二而}相濟

一 馬之允儀差控伺出申候^二付、翌日不及其儀候旨被仰出候

一 関又兵衛病氣差重候節、御憐愍之願左之通

(上記○印は原本朱書)

私儀、是迄段々結構被召仕冥加至極難有仕合奉存候、然ル所先頃^方病氣^二付引

込罷在、以御蔭色々養生仕候得共、全快之程無覺束旨諸医師申聞候、万一之

(093)表 儀も御座^者候得^者、忩小十郎幼年^二者御座候得共、如何様共被召遣可被下候様奉

願候、不苦思召候ハ、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

丑十二月

名判

右願書差上切也、御聞濟之御沙汰無之

文化二丑年十二月

○一下目附大河原古助二男、吉田久兵衛方^ハ養申度旨願、取扱先格調候所近年格式

有之、作事目附・割場目附等 候事故、半切紙^{ニ而}口上書為認役方迄為差出、

御家老中^{江者}不入御覽、口上^{ニ而}相伺候、口上書左之通 (上記○印は原本朱書)

口上之覺

私二男鉄次郎儀、吉田久兵衛養置申度申聞候^{ニ付}、不苦思召候ハ、此段御支配

(093)
裏

頭中様迄[〔]宜被仰上可被下候、已上

九月四日

名

田渕守右衛門殿

湯淺太一郎殿

右同勤宛也、格式有、^(下カ)口目附共御徒士目附宛之先格也

文化四卯年

一伊藤才右衛門妾腹男子嫡子之届

寛政元酉年六月十一日日記有之

一久徳喜内養子願御聞濟無之内、御憐愍之願左之通

奉願口上之覚

私儀、是迄段々結構被召仕冥加至極難有仕合奉存候、然ル所先達而方病氣ニ罷
在色々養生仕候得共、全快之程無覚束段諸医申聞候、万一之義も御座候ハ、

(094)
表

先頃方「奉願置候養子駒之助儀、未御聞濟も不被成下候内之儀奉恐入候得共、
以御憐愍如何様共被召仕被下候へハ重畳難有仕合奉存候、不苦思召候ハ、此
段御家老中迄宜敷被仰上可被下候、已上

文化五辰月日

名判

文政九戌年四月廿三日

一中村彦七養子願書差上、御家老中御預り中病気差重候ニ付、御憐愍之願書差上
未御聞届無御座候得共、養子引取置候届有之、五月廿四日両願御聞濟ニ付申達

置、死去之日^方忌服受候体^ニ御座候間、残ル日数相受被申候様申渡ス、久徳喜内願之形ヲ以、此度御家老中御取極被成候事、墓参願^者御聞届之上願候事

奉願口上之覚

(094)
裏

私忤半蔵儀、未男子無御座候^ニ付、奈良御奉行岩瀬加賀守様御家来久保州右衛門と申者之弟亀次郎婿養子仕度粗内談仕候、不苦思召候ハ、弥相究申度奉願候、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

亥五月廿六日 下村善右衛門兩判

右善右衛門御給人^{ニ而}金払役、半蔵御納戸格御子様方御附、亀次郎儀^者奈良奉行同心之弟也、同心^者願書不相成候^ニ付、如斯

一〇父病氣保養在宅之願

(上記〇印は原本朱書)

口上之覚

私養父病氣為保養在宅仕度奉存候、御赦免被成下候ハ、此後何方^{ニ而}も承合、家内之者共罷越申度望^ニ御座候、此段御家老中迄「宜被仰上可被下候、已上

(095)
表

巳五月十七日

猪飼小十郎

明和十巳年

奉願口上之覚

私儀、結構被召仕冥加至極難有仕合奉存候、然ル所近年老衰仕、疝癩^ニ而腰痛
難儀仕候、依之宿番御赦免被成下候様奉願候、不苦思召候ハ、此段御家老中
迄宜被仰上可被下候、以上

何ノ何月

名判

役方宛

奉願口上之覚

私儀、病用御座候^ニ付城州柳谷へ罷越申度奉存候、依之中三廻り之御暇被成下
候様奉願候、不苦思召候ハ、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、以上

(095)
裏

未五月四日

猪瀬浅右衛門

天明七年日記

奉願口上之覚

山崎社士、当時退身罷在候山田弥惣右衛門と申者、兼而柔術門弟ニ御坐候、此度私弟ニ仕、京都新屋敷高岡与一右衛門方へ養子ニ差遣申度奉存候、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

未ノ三月

沢路要太夫

文化八年也

一男子無之出府之節、仮養子之願封之儘役方へ受取、養子致置候名前承置候而、御家老中御預り被成候

奉願口上之覚

(096)
表

私儀男子無御座候ニ付、勤番中鈴木寿庵〔次男弥太郎と申者仮養子ニ仕置候、万一之儀御坐候ハ、以御憐愍如何様ニ成共被召仕被下候様奉願候、右之段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

文化七午年八月七日 浅井弥七郎判

役方宛

一 田中半右衛門産母罷在候所、段々及老年^ニ候^ニ付、兼^而亡父丹下遺言も有之候間、此度実母之取扱仕度段願之趣、口上^ニ而^而御家老中へ申上、御聞届^ニ付申達ス

文化五辰年十二月十六日

一 京大阪湯治等之日数之御暇、年ヲ越候得^者願直シ可申候、尤願出候節年ヲ越候^者、御聞届無之段可申達事

一 娘外へ遣候^ニ、町家へ縁付^者男女共無用之事

(096)
裏

但、近年沢路武兵衛・田坂芳助・飯尾十左衛門・田中源五右衛門杯、兄弟町家へ遣度趣役方迄被申聞候、御家老中へ御内々申上御聞置被成

候、願相濟候筋^ニ而^者無之候、承り置候様御家老中被仰渡候

一 御家中親類不和^ニ而^而義絶之届、不及願書口上^ニ而^而承置、御家老中へ申上候

一 忌掛之者久離願、半紙立紙、其者年・名・諸親類同様之趣書加ル

但、目上之者目下之者方願^者御差支之由

光松寺
(高槻市大手町)

安永五申年被仰渡候

一他所之葬送ニ参り候節、願書葬式と申儀無用、口上ニ而其訳可承候事

一池田孫太夫惣領弥惣右衛門同居之儀、光松寺方役方へ出ス

安永七年七月

一筒井蔵太沢村新助墓参願并一家共へ立寄申度段理安寺方差出、御聞濟之段御家老中方御尊有之

(097)表
寛政戌年正月十八日

一御徒士目附願書之事

(上記○印は原本朱書)

奉願口上之覚

私弟音吉儀、富田忠八方へ養置申度旨粗内談仕候、不苦思召候ハ、弥相極申度奉願候、此段御支配頭中迄宜被仰上可被下候、以上

文政九年也

戊ノ九月十六日

前川玄助

同役兩人宛

右此度願書取調御家老中、相伺候所、已來右之通取計候様被仰渡候、尤半切紙
ニ相認ル、文言本願同様

口上之覚

(097)
裏
私養父彦七妻里方何之何某方勝手ニ付引取置、若相応之方も御座候ハ、再縁為
致度段申聞候ニ付、親類共粗申談仕候、不苦「思召候ハ、此段御家老中迄宜被
仰上可被下候、以上

子月日

名計

役方宛

右中村大助願書 文政十一子年也

○
一上野定次郎願左之通

(上記○印は原本朱書)

奉願口上之覚

私儀、同苗臻病氣ニ付為看病五十日之御暇奉願罷登候所、兎角睨と不仕無心元
奉存候、依之以御憐愍今暫御猶予被成下候様奉願候、不苦思召候得者此段御支

配頭中迄宜被仰上可被下候、已上

子四月廿六日 名判

御供頭宛

右_者文政十一子年也

文化十一戌三月廿日

(098)表一 〇 隱居名改之願

(上記〇印は原本朱書)

改名_者御家老中御聞届被成候、剃髮_者届切之事

一 御上御忌中御停止中、他行之願・内用願候_而先方死去、葬式罷越候例有之

天明六年八月中旬日記_三有之

一 此度御停止中御暇相成候哉之段御家老中御尋_三付、右之先例相調申上置候

文政十二丑年四月

(朱書)

「若奥様

慈光院様御逝去之砌」

△ 一 小森弥五左衛門其身病氣_三付京都_へ保養罷越居候所、御停止被仰出候_三付、引戻

(098)
裏

可申旨御家老中被仰渡候^ニ付、其段同役高階雄次郎^ハ申達候所、翌日雄次郎被
申聞候^者、昨日御達之趣弥五左衛門方^ハ申遣シ候所、同人^方申越候^者、不輕病体
^ニ而 壺式丁之歩行も兼^而 医師差留置候位之義、其段医師^ハ申聞候所、途中駕籠杯
^ニ而 引取候^而者 疲之程も難計之旨申居候、依之何卒此儘逗留仕度段相歎出候^ニ付、
其段御家老中^ハ申上候所、御聞届之趣被仰出候
(上記△印は原本朱書)

右天保六未年三月廿四日

天保七^{申年}
悴退身願左之通

一私悴順五郎、以 御厚恩段々結構被仰付冥加至極難有仕合奉存候、然ル所先
達^而方 疝症^ニ而 難義仕候^ニ付色々養生為仕候得共、本服難^復仕趣諸医師申聞候、依
之御機嫌之程奉恐入候得共御奉公為退申度奉願候、不苦思召候ハ、此段御家
老中迄宜被仰上可被下候、已上

申五月九日

山本金右衛門

右同十二日御聞届、追^而江戸表^ハ被仰上候よし

渚村
(現大阪府枚方市)

(099)表

嫡子病身_二付次男嫡子_二仕候願

一私悴助之丞儀、当申拾九才_二罷成候処、近年病身_二御座候_二付色々養生為仕候得共、兔_二も御奉公仕候義難相成候_二付、依之次男安次郎儀嫡子_二仕度奉願候、不苦思召候_者此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

申五月十二日 田中弥一右衛門

右養子之年別紙例之通

一郷目付森田東次養子之願_二付、御用人方取計之処左之通之由_二付、則右之通

何某之何男

何某

当申何才

郷士_へ縁談之願

私娘義、河州交野郡渚村_二罷在候郷士横山市太夫妻_二差遣申度粗内談仕候、不

(099)裏

苦候_者〔弥相究申度奉願候、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上
天保七申年

八月廿九日

中村平左衛門判

一八田辰次郎御歩行^{ニ而}江戸勤番中相果候^{ニ付}、仮養子遣方^{方願}

私四男^{枉六義}、八田辰次郎方^{養置申度段兼^而内談仕候}、不苦思召候ハ、弥差遣

相究申度奉願候、此段御家老中迄宜被仰上可被下候、已上

^{右同年}
申二月廿日

田淵五郎助

別紙半切紙^ニ口上書左之通

口上之覚

私四男^{枉六義}、八田辰次郎方^{仮養子差遣置候所}、辰次郎儀此度於江戸表大病相煩、快氣之程無覚束奉存候^{ニ付}、万一相果候ハ、以

(100)
表

御憐愍^{枉六}如何様とも被召仕、辰次郎母不及渴命候之様、於江戸表奉願候後相果候段申越候、何卒本文之通御聞届被成下候ハ、重々難有仕合奉存候、此段御含被下御執成宜被仰上可被下候、已上

天保七

申二月廿日

名計

役名様宛

五月九日御聞届有之

一 上野嘉納実父大坂_ニ罷在候、相果候_ニ付忌引中_ニ御坐候得共、野送り_ニ罷越申度
(段力)
之□□上書願有之

(100)
裏
(白紙)

凶事

(101)
表

凶事之覚

一 居屋鋪自焼之節_者遠慮被仰付候、立退候処届無之候ハ、其段申達ス、承届御家
老中^へ申上候、凡三十日_{ニ而}御免被成候、灰搔之儀_者三四日目申上御免被成候
一 類焼_{ニ而}御座候得_者旅役・御番等御免被成候、近例耆ケ年、御番并地役_者普請出
来移候得_者被 仰付候
但、勤_ニも寄候事、先御番一通り之銘々如此

一 御長屋住居之銘々当分勤御免之事

但シ、勤^ニも寄、五七日^ニ而勤被仰付候事も有之、御番一通り^者凡三十日程^ニ而御免之事

類焼拝借銀之事

一 拾人扶持

銀七百匁

一 五拾石

同七百五拾匁

(101)
裏
一 六拾石

銀八百匁

其余式百石迄拾石^ニ五拾匁増、二百石已上八五拾石^ニ式百匁増也

同小役人取計

一 御中小姓方厩目附迄

銀百匁

一 御徒士同並迄

同式枚

一 無格小役人

同三拾匁

一 御合力扶持後家

錢五百文

右類焼拝借之儀者、元文中出丸焼之節御取計役方控有之、安永七戌年出丸焼之節先格之通御取計有之事、右五年ニ上納

但シ、本知被下候年計

一久離願ニ出奔と有之候得者、向後日限書付差出可申事

(102)
表

右者、寛延三年宮本仁右衛門弟粗(信カ)□久離之節「御家老中被仰聞候事、日限相不

知候而者公辺御届不相濟候由

一御給人已上、嫡子縦御歩行勤たり共相果候節者、嫡子ニ準シ葬式之節道具為持

可申候、其支配頭迄相届可申候、江戸勤番ニ而相果候得者、勤先之義ニ候間其身

格式通取置可申候、已上

宝曆十二年八月

一御城内住居之銘々死去葬式之節、御門断役方へ被申聞候、其方角御門并固メ之者頭中江下目付ヲ以申達ス

一知行取之銘々死去候得者、年行事銀増借被成候、知行高下ニ不依百匁増借出来候、

則年行事方へ申達ス

(102)

裏

一御扶持方取相果候而忌中飯米切候得者、**〔**親類或者相番同役ヲ以役方迄申込有之、是者親類之預手形相認米壹俵拝借也、則元々方へ申達取計有之候、中陰中他行相願候得者、口上書ヲ以相願候様御家老中被仰渡候

明和九年五月十一日

(103)

表

一病氣大切ニ及、忤無之急養子相願候節者、願書ニ書判計相認、役方へ持参有之候へハ得と致一覽、猶同役へも為見、存寄無之御用番御家老中へ持参仕入御内覽候、判元見届候様被仰渡候得者、向方へ追付判元見届罷越候段案内致置、役下御徒士目附老人・下目付老人・役方付老人召連罷越、玄関方屋鋪へ罷通り願書判元見届候様御家老中被仰渡候趣申達、願書差戻シ見**〔**届呉候様被申聞候得者、病床へ罷越見届候也、病人之手ヲ持添付添候人印形居ル也、願書被差出候得者受取相改候而、差上申候段申述引取候也、夫方御家老中へ致持参差上候

但シ、御在城ニ者御聞届之御沙汰有之、御在府ニ者御家老中御受取被成候段

向方へ申達ス、右案文願之部^ニ有之

一先年、者頭之内死去葬式之節先供三人被相立、役方方相調候所心得違^ニ而、已
来^者先供^者相立申間敷旨被申聞候

寛政六寅年五月十八日

一御給人己上長之御暇被成下候節、御徒士目附・下目付差遣候、同道為致会所^ニ
而申達ス、御城外之人^ニ而候得^者、往来共方角之御門并固メ之者頭中へ下目付ヲ以
及案内、帰宅之節も御徒士目付・下目付引払見届、**〔武器之類残置候得^者受取、**

(103)
裏

何れへ立退候哉承置引取申候、隣家へ下目付ヲ以案内之事

一手錠・早縄付之者^者勿論、御咎^ニ而御門出入為致候節^者、下目附ヲ以方角之御門

固者頭中へ案内之事

一御用人支配多御咎被仰付候節^者、御用人方方立合呉候様并会所詰所借り申度段
被申聞候、其節御徒士目付・下目付罷出ル

一差控

一 慎

一 忌中

知行之銘々初渡り・物成割、向後出申候事、御扶持方も右ニ準申候事

一 遠慮

一 閉門

(104)
表

知行之銘々初渡り・物成割出不申候事、御扶持方も右ニ準シ候事、右之通御用
番長田岡次郎殿被仰渡候者也

宝曆八^(マゴ)戌年十二月

右之通ニ候得共、知行取物成割之時分ニ相当候^而甚難洩無^ニ扱筋^ニ而相歎候得^者、其
上本人^{江者}初渡り并物成割相渡候事^者相見合、其節当分入用之米^者親類中亦^者両
隣家之内方手形ヲ入、其銘々迄内借可有之候

但シ、知行取^者平日^者夫^ニ及不申候事、知行渡候時節^ニ相当り候ハ、右之
取計之事

一 扶持方衆^{江者} 月々本人へ相渡候事相見合、当分入用米^者 親類中又^者 両隣家之内方手形ヲ入、其面々迄内借可有之候事

(104)
裏

右之通追加、長田岡次郎殿被仰渡候者也

天明七丁未年二月二日

一 御家中閉門被仰付候節、呼^ニ遣シ候ハ、下目付計、帰宅之節^者 御徒士目附、下目付差添遣ス

一 御家老中被仰渡候^者、牢屋^ニ御先手組囚人受取渡之義、是迄申渡候義も有之候得共、已来^者 此度出来候柵之内^ニ受取渡致候様可然候間、是迄之儀^者 除候^而、此已後^者 柵之内^ニ受取申候様被仰渡候、行事小頭へ申渡置候、尤町奉行へも申達ス

寛政四子年六月十二日

一 御旗奉行^ニも、葬送之節先供立候事御差留被成候

天明四辰年七月廿六日

(105)表

一 知行取之内御暇被下候歟出奔致候節、年行事〔銀借用有之候得者、右之手形役方^二而相認年行事方^一差出ス、年行事過銀或藁等も役方^一受取、郡方亦^者元^レ方^一相渡ス

一 組下之者不調法有之、御上^方追込等被仰付候節、行事頭共^一其段被仰聞候得^者、

其頭々^一行事^方申達ス、其頭^方早速可申付候心覚、書付之外^二口上^三而得御意候趣^者

一 追込等之儀行事頭^一被仰聞申渡候上^二而、行事小頭^一被仰渡候儀、差支無御坐候

一 頭共^一被仰聞候間も無之火急之儀^者、御役方^二而御取計勿論之儀^三存候、是以猶

予有之儀^者被仰聞候儀と存候、行事者頭柘植太郎左衛門^一及対談候、日記^二委敷有之候、者頭中^方被差出候書付も御用箆笥^二有之事

安永六酉年四月廿二日

(105)裏

一 病氣及大切^二候節、実子有之候^而も未御目見不仕内^者、御憐愍願出ル

一 者頭已上病氣及大切候得^者被相届候、御家老中^一即刻申上、御尋有之候

公儀御仕置除日

一朔日 三日 五日 八日 十日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日

廿日 廿四日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 晦日

右之外、重御祝日・御称月・御忌日之前日・御誕生日相除可申事
(ママ)

一五月・九月^者御仕置有之候得共、正月^者決^而無之事、右之外之日^者毎月死罪御仕

置有之候、死罪之外遠島・追放・輕キ御仕置除日無差別候事

宝曆四甲戌年六月廿一日以手筋ヲ江戸表^{ニ而}承合候書付也

(106)表

一門長屋計類焼^{ニ而}本家無別条候得^者、本家類焼三分之割^{ニ而}拝借被仰付候、此度

相改候事

寛政十一未年日記

一伺御機嫌^{ニ而}も披露状^{ニ而}忌引之名前相除候事

寛政元酉年九月十一日日記

一御城^{ニ而}病気差発步行^{ニ而}難出節、御城方駕籠^{ニ而}出候格合

同年四月朔日

一 無足之銘々、病氣大切ニ相成候而急養子之儀者、古方御聞届無之事ニ候、近来病氣大切ニ相成候而養子引取、間も無病死之届致候類有之候、向後者養子引取六十日之内ニ候得者御取上ケ無之、六十日過候得者御聞届被成候

(106)裏
一 無足給人其外共一代切之事ニ候、悴成長〔候得者別段被召仕候事ニ而、跡式と申者無之候

一 無足之銘々、年功有之五拾石給人被仰付候得者、隱居相願候而病死候時悴へ家督被仰付候節者、多少ニ不限御書付ニ家督と相認候、又年功ニ而拾人扶持も被下候へ者、跡式被下候と御書付ニ認候事、悴幼少ニ而御目見も相濟候節者、病氣太切之時御憐愍願書出し可申候、右悴へも同断

一 無足之銘々、年功有之悴も被召出相勤居候而休足相願之節者、小身ニ得者扶持給金之内少々御増被下候、是も一兩年過後ニ被成下候事

一 病死仕候節も右同様ニ而、病氣大切之時御憐愍願可有之事、実子有之幼年ニ而も

相応^ニ輕ク可被召出候

安永三年十二月

(107)表

一 不調筋有之差控候儀、以余人相伺候^而不及其儀候段被仰出候得^者、伺出候者呼寄申達ス、若又差控相伺候^而伺之通差控候得^者、本人会所へ呼寄申渡ス

一 親死去致候^而其子未家督不被仰付内、物成被下候時分^ニ而手形相認候得^者、其子之名前・印形^ニ而相濟候、尤名前之肩^ニ親之名前何某分と相認^{置候}差出^事

一 御扶持方相果候節、不幸借銀子申込有之候共出来不申候事、乍去格外無扨訳合申立も有之候得^者、役方^ニ而取計致遣候例も有之候也

一 者頭死去之節、跡組先暫行事者頭へ御家老中御直^ニ被仰渡候事也

(107)裏

者頭中死去之節、是迄支配之組下^者先「不取敢同役か親類之内へ引受居候仁方役方へ被相届候得^者、猶追^而御沙汰^ニ可及段挨拶致置、扱行事者頭へ御預ケ被成候段御家老中被仰聞候得^者、其趣引受居候仁へ、何某殿跡組行事者頭何某へ御預ケ被成候間御引渡可被成候段、役方方申達候事

一 御家職^ニ而御死去被成候得^者、三日諸事穩便之御触被差出候、并郷中・町中へも同様御触出ル

一 御在城中^ニ者伺御機嫌御家中之銘々登城、御帳^ニ付候事

一 御在府中ハ江戸表へ披露状差出候事

但シ、御在城中山藤五郎左衛門殿御死去^ニ付、伺御機嫌御帳^ニ付 寛政九年巳五月也

御在府中須長七郎兵衛殿御死去^ニ付、右同断披露状差出ス

文化元子年七月長田岡次郎殿御死去^ニ付、披露状席々^ヲ差出ス

(108)^表一 箕浦市郎右衛門娘出奔致候節、同人^ヲ出奔届有之、但シ市郎右衛門差控伺^者出

不申候事

文化元子年六月

一 親表勤之節死去致、其悴相勤居候^而御用人支配^ニ候ハ、家督・跡式被仰付候砌^者支配御用人方同道^ニ而御家老中御席へ被罷出候、御書付も御用人方へ御渡被

(108)
裏

成候、其節役方_ニも待座_ニ者罷出候、右被仰渡相濟台子之間_ニ而御用人方_方引渡有之受取候、寛政八丙辰年四月十日松下彦右衛門死去後、悴隼太_江家督被仰付候節、隼太_者御中小性相勤居候_ニ付右之取計也、文化元年九月二日中村彦兵衛死去後、悴吾作_ハ跡式被仰付候節、吾作御徒士勤候_ニ付右之取計

一禁裏 崩御之節、御城下・町共御徒士目付・〔下目付昼夜一度宛見廻り申達ス、御給人方廻り之義_ニ及不申候

一三社御火焚・神楽・百灯、右御停止_ニ付、延引之事

一右御停止中、御家中墓参計_者御取計御座候趣、其余他行遠慮可致旨、御家老中御差凶之事

一右御停止中、月並御礼御構無之事

右四ヶ条、安永八亥年十月日記_ニ有之

一泉涌寺御香奠納、先年神谷市左衛門_江被仰付、拝領物御紋付御長上下、下行金式百疋被下候 右同年也

一小笠原新右衛門組下石橋柳藏・清水忠藏・藤倉平藏追放被 仰付候節取計、
并土橋源介・安満村竹藏同断

(109)
表

文化四卯年十一月方同十二月十一日迄

一十一月廿四日、右組之者三人組預り被仰付候趣、御家老中新右衛門へ御直達有
之、新右衛門役方へ被出右之趣噂有之、右三人同部屋ニ差置番五人宛付置申候
旨、尤組内方式人宛休無シ、余三人者惣組方差出候ニ付、人少故火之廻り・二
ノ丸使番増人申付ル

一廿九日、柳藏・忠藏会所へ呼出し吟味之上部屋分ケ被仰付候ニ付、御家老中新
右衛門へ御達被成候

一吟味中役方へ受取、亦々組預相成候趣、新右衛門へ引合置

(109)
裏

一右部屋分ケ被仰付候而方式人宛番人付候ニ付、組内方兩人差出候而者一向続キ不
申候旨、并甚難渋之組方ニも有之、且又先年之格合有之事故、隔日ニ御雇被下
候様小頭亀右衛門段々願ニ付、**〔**部屋分被仰付、晦日方事済迄隔日ニ三人ツ、雇

遣ス

一十二月十二日追払之取計、柳蔵義^者先達^而御吟味之節、苗字帯刀御取上ケ囚人

ニ被仰付候事故、一忒使者屋敷^へ呼出シ、先達白状之趣御徒士目附方認させ、

夫^へ爪印為致取置、其後役方引居候^而御徒士目附統渡申候、御書付^者渡シ不申候

一忠蔵・平蔵義^者強^而御吟味無之未帯刀^{ニ而}罷出候^ニ付、役方三人共罷出使者屋敷

縁^へ呼出シ苗字帯刀御取上ケ被成候段申渡、其後三人共引居申候御徒士目付統^(読カ)

渡ス、尤支配新右衛門^へ御家老中被仰渡役方^へ相渡候様と有之、其上新右衛門

^へ引合置下目附申付組^へ迎^ニ遣候、吟味之節も左之通

(110)表
一安満村竹蔵^ハ、郡方^方小頭同道^{ニ而}会所^者或者使者屋敷^へ罷出、夜^ニ入候節^者杯^者組方

方御門之断等も手間取候故、送らせ候事も有之

一土橋町源助^者、是又下目付迎^ニ遣、尤腰繩計也

一柳蔵追払之儀、御足輕四人・繩取中間^者人腰繩也、御足輕六尺棒、忠蔵・平次^(蔵)

^者繩無之、御足輕同断、下目付^者人付添

一 盜捕爰元^{ニ而}御吟味相濟候其他所懸りも有之候得^者、大坂御番所へ御渡可被成候哉、与力中迄御聞合有之候処、御領分境迄相送り追払、直^ニ大坂四ヶ所之手へ召捕候手合

寛政十二申年日記^ニ有之

一 御足輕不調法有之、御叱之節^者行事小頭へ申達ス

天明五巳年五月廿日日記

(110)裏

一 沢村新助元^ノ役相勤罷在候得共無足^{ニ而}有之候、妻子死去葬式之節忰道具為持申度御願申上候所、御聞届有之候、但當時^者不相成候

宝曆三年九月十一日

一 囚人助命之儀、山家屋清七悲田院^方歎候^而同寺へ被下候事

明和八卯年六月六日

一 小森軍平組下河合伊六・田宮利八組御放被成候、役方^{ニ而}吟味被仰付候取計

天明元丑年八月日記^ニ有之

一 乾官兵衛妻死去之節長刀為持候、尤給人格御納戸役、悴金八道具不持候事

文化八未年日記

一 御足輕不調法有之、御上方御暇被成下候節者、会所ニ而支配者頭へ役方方御書付相渡候事

(111)表
一 柘植吉左衛門 困入

一 庄野友藏 同断

右寛政四年日記ニ有之候

物成米之事

米何石何斗也

右何某分ニ受取申候、依而如件

年号月日

役方連印

代官宛

右考、柘植太郎左衛門死去之節寛政四子年十一月、文化六巳年神谷金吾永

之御暇之節、取計

一火元遠慮被仰付候儀、近来場所^{ニ而}直様伺之通被 仰付候

寛政十一年未三月十九日 元田喜兵衛

同 十二年 三月廿一日 立川猪十郎

一下役亦無格之者親之忌中七日^{ニ而}免候、足輕^者七日^{ニ而}支配^へ挨拶手紙遣、聞届之

⁽¹¹¹⁾裏 上[〔]此方^方申遣ス、御家老中^へも申上ル、下目付杯^ニ七日位御用透^ニ候得^者為引

候事も有之

一閉門先三十日、輕キハ廿日位

一御免之節申遣候^者、長髮其儘^{ニ而}と申遣候事先格之由也

一火事火元遠慮廿日・三十日、手過チ三日・五日差控先格也

一無足給人相果候得^者、其身^者隱居致候共御給人之通^ニ取計致可申候、右之悴^者父
之葬式之節道具為持候事^者無用

但シ、無勤^ニ候得^者御給人已上之取計^ニ可準候、勤有之候^者其身之格式通取

計可申候

一御給人以上并未々迄葬式之節、出家立候事本書之通断可申述候、為迎人參附添之義_者不苦、御給人已下葬式_ニ駕籠相用候事当然差支難儀之趣相聞候故、当年_者御用捨〔被成候、当年過候へ_者本書之通_ニ急度相守可申、右之外_者本書之通₍₁₁₂₎表〕可被相心得候、已上

宝曆十二年午八月 家老

御目附中

火事遠慮格

一出丸高角左右衛門自火_ニ付類焼多有之、十二月廿八日出火、翌年正月十五日御免

一御足輕原田市右衛門手過子、支配頭方追込、翌日被差免候、尤御家老中方御手紙_{ニ而}支配頭へ被仰遣候、但シ小屋焼候ヲモミ消候
一結城武八郎手過子、廿一日八ツ時分遠慮、翌日御免

一御城内平手佐左衛門屋敷自火類焼有之、元文四年未ノ三月三日也、三十日余_ニ
而遠慮御免

一沖方右衛門屋鋪自火類焼九軒

(112)
裏

寛保元酉年四月廿一日遠慮、五月廿九日御免、**〔**煩_ニ付他出難成、役方・御
用番理安寺へ罷越申渡ス、右取計不宜儀_ニ付致吟味候所、親類耆人呼、会

所_ニ而可申渡候事

一御足輕坂口八郎太夫延享元申年_(ママ)四月六日夜、八郎太夫御免之儀福田伴右衛門
申渡ス

一服部奥助十月七日夜手過有之、十八日差控、同廿三日御免被成候、尤差控・御
免も会所_ニ而申渡ス、安永五申年

一市岡团八正月四日夜手過、一日遠慮、元_レ支配也、明和二酉年

一御給人忤御預り所代官被仰付候_而、跡式被仰付候節侍座役方計、御用人・頭取
両役共出不被申候、右北村久太郎跡式之節右之通、鈴木新助跡式格合ヲ以取

計

(113)表 △一三上喜多右衛門御給人格_{ニ而} 休足致候後病死致「候所、葬式之砌道具為持候事

右高津又太郎ヲ以御家老中へ相伺候事

(上記△印は原本朱書)

文化十四年丑正月

△一山本金右衛門厄介坂口武太夫方へ遣置候処、此度武太夫不縁_ニ付勤御暇被成下候、其節武太夫三日差控、金右衛門_者親とも違候事厄介之事故二日_{ニ而}相済

(上記△印は原本朱書)

天保六未年三月廿二日

△一中垣内藤馬格録御預り一ト間入被仰付相慎居候様被仰付、親類鍵預り被仰付、

悴豊次も一ト間入被成御免相慎居候様被仰付候砌、門松_者如何可致候哉と親

類方尋有之、先格相調申候所是と申当り無之所、下目付方_ニ先格有之、此段

御家老中へ相伺候_而下目付へ申達シ取計為致候事、尤親類へも申達置候

(上記△印は原本朱書)

右之先格

(113)裏 文化九申年十二月新家一九郎在役中右様之儀有之、下目付尋出候_ニ付相伺候_而、

已後閉門等^ニ者御上方門松御立被下候段申達候趣下目付控有之、役方日記^ニ無之候得共、其頃之儀^ニ御座候得^者松井六郎方^ニ而も可有之哉と奉存候

天保六未年十二月廿九日日記^ニ有之

大橋守衛御用番中と本書^ニ有之候

(114)
表

先達被差出候葬式之訳、万一心得違も為無之左^ニ記

一 御給人以上^者先達^而之通^ニ候、御給人已下御徒士目附迄同様^ニ候

一 御給人嫡子^者縦令御徒士相勤候共、相果候節嫡子^ニ準シ葬式之時道具為持可申候、其節^者支配^へ相届可申候、尤江戸勤番^ニ而相果候得^者勤先之儀故、其身分格式之通取計可申候

但シ、右之通父相果候節計道具為持可申候、其節支配頭^へ相届可申候、勿論勤無之嫡子^者只今迄之通^ニ候

一 御給人嫡子、御中小性・御徒士席迄之内^ニ而親類死去葬式之節、道具為持度相

願候^者御聞濟不被成候、忌服無之^{而者}不相成候、無拋礼受被相頼義^者其時之御模樣^{二而}御聞濟被仰出候

(114)
裏

右、文化四卯年御調^{二而}被仰出候得共、猶亦此度被仰出候、天保五年

一 近来病死仕候者有之候得^者取置料拝借仕候者多ク相見へ候、御上^二も御難渋之御時節^二候処、御厄介^二相成候^而葬式^{或者}分ヲ越候類粗相聞候、不覺之義^二候、勿論無拋筋^{二而}相願候得^者拝借銀之員数被相減候、当分拝借相成候迹跡難義^二及義能々勘弁可被申候、向後葬送之儀御定被 仰出候

追加

借駕籠無御坐由^二付、棺^二入、連荷持^{二而}も不苦様申渡格式已上右之通、已下之銘々ハ是迄之通

右安永元壬辰十二月廿日改

給人以上

(115)表

一其身道具挾箱輿脇大小為持可申候、白張焼灯式ツ親妻子共右ニ準不苦候、上ケ持之棺無用可仕候、駕籠相用可申候、壺ニ入候得者上ケ持無之様可致候、輿脇大小勝手次第、白張焼灯道具挾箱無用

但シ、徒士・同並右可準、刀脇差一所ニ為持可申候、小役人右ニ準シ輕心得可申候

一給人已上之嫡子、部屋住ニ而も又中小姓ニ而も、親之葬式ニ立候節計道具為持不苦候、尤其節支配頭迄相達差凶受可申候

(115)裏
一葬式之節出家衆行列ニ立候事、給人已下者当家定法之由申立相断可申候、若又不得止事子細有之候得者支配頭迄其旨可申達候、右之趣於江戸表被仰出候間何も承知可被致候、右之内中小姓已下駕籠之儀、竹柄ニ而銘々差「支有之棺相用候共、右ニ準シ長柄為持候事可為無用事

宝曆十二年八月

一殿様御忌中御停止ニ付、京都出火之節御人数不被差出候、御届相濟候へ者行事

者頭・遠方御使番・水ノ手御給人・火元見馬役・役下右之銘々申達ス
右_ニ付、安満山打越明り見へ候得_者火之廻り方注進有之候、其段御家老中・役
方計注進為致候事、文政十四午四月御停止之節取計、右_ニ付、遠方番之衆是迄
之通被引候事日記_ニ有之

(116)表
一会所_{ニ而}元_メ配下之者取計向有之節、御歩行目付立合之義是迄凡半_ニ御坐候処、
先規も有之事故、已来尅人宛差出申候様「申達シ置候
文政十一子年十月廿五日

(116)裏
(白紙)

旧記

(117)表
旧記抜書

一会所方極月_ニ入候得_者御礼御免之事

寛延^(マ)二丑年十月晦日日記

一御給人衆此方^方手紙遣候節、返事手紙^ニ而被申越候様田中弥五右衛門当番^ニ付申達ス

同年四月廿六日

一御代官重遠慮・咎メ等被仰付候節^者、郡奉行・役方立合

同五年亥八月廿日日記其外古記共有之

一郡奉行支配下長屋替普請等役方^へ被申聞、御家老中^へ申上其段御聞届之上、申達候事

宝曆三酉、同五年七月日記

一足輕追込中変死^ニ而も致候得^者、徒士目附・下目付見届^ニ遣候事

宝曆三酉年三月十九日

(117)裏一病馬多^ニ付、遠方番之衆急^ニ間^ニ合候様駕籠之用意致候様、御家老中被仰聞、元

方^江申達ス

同年九月

一 御家中之嫡子勤有之候^而他行之節、願書^ニ不及候^者御親父方御同席ヲ以御伺被成候^而相濟、役方^へ出入共案内有之、右之通被仰渡候

同年十二月廿九日

一 酒井八郎右衛門組小頭中浜藤左衛門此間京都^へ御願罷登候処不調法有之、遠慮申付候段八郎右衛門方役方^へ届有之

同年五月四日

(118)表

一 御広間^へ御席達被差出候節、御用^ニ而御番引亦^者病氣引込之方^へ者相番通達、且亦堤奉行馬役前髪有之御番人無之、**〔御給人中当番方**向後通達有之候様、尤行事者頭^へも是又通達、御書付出候段為知申候様、御書付御広間^へ出置

同年五月十三日

一 立川多膳方^へ今日他客有之候所、女駕籠^ニ而出入為致候段願之伺相濟候^ニ付、御門断申付吳候様吉沢八弥被申聞候^ニ付、宇門殿^江申上候^而取計遣ス

同年六月十日

一下目附川端郷右衛門常々出情相勤候^ニ付、半扶持御加増^(精)

一下目付山口十兵衛末期^ニ而、妻子渴命^ニ及不申候様^ニと願書ヲ以申聞候事

同年九月九日

⁽¹¹⁸⁾裏一田中丹下病氣届有之、右^ニ付組下例之通[〔]行事者頭中^へ支配被仰付候、其段行事

者頭^へ申遣ス

同年十月十日其余宝曆年中数多有之

一三之御丸之内長屋佐藤長兵衛^へ御借被成候^ニ付、御附中^へ相渡候様御家老中被仰渡、則相渡ス

同五年九月廿一日其余三之御丸長屋御用人・役方両支配之様子ハ右日記^ニ有之

一御城内托鉢坊主入込候^ニ付、広智寺隱居之外^者一切入間敷御門^へ申付ル

同年十一月三日

一山田恒之允・塚田力弥差控御免御広間之御番被仰付、支配金万全之助宅^{ニ而}申達ス、役方^へ手紙^{ニ而}引渡シ有之

同八寅年十一月廿八日

一御広間^へ口達差出置候夜番引^{ニ而}暫相断候^而、日数三十日^ニ相成候ハ、被致出番、

(119)
表

其余不相^レ勝候得^者引込保養可被致候、痛所^{ニ而}旅役・遠方番等断銘々暫之所役

方^{ニ而}承置候、是亦三十日^ニ相成候得^者極之割合可申達候間、其余不相勝候得^者

前段之通御心得可被成候、此段御家老中被仰渡候、右之段御広間^へ差出置

宝曆十辰年四月廿九日

一柘植楯之允・大浜幸次郎・高田三弥右之銘々御近習勤被仰付、御用人方^へ引渡申候

同年六月廿一日

一大塚村御使者船修覆等有之節、下目付差出受取渡候事

同年十月日記

一 足輕小屋潰れ拝借相願候所、壺人前銀百匁被成御借候、外_ニ葭五把・竹三束・
繩壺束被成下候、銀子_者五ヶ年_ニ上納

(119)裏

右之願行事小頭役方へ罷出承届候へハ、元_ノ中へ証文差出シ銀子并葭・繩
受取、右近例寛政十一年末ノ九月十三日小笠原組・芥川組

一 東太郎左衛門忤御目見相願候得_者、御道中御旅宿_ニ而御目見被仰付候

右先格元文四年末ノ三月廿一日

一 御道中役方被召連候得_者、御用人方此方兩役_江足輕仮支配被仰付候

右同年日記

一 堀内杢弥家督被仰付候節、亡父作左衛門儀逼塞被仰付候、尤杢弥儀御中小性

候_而江戸勤番致居候所、父作左衛門病氣大切_ニ付杢弥御暇相願、為見届罷帰途

(120)表

中_ニ而作左衛門死去之趣承り帰り、忌明後親作左衛門逼塞中相〔果候事故御城_ニ

而家督被仰付難_ニ付、会所_ニ而役方跡式十人扶持被仰付、御広間番被仰付候趣

申渡ス、御書付相渡申候、尤亡父作左衛門同様逼塞被仰付、御家老中_江之御礼

相廻り候事も無用ニ致候様申達ス、御用人中より引渡御城ニ而口上被申聞候、御用之儀会所へ出候様ニ者御用人方被申達候

寛政十二申年閏四月廿三日

一 非人番佐吉御城内へ入込候事、元禄十一寅年十二月十八日御用多ニ有之米壹俵被成下候ニ付会所ニ而相渡ス

一 鈴木佐助御徒士目付退役御切府金之内式両御減シ御歩行席被仰付候、会所ニ而申渡ス、支配方へ引渡シ御城へ召連罷出候様御用人方へ引合候ニ付、高津又太郎・関治部左衛門宅へ歩行目付「同道致させ引渡シ、差遣ス

(120)
裏

元文二年丑(ママ)二月廿九日

一 会所方諸役御勘定帳面、郷中帳役方印形致シ来候所、勘定奉行印形被致候ニ付、先格之儀申述候而、役方印形取替候事

元文二丑年(ママ)正月十一日

一 井上玄昌部屋住ニ而御医師ニ被召出三人扶持被成下候後、御用人方へ引渡候

宝曆十二年十二月廿八日

一 御狩之節御用人方々申達候事ヲ、御給人衆心能受不被申候様子ニ被遊 御覽候、
已来^者御用人方々可被申談品も可有之候間、兼^而其段心得居候様可申達旨、御
家老中被仰聞候ニ付、申達置候

(121)表
一 御普請小奉行無之ニ付、下目付老人尤暫之「内罷出候様申達ス

一 大坂方被召呼候焼物師、南御門ヲ無礼之体^{ニ而}通り番人咎候ニ付、其後番人心得
向被仰出候、非常之節^者是迄之通、若無礼ケ間鋪義有之候得^者、其者之名前并
参先得と承置候^而、早速鍵番之者頭中と此方役方へ可相届御取計之儀、御上方
被仰付候旨、被仰出候

右三ヶ条宝曆十一未年三月^(ママ)

一 郡方支配田渕孝次是迄山下民助罷居候長屋被成下候ニ付、其段橋本権太夫へ申
達ス

一 北山広智寺観音堂供養ニ付、御幕拝借相願御聞濟、右^者

宗明院様御寄進堂之由、長田岡次郎殿被仰聞候由

宝曆十四申年三月十一日

一 乾官兵衛宿番御免被成下候様以願書願有之

(121)裏

明和元申九月廿二日

一 芥川村制札認替有之、郡奉行中_方役方_へ被差出候、御家老中_へ入御覽、削直之儀元_へ中_へ申達ス

右同年十一月十一日

一 暮六ツ時片岡源八郎被申越候_者、母在_へ罷越候所病氣_ニ付東御門駕籠_ニ而入申候由、依之広瀬郷右衛門_へ御門断申達ス

一 津之江村歩人山桜之枝取候_ニ付、制札役方_ニ而取計、郡方_へ相渡ス

明和二酉年二月十日

一 唐崎村制札_者役方_へ受取認直シ、出来候上郡方_へ相渡ス

同年三月十一日

(122)表

一 正月御事始無之内、無扨不差延用向^{ニ而}「他行之儀相願被申候得^者、其訳承り、
実^ニ無扨儀^ニ候得^者願書受取申候^而、御家老中へ相伺申候、願書役方へ留置申候

元文三年

延享五年

右之古格ヲ以取計候段、明和三戌年正月十日日記^ニ有之

一 小笠原蘇助^(カ)隱居願有之忩喜内御小性勤^ニ有之、隱居被仰付喜内家督被仰付候節、

御勝手支配三嶋登理・大目附小川三太夫待座

元文^(マ)三戌年九月朔日

一 伊藤四郎屋鋪近日方取掛候段、御勝手支配吉沢八弥被申聞候事

明和三戌年正月廿八日

一 三ノ丸^ニ有之松木見分致、為切候様豊田蔀殿被仰付、尤御用人方へも見分致候

様致案内候

(122)裏

右^者同年二月廿三日

一 小山儀兵衛堀江和平太代り京都へ相詰候、詰続候故役方内々^{ニ而}金百疋遣ス
一 成合村兎狩被遊候節、兎肉被成下候、者頭中より二男衆迄役方定記宅^{ニ而}申達ス
一 山中十五右衛門元^メ席^{ニ而}御広間御番被仰付、筆頭之次へ出申度段被申聞候、其
通御座候所筆頭・筆頭脇と席分り候^{而者}歎敷段、御広間より申込有之、御家老中
御返答之趣共

明和三亥年^(ママ)四月日記

一 水谷藤四郎病氣罷在、独身者之事故中間老入介抱^ニ付呉候様相番より被申聞候、
外々差支^ニ相成候^ニ付隣家より心ヲ付候様御取計之旨、相番へ申達ス

右同年七月十四日

(123)表

一 出家致候者町人・百姓之分^{ニ而}大坂杯入込相尋〔捕帰候事届^ニも不及、少も不苦
由御上方御尋被成候、召捕候事^者御使者御届入候事之由、大藪九郎兵衛大坂へ
差遣、八田五郎左衛門へ承合候事

右同年八月十三日

一羽田駒之助御広間御番御坐候所風邪ニ而罷在、朔日御礼月代仕候事難成長髮ニ而不苦候哉尋ニ付、御家老中へ相伺候所、格別長髮ニ而無之候得者不苦候段、被仰聞候

右同年九月晦日

一旗奉行小森弥五右衛門引込ニ付、大手御門固之儀者頭中へ可被仰付哉と相伺候所、取計様被仰聞行事小倉藤左衛門へ申達ス

右同年二月十二日

一近年二ノ御丸并役人之宅へ名前無之書付差出候心付之儀ヲ、御上へ内訴仕候義有之、**〔御上之為ヲ存申上候義下賤之者共志之段者奇特之事ニ候、乍併姓名無之**

書付者何程尤ニ存付有之候共御取上ケ不被成候、已後右体之儀差出候者奥ニ急度姓名相記、家老共又ハ大目付共へ可差出候、左候得者披見之上及吟味、御為筋ニ候得者御用被成候段、末々迄承知仕候様可被相達候、已上

亥正月

家老

右明和四亥年御触状也

一 行事小頭河合仁左衛門へ申候者、向日明神飛脚参候得者役方へ火之廻り之者同道致候筈、近頃火之廻り之者了簡違二而一飛脚へ会所二而一札受取遣候而、道理違候而、自今御用番宅へ同道致差凶受札渡遣候様可申付旨、河合仁左衛門へ申付ル

(124)
表

右同年四月十一日

一 産穢引込中妻親元へ遣置候故、内用有之節者罷越度儀御聞届被成候、桑野斧右衛門妻橋本権太夫方二而一出産之節也

右同年二月二日

一 御普請方御用二付節一御礼役下之面々為引申度候、此段御家老中へ申上呉候様被申聞候事

一 無足御給人水谷藤四郎死去、養子友之進勤無之跡式被下候節、森元弥太夫同道候而罷出御家老中御席二而一被仰渡、役方待座

右同年十一月六日

一奥田喜六跡式被仰付候、御用人方侍座、御家老中被仰渡相濟候^而、役方^へ御用人方被引渡

右同年九月七日

(124)^裏
一京御屋鋪^ニ遣置候御武器、役々方役方^へ受取御屋敷^へ遣^ス取計役方也

右享保七寅年初

一去々年御長屋向屋根之修覆、六石式人扶持以下^者銀渡也、其以上^者自分修覆と被仰出候^へ共、当年方一統^ニ御長屋之分不殘前之通御上方修覆被仰付候間、支配^く^へ申達候様御家老中被仰渡、申達^ス

宝曆元也 寛延四年未二月三日

一御家老中方諸役方^へ御手紙被遣或^者差上候節、其役名相認差上候様寄々申渡候様被仰聞、其段相達^ス

同年二月廿五日

一御普請小奉行人少^ニ付、役下小宮山儀兵衛代勤罷出候様御家老中被仰渡、申付

差出ス、下目付之節也

(125)
表

明和五子年五月廿五日

一 御天守之鍵土蔵番_{ニ而}申合明ケ不申候_{ニ付}、御家老中へ申上候所、吉沢八弥へ被仰渡、是迄之通明申候様被申付候也

同六丑年四月

一 神谷市左衛門御旗奉行被仰付候_{ニ付}、御旗之持方見分被致候節、御家老中計_者被申上御家老中被成御見分役方出不申候、是_者役方不案内之儀故之由、御家老中被成御見分候得_者役方も罷出候事之由

明和六丑年服部惣兵衛御旗奉行之節之日記

一 一切府取之銘々御加増之節_者、以後月割_{ニ而}被成下候、此段役方相心得候様御家老中被仰渡候

右同七年三月廿四日

(125)
裏

一 見附番河井孝助・伴野久米蔵不調法有之、**〔**会所_{ニ而}重_而間違無之様御叱之段役方

方申達ス

右同年十一月廿日

一長田岡次郎殿伊藤周慶御招、老足之事故品_{ニ而}寄御城内駕籠_{ニ而}参り候事も可有之旨被仰渡候、御番所^へ其段申達シ、尤大手先_{ニ而}駕籠方下り沢田宇門殿門前^方乗申候様番人共^へ申付置候

宝曆十二年三月十六日

一御武器入長持御足輕共持候様被仰出候、御城内切持運ひ可仕旨者頭中被申候

右同年五月四日

一岡田伊佐治父死去、忌引之内病氣_{ニ而}京醫師福井周吉^へ為見療治受申度口上_{ニ而}願出ル、則御聞届之段申達ス

寛政十二年申七月七日

(126)表
一岡田伊佐治父只七死去_{ニ付}、忌引罷在候内病氣_{ニ而}京都^へ御暇奉願罷登候内、養子仕度段相願候、右願忌引中と申京都^へ罷登候内と申先格無之事_{ニ而}内分役方^へ

尋有之、御家老中へも御内々申上候^而、一卜通養子願書為差出候様被仰聞其段
申聞、翌日願書出候^ニ付、御家老中へ差上御受取被成候

同年七月廿四日

一橋本権太夫役方帰役被仰付、先年退役被仰付候節一卜通鶴之間御番と被仰付
候^而、大目附席^者無之候得共、帰役と被仰付候故上席^ニ候哉、次席^ニ候哉、難
相分御伺申上候所、御家老中^ニも御調之上末席^ニ相極ル

同年四月廿三日

(126)裏
一足輕江戸虎口之所御台所へ出居候^ニ付、江戸詰「虎口除候様支配者頭中」^江以手紙

申達、則手紙之様も日記へ差込置

延享二丑年十一月六日

一天王之西之方^ニ而式間社地^ニ被仰付、下目附広瀬門太夫縄張致、相渡ス

寛保二戌年二月廿二日

一元^ノ方支配下^ニ而御暇被下候節、以後支配頭^江不被仰渡役方へ被仰聞、役方方

其支配へ申達候様被仰渡候

右同年三月四日

一岩瀬茂一郎但州城之崎へ入湯之御暇、出入五拾日御聞届有之

右同年五月六日

一御近習目附役、寺社役之次席と相極候由御家老中被仰渡候、小泉十太夫御役

御免是〔迄之席^ニ而鶴之間御番被仰付候節也

(127)表

右同年十月廿七日

一南都戒壇院登城

寛政九巳年十二月 同十二申十二月

一豊岡玄順老被 招呼候、法眼^ニ而

禁裏御用も被相勤候^ニ付、御会釈和田泰純同様御取扱之旨御家老中被仰聞、御番所向左之通

見附御番所幕打・鋸道具、同所御門片扉開夕、大手御番所鋸道具・幕打、

絹羽折稻妻袴着下座、扉開夕

寛政十二申十一月

一豊岡玄順老、桜之馬場橋際迄乗輿有之旨、御用人中方申来ル

一和田泰純・山科泰庵登 城之節、大手升形ニ而下乗有之、御番所乗込候得者大手

(127)裏
番人罷出〔差留候様被仰出有之候所、已来者番人方差留候ニ者及不申候旨御家老

中被仰渡、其段御番所へ下目附ヲ以申渡ス

寛政十二申年十一月十日

一若林雲八郎へ御中小姓席ニ而御広間御番御家老中御支配御座候処、御給人格次

席ニ而御武具役被仰付候、御給人已下御家老支配之銘々者都而役方ニ而申達候事故

其段申上候所、御武具役者御給人役之事故御席ニ而被仰渡候段被仰聞候ニ付、以

後夕様ニ御取扱被成候哉と申上候所、已来右之通相心得候様被仰渡候

右同日

一御家督御祝儀御酒被成下候節、組小頭へ御家老中御挨拶之事者頭中被申込候

本行寺
(高槻市大手町)

明和九辰二月四日

(128)表 一 土砂留廻村之節、郷目附・中奥差遣候様御家老中被仰渡候取計向有之候

同年二月廿一日

一本行寺^ニ有之松^者御上之松^ニ而、枝伐之願有之候得^者御作事方へ申達取計

右同年四月廿六日

一 御家老田中伊右衛門殿若党へ御上方被仰渡候旨有之、会所^ニ而御徒士目附^(読カ)続聞
せ申渡候、下目附・郷目付も出ル

右同年八月朔日

一 御城内^ニ而不幸、御城外縁者方乍忌引中罷越世話致度段願、御聞届

右同年七月八日 十一月七日

一 当番之处、近所出火之様子^ニ候得^者、火之廻り方注進無之候共、鶴之間番へ相断

(128)裏 引取可被申候、此段〔御広間へ申達ス

同年九月二日

一 逼塞中悴稽古罷越候願、御聞届

一 森元弥太夫屋敷^者神足^方引越候節^方不相替候^ニ付、屋敷替等被仰付候儀御免被成下候様役方迄被申聞候、則申上候処御聞届被成候事

右同年同月十六日

一 御献上松茸目改下目付差出候^者、余り貫目多相成候^ニ付差出為改候様御家老中被仰渡候、則貫目書付下目付差出シ御家老中へ上ル、樽四ツ式千九百六拾本、此目六拾八貫六百匁

右同年十月朔日

一 親表勤^ニ而悴御用人支配、其悴之妻不熟^ニ而離縁致候^へ者、妻暇状相渡候得^者親^方相届不申候事

右同年十月廿六日 池尻八太夫

(129)表
一 役々神文見届、会所^ニ而、役方見届候事

同年十一月廿六日

一 京都火事之節、御鑑札書直り候取計之事

同年十二月四日

一 才覚銀式步通或者二步通杯と被仰出候節、代払米平均ヲ以被下候事

同年十二月十五日

一 土砂留方へ用状来、土砂方順村之留主ニ候得者、役方ニ而開封、達候事

延享二年十二月八日日記ニ有之、同年御朱印改之事も有之候

一 御給人中夜廻り断来候ハ、承届候事

明和十丑年正月六日
(ママ)

一 浄岸院様御遺骸枚方御止宿ニ付、自然火事之節御人数被差出候、御手当之事

同七日

(129)裏
一 鶴之間ニ有之御記録革覆出来候節、御用人中方役方へ通達致呉候様被申聞、役

方方申達ス

同廿三日

一 駒野軍兵衛病氣ニ付隠居仕度願有之、未老年ニも無之、其上退役ニも及バす直ニ
隠居願有之候故、親類之神谷市左衛門・中村久馬方口上願も有之

同年十二月十九日

一 伊藤四郎妻、井上道庵方ニ而出産ニ付穢引中ニ候得共、道庵方へ罷越候届

同廿五日

一 小沢儀左衛門老年ニ及候ニ付、御広間御番宿番御免被下候様願、御聞届

同三月八日

(130)表一 小屋奉行三上喜多右衛門長屋替之儀、御普請奉行方直ニ被申上御聞届被成候ニ

付、御家老中へ役方存寄申上候所、森元弥太夫へ被成御達、役方へ弥太夫罷出、
心得違仕候已来長屋之儀可申上旨、被申聞候

同三月十六日

一 水所定尺前注進者村方方持場之者頭中・御給人中へ案内仕候、若引水ニ相成候得
者其段役方方為知可申候旨、行事神谷市左衛門へ申達ス

同八月十八日

一 水所注進之者、東御門夜分^ニ而も通候様、番人^江申渡ス 同月同日

一 鷹松十郎兵衛卜牧忠左衛門と伯父甥之契約仕候段届有之、御家老中へ申上候所、御聞届有之

同九月十八日

(130)裏
一 郡奉行中毛見杯^者被出切、郷火之砌^者者頭中へ被仰付、近在^ニ候得^者郡奉行出役

先方直^ニ被罷越候事も有之、其節者頭中・郡奉行中対談、御家老中へ被申上候事

同十一月十日

一 会所雁被下候事前々^者役方へ被仰付、郡奉行初諸役へ此方方達ス

享保十三正月 元禄七子正月^(ママ)

一 江戸詰越相成候節、夏衣類御上方御取寄被下候事 同二月

一 者頭中郷火出役、遠方番^ニ直^ニ申遣呉候様中垣貞右衛門被申聞候 同月

一 足輕無人ニ付、堤方小奉行・普請方大工・左官・武具役・小細工人御雇、御番所へ差出ス

(131)表

一 御広間下番清五郎類火逢候ニ付、先年下番〔八内へ被下候例ヲ以、米一石被下候

同四月

一 御給人衆泊り跡へ水所出役申来候得者、夜明ケ宿元方為知参り水所へ出役致度段申込、其通ニ相成ル

同五月

一 京詰之銘々年行事増借之願、半知之内ニ候間前々之通ニ而難成候故、年行事役へ談之上増借相定、御家老中へも申上ル

一 寺社役衆へ四五月も過候得者、出番被致候様被仰渡、申達ス

同七月

一 御給人外廻り刻限之儀、此方方達候事も有之

右同年

一 御弓奉行御用^ニ而も、水所出役被致候様申達ス

(131)
裏

同六月

一 格別雷強節^者、役方為伺御機嫌出候例有之

同六月

一 御家中娘、京大坂町家へ嫁候願取計不申候様、被仰出候 同八月

一 沢田千十郎方へ恒岡右平次養子奉願、御聞届、千十郎妹老人有之、千十郎死去後婿養子仕度存知罷在候段相願、御聞届

右同月

一 沢田宇門殿被仰聞候^者、難波与左衛門屋敷願候得共相応之所無之故三ノ丸御長屋御借被成候、此旨存寄も無之候哉御相談之事

一 無尽・頼母子、半知之内^者勤間敷旨被仰出候

元禄十三^(ママ)卯年十二月六日

享保十三年申年十二月三日

一 永井信濃守様へ年頭御家老中披露状

(132)
表

若向方様御不快被成御座候_者文言違候事

享保十三申年十二月

一二ノ丸使番交代之者心得違、安 定蔵戸へ

寛政四子年正月廿二日

一者頭中、是迄穢引・忌引中御門鍵固共被相勤候得共、御在城中火事之節御出

馬も御座候事故操合被相勤候様、御在府中_者是迄之通相勤被申候様、行事高津

又太郎へ申達ス

享和三正月日記_ニ有之

一 水谷友之進、亡父藤四郎跡式六石式人扶持被成下御歩行被仰付候、右之趣御

家老中被仰渡、友之進同道森元弥太夫罷出ル、庄之助侍座

明和四亥十一月六日

一 水ノ手幟立波之所水と申字_ニ相成候事、元へ中被申聞候

(132)
裏

安永七戌年三月改ル

天保六七年頃也

一柴田孫右衛門姉死去之節、孫右衛門弟道具為持度段願有之候得共、御聞届無之候_ニ付其段申達ス、孫右衛門七人扶持御給人格之節也

安永九子年十二月廿五日

一仁平庄太夫殿御願之通御隠居被仰蒙、御隠居料五拾石被成下蔀_ハ家督無相違被成下候段、席々_ハ申達ス

右例格ヲ以、豊田千右衛門殿御隠居、御子息秀之允殿_ハ家督無相違被成下御中老被仰付候義、席々_ハ申達ス

天保八酉年四月

(133)
表

(白紙)

(133)
裏

(白紙)

御参府

(134)表 御参府之節覺

一 御発駕日限被仰出候得^者、御触出ル

一 十日以前方詰之足輕休足被成下候様、行事小頭相願、承届候事

但シ、立帰休足五日之事

一 御発駕四五日已前、大手方京口辺御道筋御普請奉行同道^{ニ而}及見分、尤役下召

連、尤水道方も被差出候様元^ノ中へ申渡ス、右見分之儀町奉行へ及案内、八丁

虫喰橋^者郷目付・水道方差遣候事、右之間京口門之外^ニ何も見合罷在候事

一 東海道^ニ候得^者、土山宿東太郎左衛門へ為知候手紙差出候、御宿割^ニ頼候事

一 御発駕方五日之内鶴之間御番交代御広間御当日片番四人宛、翌日方五日之間

(134)裏 片^ノ番三人方減シ不申候様、申達ス

一 御道中足輕小頭代者頭中^ノ被申付候得^者、其者へ下目付代勤相兼候様、行事小

頭へ申達候様申達ス、此段江戸同役并道中役方代勤被仰付候仁へ申達ス

水垂
(現京都市伏見区)

一 御道中下目付代勤被仰付候者へ、神文申付候事

一 水垂迄郷目付并御足輕壱人差添遣ス

一 御目見場御触出ル

一 大手御番所へ屏風片シ出呉候様、当番之者頭中へ申来候得者御用人へ申達、御納戸方へ下目付受取、御番所へ相渡ス

一 御道中足輕支配御用人方へ被仰付候へ者、其段行事者頭へ申達ス

一 御発駕暫之内者、御番所鋸道具番人絹羽折稻妻袴着用之事、大手へ差出候長柄

(135)表

十本〔被相渡候様槍奉行へ御達被下候様、御家老中へ申上候事

一 御発駕刻限相伺、小触差出候事

但、前々日取計

一 御目見被罷出候銘々者、役下差遣相揃被申候哉相尋候事、并

御発駕夜之内候得者、夜明候而御歛登 城被致候様、申達ス

但、格式已上徒士目附尋、無格已下下目付尋

一 鶴之間御番中方、御発駕之節暫之内出居番兩人差出呉候様被申聞候間、其段申付候事

一 町奉行方申込有之御先手組兩人、借人申付候事

一 御発駕之節大手当番者頭名前、鶴の間当番兩人之名前、并何某御式台へ被出候哉本座ニ被居候哉相尋、書付御家老中へ差出候事

(135)
裏一 御発駕之節、役方半股立取候而見附御門升形御番所北ニ東向平伏致罷在、御家

老中御披露有之候得者御先へ駆抜、御徒士目附之次ニ立御先仕、堀内弥次右衛門少シ東ノ方ニ而平伏、御立夜中ニ候得者、家来者役方付世話致、厩之南手へ相廻し自分箱焼灯為持候事

若雨天之節、何も御城へ罷出御目見有之、役方刀鶴之間椽側(縁)杉戸之内ニ差置、御小書院椽側(縁)罷在、殿様御出被遊候者御先仕、直ニ見附御番所北手へ罷出、御目見御先仕候事同断、但御先仕候節傘御免、尤白張、役方部屋ニ有之候傘ヲ用ユ

一大井川御渡川被遊候御便着次第、御触出ル

一御着府被遊候御便着次第、恐悦之登 城有之候_ニ之御触出ル

(136)表

一御発駕被遊候節辻固足輕、裏三ノ丸老_人、長田弥五助殿門前老_人、使者屋敷前老_人、八幡前老_人、魚屋町石橋之所老_人、尤大手火廻り_方出ル、尤立番・火之廻り共行事小頭_へ申達ス

一御発駕恐悦、役方揃、御席_へ申上ル

一即刻御用便出、同役_へ書状差出ス、尤御用人方頼遣ス

一御留主中、五節句御礼五ツ半時揃、朔望御礼五ツ時_方四ツ時迄御帳_ニ而相濟、

右刻限小触差出ス

一御供之徒士目附_へ道中加役筋被仰付候節_者、御用人方_ニ而申達有之事

一御発駕前二ノ丸使番増_者人之儀_者、御用人方_ニ而被申付候事

一御番所_へ被差出候絹羽折稻妻袴_者御用人方_へ引合、御納戸_方下目付受取、七人

分

(136)裏

一水垂へ郷目付差出候節、御供之御用人中へ役方方口上申遣シ振^者、郷目付并足輕
一人差出候間、御用も御座候得^者被仰付候様、申遣候事

但シ、是迄御家老中^方御口上も申遣候様と申渡候得共、殿様方御先へ罷

越候者へ御口上申遣候も何とか当り不申候^ニ付、其段御家老中へ申上思召

承り候所、尤^ニ被思召、左候得^者已来^者御発駕之節御口上申遣候義相止メ、

御帰城之節計申遣呉候様、被仰渡候

文化元子六月十八日相極ル

一見附御門暮六ツ時^方被申候様、其余例之通相心得被申候様御広間御番士へ申
達ス、尤鶴之間番士へも相達候事

一南北御門も暮六ツ時^方被申候様、下目付ヲ以鍵番者頭中并御番所へも申達候事

一大手も例之通相心得候様申達候事

一御発駕道筋へ焼灯差出候様、下目付申達候事

(137)表

一御道中役方代勤被仰付候得^者御家老中御尊被成候、右代勤之仁も案内挨拶被致

候

但シ、徒士目附へ右之趣申達候事、江戸同役へも申遣候事

一 御道中下目付代勤神文、下目付見届候事

一 東太郎左衛門書状^者殿付^ニ相認候事、以手紙申入候事

中奥下目付取計

一 御発駕御供揃夜中^ニ候得^者、見附御門役下往来致候事、御広間御番士へ相断候事

一 御供之御歩行衆御道中御徒士目付代勤被仰付候義、御用人方^ニ而申達有之事

一 御参勤之御礼被仰上御便着次第、御歎登 城御触出ル

一 御発駕前日方御給人中・御徒士目付・下目付外廻り申達ス、此儀町奉行へ及案

内候事

(137)
裏

一 文化三寅年御発駕之節方御先仕、大手「先」罷出、堀内弥次右衛門門前^ニ而平伏

仕候砌、御駕籠脇へ罷出伺御機嫌候様被仰出候^ニ付、御駕籠大手先石橋御越被

遊候ヲ御見請申上、御駕籠脇へ罷出ル、尤其時御戸前有之候事

一御徒士目付披露之事御用人方へ相頼候事

(朱書)

「堀内弥次右衛門屋敷と有之候_者当時田村礒助屋敷之事也」

(138)表

(白紙)

(138)裏

(白紙)

御帰城

(139)表

御帰城之節覚

一御暇被仰蒙候御便着次第、御触出ル

一御発駕之日限相知幸便有之候_者、東太郎左衛門へ申達ス

一御道筋見分、御参府之節同断

一御目見場所御触、同断

一 大井川御渡川御触、同断

一 御着之節御目見場所へ揃之小触、同断

一 水垂迄郷目付足輕者人差出候事、同断

但し、御用人中へ御家老中御口上被仰遣、役方方申遣ス

一 御着前日・当日御給人中・役下外廻り、同断

一 御番所向取扱、同断

一 辻固足輕、同断

一 山崎注進方御家老中御登 城有之、其刻方役方も罷出ル、尤見人^ニ注進致候様

(139)
裏

申付置、役^方付^者老^者人^者大手升形へ召連候

一 御着翌日方五日之間、寺社登 城

一 鶴之間・御広間当番、同断

一 山崎注進方御門へ開キ申候

一 役方三人共大手升形^江罷出、西石垣際^ニ御目見、直^ニ驅拔御先仕、見附御番所

北ノ方^{ニ而}平伏ス、半股立御参府同断

但、壱里塚注進方御家老中大手先^へ御出被成候^{ニ付}、其跡方役方出ル

一 若雨天之節、手傘御免

一 御目見罷出候者揃尋候事、同断

一 即刻江戸^江御用便出ル、同役状遣ス、御用人頼候事

一 朔望四ツ時揃、五節句五ツ半時揃、刻限之小触差出ス

一 御着恐悦、御席^へ罷出申上ル、同断

(140)^表
一 御門之儀、見附御門并三御門共四ツ時迄明ケ「有之候様右達、同断

一 御帰城被遊候^へ者鶴之間・御広間^へ御門之義申達候様、同断

一 文化五辰年十月十五日

御帰城之節方大手御門升形之内例之場所^{ニ而}平伏仕、御家老中御披露有之、直

様御駕籠脇^へ罷出恐悦申上候^而、夫方御先^へ駆拔、例之通御先仕候事

(140)
裏
(白紙)

御上京

(141)
表
御上京之覺

- 一 京都御玄関番取次兼御給人中老人被遣候、御城へ呼寄役方^{ニ而}申達ス、御借人御足輕老人・中間三人申付、夜具・馬一疋元^ル方へ申達ス
- 一 足輕目付老^人相知次第差遣、京都^{ニ而}小頭代も相兼候様申付ル、御供之部屋札・絹羽折^(織)稻妻袴御用人方へ申達受取、下目付へ為持差登申候
- 一 行事小頭呼寄、御先詰足輕五人差登候様并下目付小頭代勤為致候段申達ス、尤右御先詰足輕五人之内老^人御給人中御借人^ニ差出、京都^{ニ而}引上^ク、遣引取候節^者又々御給人中御借人^ニ相成候事、右之段行事小頭へ申達ス
- 一 京都之衆へ御玄関番被相勤候様、申達ス
- 一 御留主居へ御帳付^者物書被差出候様、申達ス

(141)
裏

物書差支候節^者、爰許会所見習差登ス

一 鶴之間・御広間へ見附御門暮六ツ時限り為^レ被申候様申達ス、大手南北御門^江

^者下目付ヲ以申達ス、鍵番者頭中へも及案内候事

一 御出 御帰座共、役方鶴之間椽側^(縁)へ罷出ル

一 御帰座之節、山崎注進方御城へ罷出ル、其時方御門開候事

一年始御上京被遊候節、浄因寺惣年寄掛や大津屋御目見罷出ル、町奉行寺社役へ

例之通被申達候様被仰渡候趣、申達ス

一 御上京被遊御帰之節、悲田院御参詣被遊候^而水垂御乗船^ニも、郷目附差出候^ニ

^者不及候事 天明六年十一月

一 大手当番・鶴之間当番・御式台共申上ル、尤御家老中迄

(142)
表

一 山崎注進方役方付罷出候時、御広間へ断置

(142)
裏

(白紙)

服忌令

(143)表

服忌令

一 父母

忌五十日

服十三月

閏月不数

一 養父母

忌三十日

服百五十日

(143)裏

一 嫡母

忌十日

服三十日

遺跡相続或者分地配当之養子者実父母之如ク、同性ニ而も異性ニ而も、養方之親類
 実之如ク相互ニ服忌可受之、実方親類者父母者定式之忌服可受之、祖父母伯叔父
 姑者半減之服忌可受之、兄弟姉妹者互ニ半減之服忌可受之、此外之親類服忌無之、
 遺跡相続セズ或者分地配当せざる養子者、同姓ニ而も異性ニ而も、養父母者定式之
 服忌可受之、養方之兄弟姉妹相互ニ半減之服忌可受之、此外之親類服忌無之、
 実方之親類者定式之「通相互ニ服忌可受

対面無之候得^者不可請服忌、通路致候得^者対面無之候共服忌可受之、父死去後
他^へ嫁シ^{或者}父離別致候^ニ於^者妾之子服忌不可受、但嫡母之親類服忌無之

一 繼父母 忌十日 服三十日

初方同居セされハ服忌無之、父死去之後繼母他へ嫁シ^{或者}父離別する^ニ於てハ
服忌不可受、但繼父母之親類服忌無之

一 離別之母 忌五十日 閏月不数
服十三月

一 夫 忌三十日 同断
服十三月

(144)表
一 妻 忌二十日 服九十日

一 嫡子 忌二十日 服九十日

家督と不定時^者末子之服忌可受之、女子^者最初^ニ生れても末子^ニ準す

一 末子 忌十日 服三十日

養子^ニ遣候^而も服忌無差別、家督と定ル時^者嫡子之服忌可受之

一 養子 忌十日 服三十日

家督と定る時^者嫡子之服忌可受之

一 夫之父母 忌三十日 服百五十日

一 祖父母 右同 右同

母方 忌二十日 服九十日

離別せられ候祖母も服忌無差別

(144)^裏
一 曾祖父母 忌二十日 服九十日

母方^{二者}服忌無之、但シ遠慮一日

一 高祖父母 忌十日 服三十日

母方^{二者}服忌無之、但遠慮一日

一 伯叔父姑 忌二十日 服五十日

母方 忌十日 服三十日

父母種替之兄弟姉妹^者半減之服忌可受之

一 兄弟姉妹 忌二十日 服九十日

別腹たり共服忌無差別

一 異父兄弟姉妹 忌十日 服三十日

一 嫡孫 忌十日 服三十日

嫡孫承祖たる時^者嫡子之服忌可受之、祖父母死去之時も嫡孫の方へ五十日・十
三月之服忌可受之、此外之親類服忌無差別、曾孫・玄孫たり共同例

(145)表
一 末孫 忌三日 服七日

女子^者最初^ニ生れ候^而も末孫^ニ準、娘の方^ニ者曾孫・玄孫共^ニ服忌無之

一 従父兄弟姉妹 忌三日 服七日

父之姉妹之子并母方も服忌同前

一 甥姪 忌三日 服七日

姉妹之子も忌同前、異父兄弟姉妹之子^者半減之服忌可受之

一 七歳未滿之小児^者服忌無之

父母^者三日之遠慮、其外親類^者同姓^ニ而も異性^ニ而も一日遠慮、日数過承候へ^者追
而遠慮^ニ不及、但八才方定式之服忌可受之、附、七才未滿之小兒之方へも服忌無
之、父母死去之時^者五十日遠慮、其外之親類^者一日遠慮、父母^者聞付候日方五十
日遠慮すへし

(145)裏
一 聞忌之事

遠国^ニ於て死去、年月経^而告来ると言共、父母^者聞付る日方忌五十日・服十三ケ
月、外之親類^者聞付ル日方残ル服忌之日数可受之、忌之日数過^而来らハ一日遠
慮、服明候^而も同前

一 重ル服忌之事

父之服忌未不明内母之服忌有之^者、母之死去之日方五十日・十三月服忌可受之、
重キ服忌之内軽キ服忌有之日数終^者追^而受ル^ニ不及、服忌日数余らハ残る服忌
之日数可受之

一 穢之事

一産穢、夫七日婦三十五日、遠国方告来七日過候得者穢無之、七日之内承り候へ
者残ル日数之穢たるへし、血荒・流産同断、尤妾之産穢之時も同例

一血荒 夫七日 婦十日

(146)表
一流産 夫五日 婦十日

形体有之者可為流産、形体無之者可為血荒

一死穢 一日

家内^{ニ而}人死候時、一ト間^ニ居合候得者死穢可受之、敷居ヲ隔候得者穢無之、一ト
間^ニ居合候得共不存候得者穢無之、二階^{ニ而}も揚り口敷居之外^ニ在之候得者穢無之、
家無所^ニ死人有之時^者骸有之所計穢候、家主死去^{ニ而}も死穢之儀差別無之、死後
其所へ参候者^者骸有之共踏合之穢也

一踏合 行水次第

一改葬 遠慮一日

子^者不殘遠慮、但シ不承候得者追^而遠慮^ニ不及、忌掛り之親類改葬場へ出候得者遠

(146)裏

慮可致、忌懸らす候親類ハ其場へ出候共、他人ニ而も一日遠慮すへし、附り、掘起候日方葬候日迄日数有之「候とも、子者不残掘起候日と葬候日と二日遠慮也、他人ニ而も改葬之主ニ相成候者同断、但掘起候翌日方葬候前日迄ハ幾日ニ而も不及遠慮、改葬之儀遠所ニ而申付日限存候へ者其日遠慮すへし、日限不存相済候後承り候得者追而不及遠慮

元禄六年十二月廿一日

追加

一 養父死去後、養母同居セすと言共他へ不嫁候得者服忌可受、他へ嫁するニ於てハ服忌無之

一 養父之妻養れさる以前死去候得者、嫡母ニ準シ其親類服忌無之

一 父之後妻卜通路致候得者、対面無之とも継母之服忌可受之

一 儀絶之嫡子之服忌者末子ニ可準、此外親類は義絶といふとも別儀なし

(147)表

一 女子婚儀已前方養ハれ、或は入婿ヲ取家督相続之時者、養方之親類実之如く相

互^ニ服忌可受之

一 婚儀未相調内^{ニ而}も祝儀取替シ候得^者、夫婦相互^ニ定式忌之日数可致遠慮

但、服無之

一 父之妾、服忌無之

一 妾^者服忌無之、但子出生^ニ於てハ三日遠慮、血荒・流産有之計^{ニ而}妾死去之時遠慮無之

一 遺跡相続セす或^者分地配当せさる養子、養方之兄弟姉妹他家^へ養る、者^者、相互^ニ服忌無之

一 同性^{ニ而}も異姓^{ニ而}も耆人両様之続有之者、重方之服忌可受之

(147)裏^裏一 名字授候計^{ニ而}相互服忌無之、本姓之方之親類定式之通服忌可受之

一 離別之女、縦令実子有之他^へ不嫁候共、夫婦之縁きれ候故相互^ニ服忌無之

一 子無之死去候得^者、名跡相続之為新規^ニ家督相続候時^者、養父之如ク^ニ服忌可受之、死去候者之妻^者養母^ニ可準、死去之者七才未滿^ニ候得^者服忌無之五十日遠慮

可致、死去候者之親類_者相互_二定式之服忌可受之、実方之親類_者父母_者定式之服忌可受之、祖父母・伯叔父姑_者半減之服忌可受之、兄弟姉妹_者相互_二半減之服忌可受之、此外之親類服忌無之

一 養子願書差出之、老中受取、其以後死去仕候得_者家督不定之内_二而も、養父母計

(148)表
五〔十日・十二月服忌可受之

一半減之日数三十日_者十五日也、余準之

但シ、七日八四日也、三日_者二日也

一 一日と有之_者、当夜之九ツ時方明ル夜之九ツ時迄也、九ツ前_二候得_者、縦四ツ過

_二而も一日之積也

右拾六ヶ条元禄六年追加之内也、今般聊省略_而書載之

一 妾腹之子、其父嫡母ヲ以テ養母_二定る時_者忌五十日・服十二月可請之、母方之親類之服忌養実之如クたるへし、嫡母之子継母之服忌_二於ても父之極次第右_二

同じ、但継母方之親類には服忌無之

一家督相統之養子たる者、実家之養母・嫡母・継母服忌無之、分地配当せざる

(148)裏
養子_者右之「服忌可受之」

一 養方之伯叔父姑・兄弟姉妹、人_ニ養るゝ者_者半減之服忌可受之、実方之伯叔父姑・兄弟姉妹、他家_方養るゝ者も服忌無差別

一 其身養子_ニ参り、実方之伯叔父姑・兄弟姉妹之内人_ニ養るゝといふ共、其儘半減之服忌可受之

一 父養子_ニ而_ニ其子人之養子_ニ参候時_者、父之父母・兄弟姉妹養実共_ニ半減之服忌可受之、或ハ父も養子其身も養子之時_者養父之実方之服忌無之、若し実方_ニ付て半減之服忌可受之続有之候へハ、服忌可受之

一 半減之服忌_ニ祖父母・伯叔父姑・兄弟姉妹と有之_者、母方之祖父母・伯叔父姑・異父兄弟姉妹も同例

一 嫡子ヲ人之養子_ニ遣時_者、服忌末子之如くたるへし

(149)
表

右七ヶ条、更増補也

元文元年九月十五日

一 父妾ヲ妻ニ準シ候服忌之ヶ条此度被除、然共享保十八年妾ヲ妻ニ致候儀可為無用旨被仰出候、已前相届置候者_者唯今迄之通たるへし

一 父計之養子・母計之養子忌服之ヶ条此度被相除候、然共相濟有之分_者只今迄之通たるへく候

九月

服忌令窺書緒紙附

(149)
裏

一 妾腹之子、其父嫡母・継母ヲ以養母ニ定る時ハ、忌五十日・服十二月可受之と御座候得_者、右養母ヲ実母之如ク相心得罷在候、母方之親類服忌養実之差別、家督相統之養子之如クたるへしと御坐候得_者、養母方_者定式之服忌受「候義と相心得罷在候、嫡母之子継母之服忌ニ於ても、父養母ニ定候得_者実母之如ク定式之

服忌受候儀と相心得罷在候、但継母之方之親類^ニ者服忌無之と御座候得^者、継母ヲ父養母^ニ定る時ハ実母之如ク定式之服忌受候得共、其母計之服忌ヲ受、親類之服忌^者受不申儀と相心得罷在候 ○付紙一通り之書面之通^ニ候

一家督相続之養子たる者、実方之養母・嫡母・継母服忌無之と御座候得^者、養子罷越養方之家督相続仕候者ハ、実方之養母・嫡母・継母之服忌無之儀と相心得罷在候、分地配当セさる養子^者右之服忌可受之と御座候^者、養子^ニ罷越候とも養方之分地不配当者^者、実方之養母・嫡母・継母之服忌受之候儀と相心得罷在候 ○付紙 同断

(150)
表

一 養方之伯叔父姑・兄弟姉妹、人^ニ養るゝ者^者半減之服忌可受之と御座候、養子^ニ罷越候者養方之伯叔父姑・兄弟姉妹、養方^方他家へ参り養るゝ者^者、半減之服忌受候義と相心得罷在候、実方之伯叔父姑・兄弟姉妹、他家^方養るゝ者も服忌無差別と御座候得^者、実方へ他^方養れ参り候^而伯叔父姑・兄弟姉妹と相成候

者、養子ニ参り候者より半減之服忌受候義と相心得罷在候 ○付紙 右同断

一其身養子ニ参り、実方之伯叔父姑・兄弟姉妹之内人ニ養るゝと言共、其儘半減

之服忌可受之と御座候得者、養子ニ参り候者之実方之伯叔父姑・兄弟姉妹他家

へ罷越人ニ養ハレ候とも、半減之服忌受候義と相心得罷在候 ○付紙 右同断

(150)裏一 父養子ニ而 其子人之養子ニ参り候時者、父之父〔母・兄弟姉妹養実共ニ半減之服忌

可受之と御座候へハ、養子ニ而 其子実子ニ而 人之養子ニ参候時父之父母・兄弟姉

妹と御座候へ者、其養子ニ参り候者之為祖父母・伯叔父姑ニ而 御座候ニ付、養実共

ニ服忌半減受候義と相心得罷在候

或者父も養子其身も養子之時者、養父之実方服忌無之と御座候得者、養子ニ

参り候者之養父も養子故、右養父之実方服忌無之儀と相心得罷在候、若

実方ニ付而 半減之服忌可受続有之者服忌可受之と御座候得者、養子ニ参り候

者養父之続有之者ニ而 候得者、実方ニ付而 半減之服忌可受之儀と相心得罷在

候

付紙 養子^ニ而其子人之養子^ニ参り候時^者、父之父母・兄弟姉妹養実共^ニ半減之服忌可受之との儀、其一通書面之通、或者父も養子其身も養子の時^者、養子と実方服忌無之と申儀^者服忌令面^ニ而紛敷儀も無之

(151)
表

若実方^ニ付て半減之服忌可請と^者、養子^ニ成候者其養父之実方^ニ付て、元來已^ニ続有之者養子^ニ成候得^者実方^ニ付半減之服忌可受、との事^ニ候

一半減之服忌^ニ祖父母・伯叔父姑・兄弟姉妹と有之候^者、母方之祖父母・伯叔父姑・異父兄弟姉妹同例と御座候^者、父方・母方之差別無御座候儀と相心得罷在候 付紙 同断

一 嫡子ヲ人之養子^ニ遣候時^者、服忌末子之如クたるへしと御座候ハ、嫡子^ニ而も養子^ニ遣候^ニ付、末子^ニ準シ忌十日・服三十日受之候儀と相心得罷在候

○ 付紙 同断

此度、服忌令御増補之御追加七ヶ条御書付候面、右之通相心得罷在候、若心得違之儀も御座候哉各様迄相伺申候

付紙 右の通所々下ケ札致遣、続之品_ニ寄心得紛敷儀可有之と存候、左様之儀

者其続ヲ以兼_而尋可有之と存候

酒井備後守家来

三井宇右衛門

石川主殿頭家来

高木源五右衛門

十一月晦日

松平豊後守家来

田副利太夫

一 実甥姪忌服之事

但り_(ママ)伯父之方へ忌服受方之事

忌 三日

一 甥姪

服 七日

右同人子供

一下札書面之通_者、実甥姪服忌無之甥姪之方_ハ実伯父半減之服忌_ニ候

右_者、元文御改服忌令窺書番付百四十八之所有之

御家中不幸拝借之覚

(152)
表

(151)
裏

一 給人已上

父母妻子眷属

銀百目

七才未滿 三拾五匁ツ、

一 給人已下

父母妻子眷属

銀六拾匁

七才未滿 廿五匁ツ、

一 無格小役人

父母家族

銀三拾匁

七才未滿 廿匁ツ、

右面扶持中也、 上納之義者追而之事

(152)

裏 一 文化十四丑年九月、御目付荒川常次郎様・御徒士目付梶川清次郎取扱

娘兩人有之内、妹之方他江縁付先方二而病死後、跡へ姉之方為後妻差遣候儀不相

成二御座候哉、右之段相心得罷在度奉伺候、已上

土岐山城守家来

九月

伊藤又左衛門

付ケ札

書面、妹之跡^へ姉を後妻^ニ遣候儀難相成筋と存候

土岐山城守方^方問合^ニ付、奥御祐筆^方問合之写

娘二人有之、姉之方を他^へ縁付先方^ニ而病後跡^へ妹を為後妻差遣候儀、縁組願可相濟哉

右同断、妹病死跡^へ姉を再縁遣候儀是又願可相濟哉

九月

荒川常次郎

下ケ札

姉之跡^へ妹^者不苦、妹之跡^へ姉^者難相成筋と奉存候

右之書付、天保十亥年十月五日、御家老中^方被成御渡候

右^者、沢路要太夫娘若林泰次郎^へ再縁致度候節、御問合之書付、写置候

親

○嫡子ト次男トノ続、
次男他家相続ノ二 忌
而、相互二 半減之
服忌

○三男トノ続、同断

○嫡子ト四男トノ
続、四男他家相
続せざる故、相互二
定式之服忌

○次男三男四男ノ続
合者、他家相続之
二 忌 而、相互二 半減之
服忌

○妹ト嫡子并四男トハ、

子

他家相続
次男

子

子之分從弟之続、
服忌受之

嫡子之子ト、
次男三男之子ト
互二 從弟、定式之
忌服受之候所二 候
得共、二男三男
他家相続相成ル
二 忌 而、此從弟服
忌無之

子

養家二 而 出生
○嫡子之子ト四男
之子ト從弟、相互二
定式之服忌受之、
此二 忌 而 四男者
他家相続二 不相
成故互二 受之、
但、此從弟之内何
レ二 而 他家養子
二 參り候者、相互二
服忌無之

(153)
裏

互^ニ定式之忌服
受^レ之、此^ニ_而女子
他^ハ嫁入候^ニも、本性^ヲ
離^ス其親之家^ニ居
ルモ同様^ニ付、服忌無
差別

○次男^ニ三男^トハ養子^ニ
参^リ_二^ニ_而、相互^ニ
服忌半減

他家相續
三男

養子^ニも不参
手前^ニ罷在候
四男

○次男ノ子^ト三
男四男之子^ト、
互^ニ_二^ニ_而、
定式之
忌服受^レ之候所^ニ
候得共、二男三男
他家相續之^ニ_二
^ニ而、互^ニ服忌無^ニ

子 養家^ニ出生

○次男之子^ト三
男之子^ト_二^ニ、
互^ニ服忌可受所^ニ
候得共、双方親他
家相續之^ニ而、
此^ニ從弟服忌無^ニ

子

○妹之子^ト嫡子
ノ子^ト四男ノ子^ト
互^ニ從弟、定式之
服忌受^レ之、但、此^ニ從

(154)
表

女 他家へ嫁ス
女 他家へ嫁ル

子 子

姉ノ子ト妹ノ子
ト互ニ從弟、定
式之忌服受之、
但、此從弟之内
他へ養子ニ参り
候者、相互ニ服忌
無之

弟男女ニ不抱、手
前ニ罷在候而相互ニ
定式之服忌受之、
右之内他へ養子ニ
参り候ハ、相互服忌
無之、女子他へ嫁入
候而も、服忌無差
別從弟定式之
服忌受、此訳親
之所ニ有、略之

右文化十四丑年江戸表方付札此通

天保四巳年十一月 角ノ関氏方借用写之

箕浦氏

同六未年 箕浦氏方借用写之

大橋氏

同九戌年正月 大橋氏方借用写之

松下氏

(154)
裏
(白紙)

原本は左の通りである

宝曆十二壬午年八月改
天明九年申ノ春改
御在城 御在府
京都^へ御出馬并御人数被差出候御定
御当番月 御非番月

文政三庚辰年改

大目附

(155)
表

宝曆十二壬午年八月改

天明九年申ノ春改
(ママ)

御在城 御在府

京都^へ御出馬并御人数被差出候御定

御当番月 御非番月

文政三庚辰年改

大目附

(155)
裏

(白紙)

京火

(156)表 一 京都出火之節常々御人数被差出候心得之覚

一同御在城之節御出馬意得之覚

一同火之御番中御出馬意得之覚

一 追加二ヶ条

一 京都御屋鋪方火事注進継飛脚之覚

一 京都出火ニ付常々高槻方御人数被差出候心得之覚

一 京都出火之様子相見へ候節、吟味之上板木二ツ重為打候ハ、御人数大手先へ

相揃可(衍力)可申事

一 御人数被差出候前ニ家老共方相達シ、御使番壱人先へ為差登可申候、御使番京

着之時分迄火鎮り不申程之大火ニ而候ハ、極而御人数差登候様可相成候其心

得ヲ以、右御使番御留主居へ御人数出候段可申談事

(156)裏 但、御留主居承り候へ者、先御所司代様へ罷出、在所方人数差出候京着候

ハ、何方へ相掛可申哉、御下知被下候旨口上取繕可奉伺之候、尤右体之大火候ハ、御所司様場所へ可被成御出候得者、御出先へ留主居罷出可奉伺、御下知候得者其趣右御使番へ申達、御使番直ニ乗返し、御人数召連候家老共へ可申聞候、右御下知之趣承り候得者、御人数者途中方急候而京都へ入込可申事

猶亦、此節御使番御纏預り可申候事

一右之通、御使番京着之上迄も鎮り不申候程之大火^{ニ而}、御所司様之伺も相濟程之事^ニ候得者、縦其上^{ニ而}消火^ニ候共、御人数一ト先京着仕候^而可然場合有之候、留主居其時宜ヲ考、〔其節消注進見合置、右御使番乗返候節、其旨ヲ御人数召連候家老共へ右御使番^ニ可申越候事

一御人数京都へ入込候程之大火^ニ候得者、京着之節末々迄支度之儀随分手間取不申候様、其余待受之手当共間違無之様、留主居方^{ニ而}夫々手合可申遣候、此儀も右御使番罷登り候節、御留主居へ篤と可申談候事

(157)
表

一御人数高槻致出立途中ニ而消火之様子見聞仕候とも、留主居方之注進参り不申候得者、其儘罷登候心得之事

但、消注進ニさへ逢申候得者、何方ニ而も其場所方御人数引返し可申事

(157)裏
一途中ニ而消注進之者ニ逢候節、右御使番者其儘京都へ参着、途中迄御人数出候得共「消火」付引取申候段、御届之義御留主居へ申談時宜見計可相勤候、扱亦、御人数者消注進ニ逢候得者引取可申候、其所方足輕使ヲ以、消火ニ付途中方引取候段御留主居へ可申遣候事

右之手合故、消火注進之義も留主居方心得肝要也、消注進出候ハ、御人数途中方極而引取候間、消火ニ候へ者早々注進可被差出候、若格別之大火ニ候得者消火之上ニ而も一卜先御人数致京着可然場合ニ候者、消注進ヲ見合置可申候、消注進不参内者御人数何方迄も参り候事

(158)表
猶又、此引取之儀不申参候而者差支も有之候、先年消注進出候故刻積りヲ以爰元ニ而御届相勤候处、御人数何方引取候哉と御「所司様御取次相尋候節、返

答^ニ致迷惑候事有之候趣承り伝申候、何れ^{ニ而}も京都へ不申参候^{而者}難相成候
一御人数向日明神辺迄も参候^者、夫々京都へ足輕使ヲ以案内可申遣候事

但、御留守居承り候^者御人数待受候手当可仕候事

一御人数弥罷登候^而御屋敷方上ミ手之^ニ火事候得^者、一ト先御屋敷へ入込支度等も
仕火消道具取揃、御所司様御下知之場所^江相掛り防可申候、右之通御屋敷へ入
込候者^江支度手間取不申候様、御人数^江筋々方心ヲ付可申候

但、堀川方西手四条辺方下手之火事^ニ候^者、御人数御屋鋪へ入込不申、直

^ニ御所司様御下知之場所へ罷越候様可相成候

(158)

^裏
一御所司様之伺早々相濟候節^者、右^ニ相認候手合共^{ニ而}早速御下知之場所へ罷越、

御人数^{ニ而}相防候様^ニ可相成候得^者、上辺之大火^{ニ而}候^者御所司様^{ニ者}御所辺へ被成

御詰候儀も可有之候、若御参内等^{ニ而}留主居御出先へ罷越候とも、伺之義手間取

御差図早速^ニ難相知義も万一有之候得^者、左様之節^者御人数屋鋪へ入込候上、支

度等も仕静^ニ火事近辺之道筋迄罷出、御所司様之御下知相伺候ヲ可奉相待候、

上辺大火^{ニ而}右之趣^ニ相成候^而御固メ道具等之儀も大体心掛ケ可罷在候、勿論右
体之節^者罷登候家老共時宜^ニ応し可申達候事

一 高槻方御人数被差出候手当^者、御在城^{ニ而}も、御留主^{ニ而}も、右認候通可相心得候
事

(159)表
一 御在城之節御出馬手合之事

一 御先人数相揃候前御使番先へ遣候事

右同断

一 御先人数出立候得^者、無程御供揃次第

殿様御出馬可被遊候、先達^而遣候御使番其心得^{ニ而}罷登り可申候事

但、御留主居承之候得^者御所司様へ罷出、御人数掛り候所押続

殿様^ニも御京着被遊候得^者、右御人数掛り場所へ御出可被成候、左候ハ、御

京着之御案内別^ニ不申上候哉抔と申義共ヲ以、御所司様御出先へ罷出留守

居相伺、御差込濟候^者其段右御使番へ申談、御使番直^ニ乗返し、御先人数召

連候家老共迄可申聞候、其旨家老共々

御前へ可申上候、御使番直ニ御先人数ニ相加り御纏ヲ預り可罷登候、且亦御先人数者京着之上

御前之御京着ヲ御見合不申上、直ニ御所司様御差図之場所へ相掛り防可申候、其節者御先人数召連候家老共々其趣

御前へ可申上候、尤御供之御用人迄足輕使ニ而申遣候事

一殿様高槻御出馬被遊候節、御用人中々足輕使ニ而其段御先人数江可申聞候、直ニ其使ヲ京都へ遣シ、弥御出馬被遊候義御留主居江可申遣候事

但、右之足輕使途中ニ而御先人数若見受不申候者、直ニ京都御屋敷へ参り

御留主居へ可申達候、其上ニ而御先人数防火之場所へ参り可申聞候事、是等之儀足輕使申付候節、御用人方使之者へ申含可被遣候事

一御先人数途中ニ而消注進之者ニ逢候得者、右之段家老共々

御前へ申上、御引取被遊候様ニ可申上候、扱又家老共者其所々京都へ足輕使遣、

(159)
裏

(160)
表

途中迄 御出馬被遊候得共消注進参り候故御引取被遊候、御人数も押続引取候段御留主居へ可申遣候事

但、右之通消注進も出候事_ニ候得共、御先人数且

御前_ニも途中_ニ御左右無之候共、御留主居凡刻限ヲ積り先達_而入込候御使番御届使者之儀可申談候、其段御口上之趣時之宜_ニ随ひ留主居申談、御使番右御使者可相勤候事

一向日明神迄被遊御越候_者、是又御用人中_ニ足輕使ヲ以京都へ申遣候事

但シ、御留主居承り京着之用意仕御待受可申上候事、前条_ニも有之通、堀川_ニ西四条_ニ下之火事_ニ者 東寺へ留主居御出迎仕、夫_ニ御先乗可仕候事、

上辺之火事_ニ候得_者、

殿様_ニも一ト先御屋敷へ御着可被遊候

一殿様御京着之上、先達留主居伺置候、御所司様御差図之場所へ可被遊御出候、勿論其節留主居御先乗可仕候、此時_ニ者 最早御先人数_者御下知之場所へ掛り居申

東寺

(京都市南区)

藩祖永井直清は高槻入城以前、修理奉行をしている。

(160)
裏

(161)表

候得^者、御供之御〔用人中御京着之段、御先人数之家老共へ使ヲ以可被申聞候事

但、前条^ニも有之通、万一御所司様御参内等有之御差支^ニ留主居之伺難

相济候^ニ付、御先人数火事近辺^ニ御下知ヲ相待候節^ニ至候得^者、

御前^ニ御屋鋪^ニ御控可被遊、扱御所司様御下知相济候得^者、其段御留主居

先ツ御先人数へ申聞、夫方

御前へ申上、御先乗可仕候事

一京御火消御当番月御出馬之節心得之事

一京御火消之節、御当番月^ニ御先人数^者京都^ニ相詰罷在候故、大火相知レ候得^者

直^ニ御出馬可被遊候事

(161)裏

但、御定之通^ニツ重板木^ニ致支度、三ツ重^ニ御供揃可申候事

一御供揃之頃方御使番老^人早々罷登可申候、無程 御出馬^ニ候間万端其手当仕

候様^ニと、右御使番留主居可申談候事

但シ、留主居承り候^者御所司様へ罷出、

殿様御出馬之儀御京着之上防火之場所へ直^ニ御越被成候哉、左候得^者別^ニ御案内申上間敷哉抔と申趣相伺可申候、御差^凶も候ハ、其段御使番へ申達、乘返其旨

御前へ申上候、右伺相濟候^者留主居^方防火之場所^ニ罷在候家老共へも、以使可被申聞候事

一 高槻被遊御出馬候御左右之事

一 向日明神迄御出馬被遊候節御左右之事

(162)表

一 途中^方消注進^ニ而御引取被遊候御左右之事

一 御京着之手当之事

但、右之趣共前条^ニも有之候得共、御手当ヲ以御供之御用人中御留主居宜取計可申候、且右認候御用人中^方足輕使御屋敷へ参り御留主居へ申達、夫^方防火之場所へ参り右之御左右共度毎^ニ家老共へ可申聞、御京着之御左右別^ニ無相違場所へ申参候事

一 御非番月 御出馬之儀^者 右^ニ認置候、常々 御在城之御出馬御手当同断之事
一 御火消御用中^ニ候得^者、御当番月^ニも御非番月^ニも、御早夕御出馬可被遊候様
^ニも可相成候事

(162)
裏

一 御火消御用中^ニ不限常々迎も、御出馬之〔節途中^ニも消火も無之向日明神迄御
越被遊候程之火事^ニ者、消火共時宜^ニ寄御屋敷迄^者御着被遊候様^ニも可相成候、
途中^ニも消火之様子相見へ候とも、留主居方之注進不参内^者御使番乗返否之儀
可申上候、若又、御使番乗返不申候共留主居消火注進さへ申参候得^者、何方^ニ
も其所方御引返シ被遊候^而可然候手合^ニ御座候、右之儀御供之御用人篤と吞
込可被居候、外之儀^ニ不^(拘)拘留主居之注進ヲ印^ニ御引返シ被遊候様^ニ、御用人中取
計可有之候事

一 右相認候数ヶ条^者大概之所^ニ候、尚又其時^ニ当り各取計可有之候事

午八月

追加

(163)表

一高槻^ニ而京火之様子見受候^而火元見遣シ、吟味之上弥京火と相見候ハ、御人数相集、御使番先壺人差遣シ、御人数相揃次第出立可仕候事

一京都方之飛脚又向日明神方之注進^ニ而承り候^へ者、猶吟味之上火も見へ不申候^へ者、御人数見合相集可申候、御使番計先壺人差登、其上様子次第^ニ御人数相集可申候、御使番^者京着之上、途中迄人数差出候か何成共其時宜^ニ応し口上留主居卜申談、御使者可相勤候事

以上

京御屋敷方高槻^へ火事注進継飛脚之覚

(163)裏

一京都火事小火^ニ候共、所柄^ニ而御使者入候[場所^者]、早速継飛脚差立可申候事

一所柄^ニ無之候共、大火^ニ候得^者差立可申事

一高槻方京方角^ニ当り可申と存、洛外^ニ候得^者継飛脚差立可申事

一御火消御用中^ニ者所柄少々之火事^ニ而も可申越候、御当番月^ニ者猶以継飛脚間違無之様可被致候事

一注進繼飛脚被差立候火事^{ニ者}、極^而消注進可被差越候事

但シ、御出馬被遊候節も御人数計被差登候節も、途中^{ニ而}消注進^ニ逢候^{へ者}

何方^{ニ而}も其処方引返し申候故、消火^ニ候^{へ者}早々可被差立候、若格別之大

火^{ニ而}消火致候共、一ト先御人数京着致可然程之事^ニ候得^者、消注進ヲ見合

(164)
表

置可〔被申候、左候ハ、御人数京都へ入込可申候間、是等之儀御留主居心得違無之様^ニ取計可被致候事

午八月

右之趣^者御先格ヲ以取集、猶又此度御用人・御目附・京御留主居^へも対談之上、心得^ニも可相成儀ヲも相加、御手合共大概相極置

須長七郎兵衛

宝曆十二壬午年

長田岡次郎

八月

仁平 蒞

一高槻方御人数出候得^者火消道具為持参候事

天明九申年春極ル

(164)裏 一文政三辰年、右之趣共此度御用人・京都御留主居・役方取調、御家老中へ相伺極置

(165)丁
(166)丁
(167)丁
・ ・ ・ (白紙)

(168)表 自分心覚書加

一 御勝手勤之悴、次男・三男^ニも芸術目錄相伝^ニ付御褒美被成下候節、親之身分^ニ不構役方於詰所申達ス

右、天保六未正月十五日相調候所例有之候^ニ付、竹嶋伊兵衛御納戸役相勤居候次男庫二郎へ申達ス

一 無宿者於会所吟味候例有之、此度中垣内藤馬方^ニ罷在候居候河州下加納村無宿者重蔵、於会所致吟味候

下加納村
(南加納村 (現大阪府河南町))

右例、寛政十一未十二月新川之丁無宿安次郎吟味之例、日記ニ有之

一病氣引込中御尋之筋有之、御尋問と申_者御尋之ケ条書致、役方不殘歩行目附・

下目付・役方付装束_{ニ而}召連参り、右之書付相渡シ翌日迄_ニ口上書認置候様申置、

翌日徒士目〔附・下目付右返答書取_ニ遣ス事、先年長束又左衛門例有之

(168)裏

一此度北岡純達妻縫御尋問之砌_者、女子之事故承り候趣一々徒士目附_ニ書取らせ、

同人清書之上_(読カ)続聞せ相違無之段承り帰宅致候、尤召連候人前_ニ同、僕壺人ツ、

召連ル

一此度谷口衛守手負_ニ付、差控伺中御尋問之砌_者一々押_而相尋、歩行目付_ニ書取ら

せ、猶翌日歩行目付・下目付口上書取_ニ遣候、尤印形付_{ニ而}差出ス、召連候人前

_ニ同

右天保六未年正月

北岡 二ヶ条也
谷口

(169)表

一文化六巳年正月廿三日松平小文治方ヨリ聞合、弟病身之御届仕候_而手前_へ賀養

子仕、其後右弟病氣全快仕候節、他家へ差遣候儀相成可申哉又_者年限之御定之事

書面 弟病身之御届致候後、手前へ賀養子いたし其後右弟病氣致快氣候共、他家_江養子等相願候儀難相成筋と存候

天保八酉年十二月十三日、頼御目付大沢主馬様_江翌年戌年御付札濟

其身養子_ニ相成男子無之出生無之、養父隱居後妾腹男子出生有之候処、右男子を順養子_{ニ者}不相成厄介_ニ仕候歟、又_者他家へ養子_ニ遣し其家へ他家或は其身実方之親類を養子_ニ相願候儀_者、右男子_ニ何ぞ故障筋無之候_{而者}不相濟儀_ニ御坐候哉、兼_而心得罷在度此段奉伺候、已上

(169)
裏

青山因幡守家来

十二月十三日

二木文右衛門

御付札

書面之趣_者難相濟儀と被存候

阿部能登守様衆加藤瀬左衛門殿書取

幼年之男子有之もの病氣末期_ニ及候処、男子_者幼年_ニ而盛長之程も無覺束、依_而外方急養子致家督相統罷在候処、右養子たるもの養方弟追々丈夫_ニ生長いたし候ハ、筋目之事故、養子たる者の順養子_ニ相願候筋之事と奉存候

但、本文之男子追_而盛長之上他家_へ養子_ニ差遣候儀_者難成儀と心得罷在候

右之書付、天保十一子年五月十八日長田勝三郎殿御渡被成候、右_者仙石造酒之允養方弟他家_へ差遣度願書御差戻之節也

(170)
丁

(171)
丁

(172)
丁表

．．．（白紙）

(172)
裏

（鉛筆書）

「高槻藩

大目付役万控」

(173)
表

天保九戊戌年

正月廿日

大橋氏ヨリ借受写之

松下俊明

(鉛筆書)

「高ツキ藩」

(173)
裏
(裏表紙)

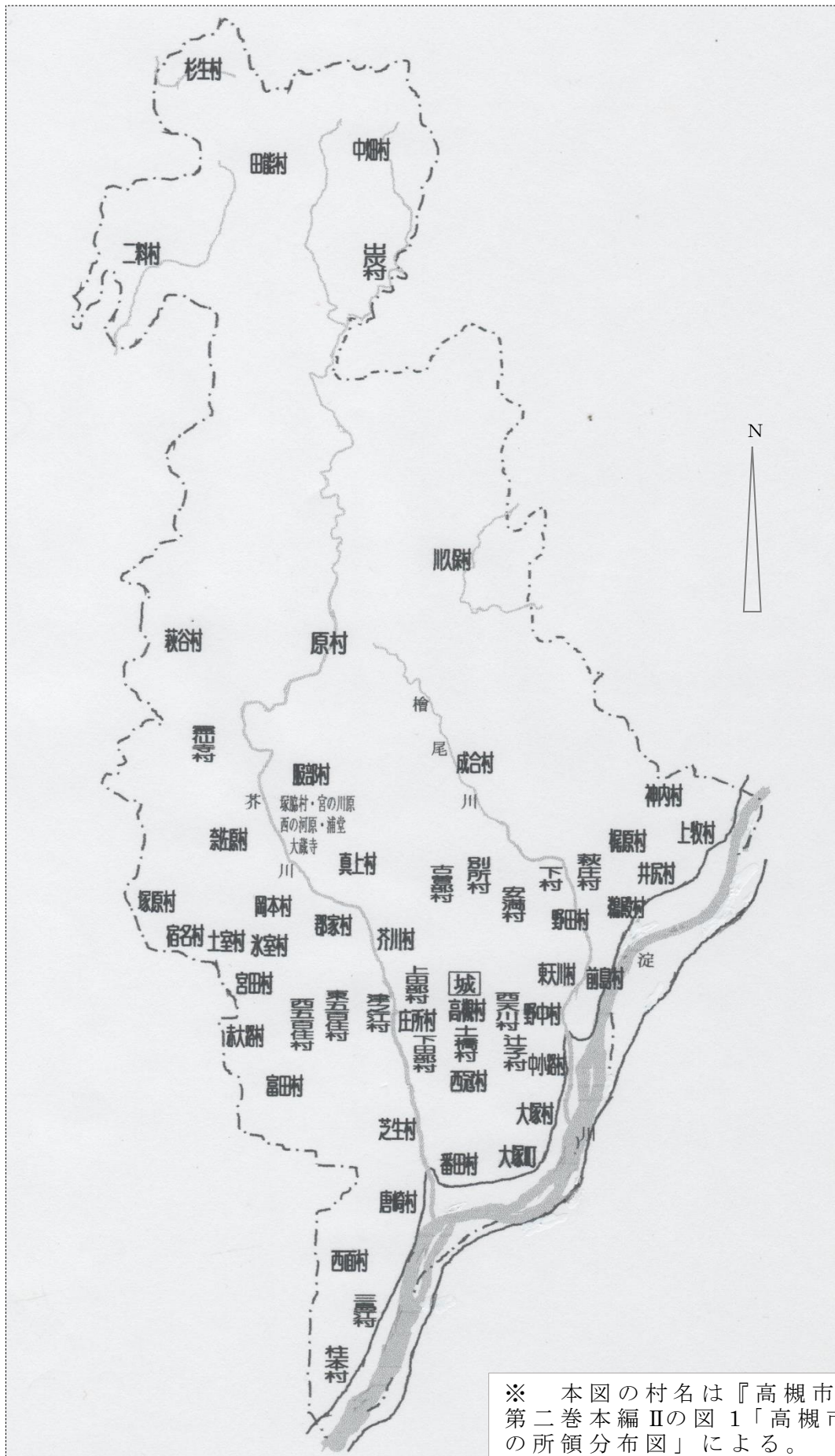
付
図

「高槻の村々の図」

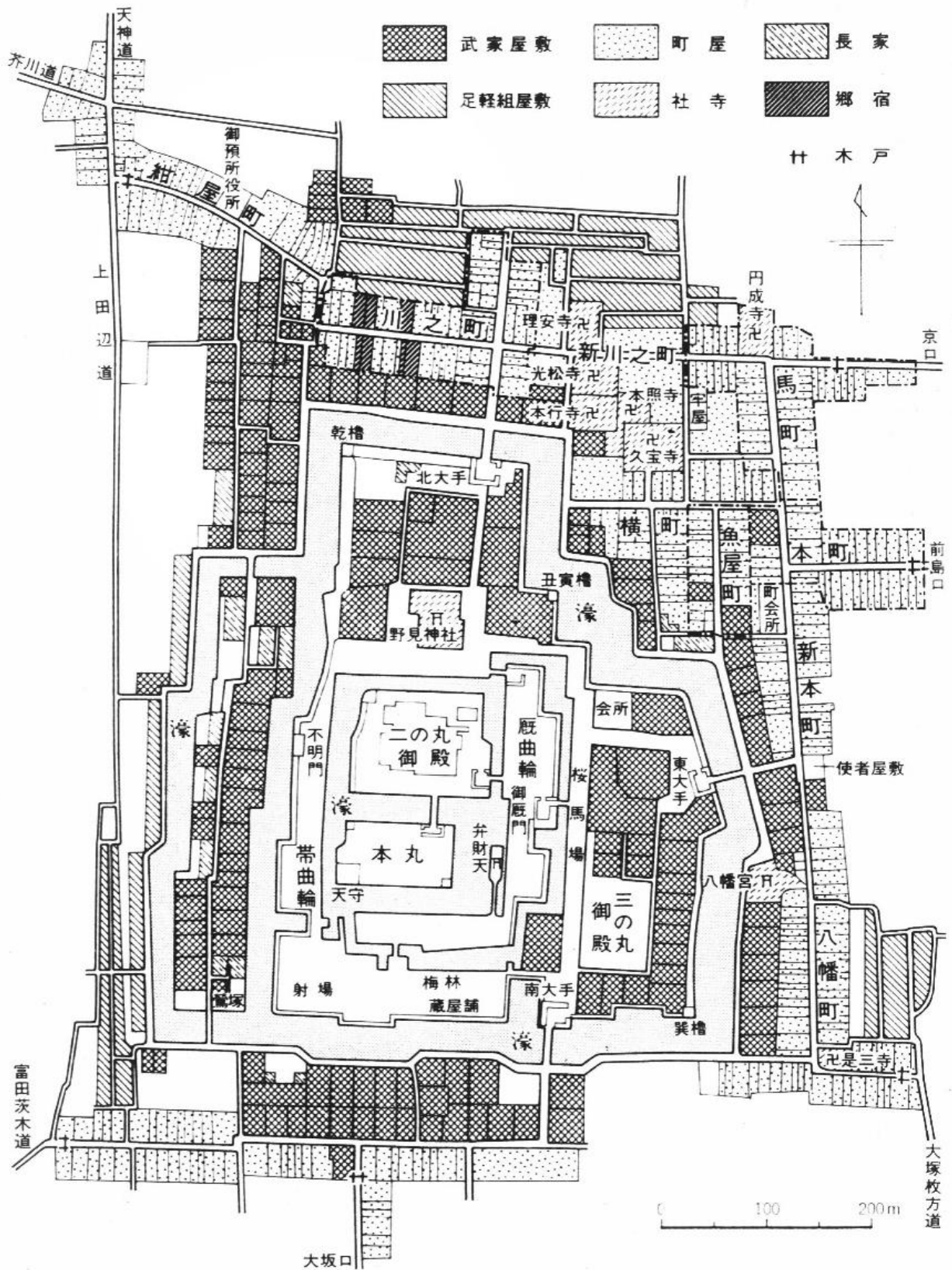
「高槻城下の図」

「矢狭間イメージ図」

高槻の村々の図



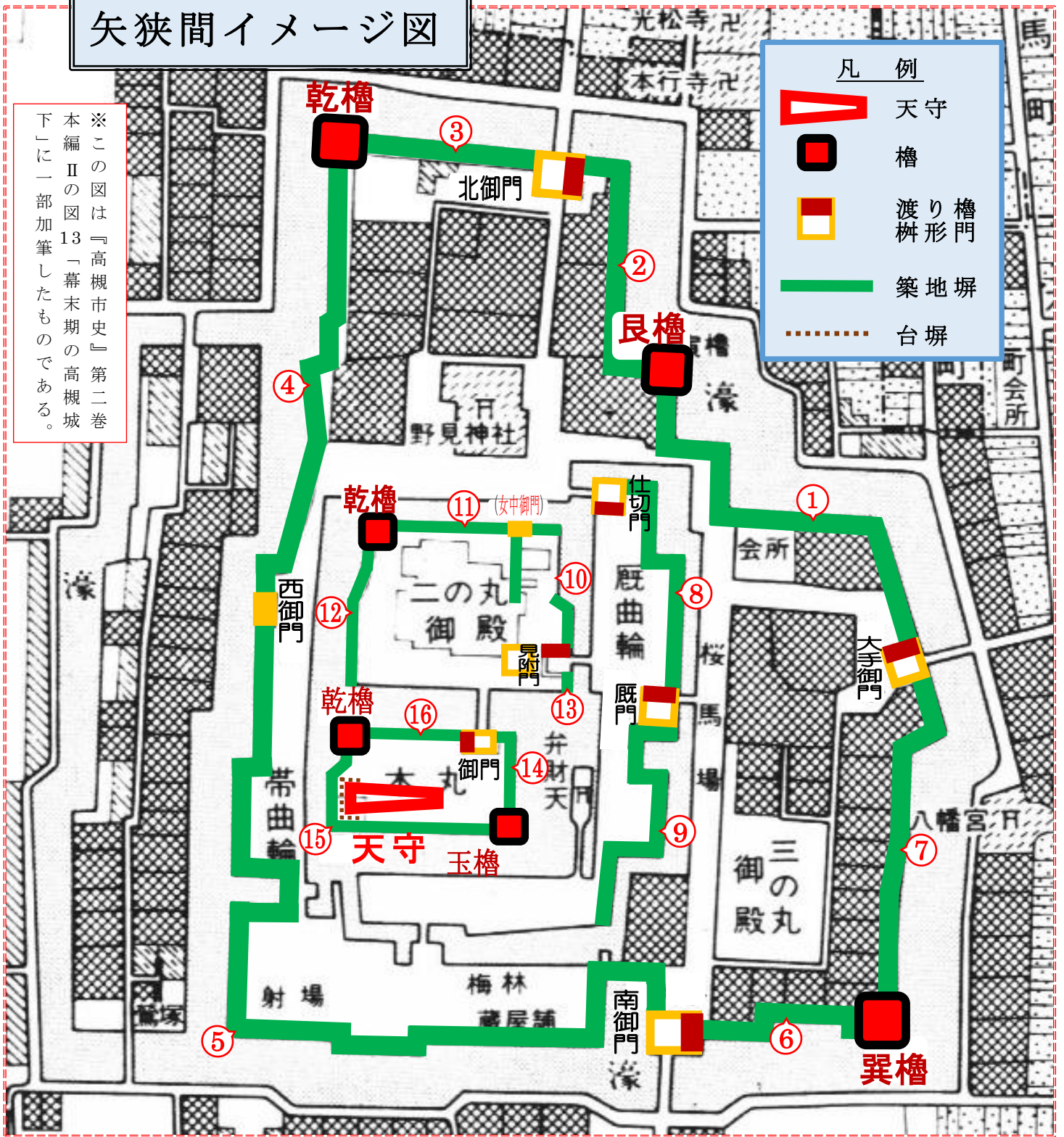
高槻城下の図



※ この図は『高槻市史』第二巻本編Ⅱの図13「幕末期の高槻城下」である。

矢狭間イメージ図

※この図は『高槻市史』第二巻
本編Ⅱの図13「幕末期の高槻城」
下」に一部加筆したものである。



矢狭間総数 2,560 (数値は原文による)

外堀 1629	東御門御櫓 6 ツ	北御門渡御櫓 18	西ノ御門 17	南御門渡御櫓 17			
	長櫓 21	乾櫓 32	巽櫓 21				
	築地塀 ① 266	② 126	③ 146	④ 195	⑤ 444	⑥ 156	⑦ 166
厩曲輪 306 ツ	仕切門渡御櫓 8 ツ	厩門渡御櫓 14					
	築地塀 ⑧ 126	⑨ 108 ツ					
二ノ丸 251	見附門渡御櫓 14	(女中御門) 乾櫓 20					
	築地塀 ⑩ 58	⑪ 51	⑫ 46	⑬ 62			
本丸 (374)	御門渡御櫓 15	玉櫓 28	乾櫓 38				
	築地塀 ⑭ 38	⑮ 120	⑯ 47				
	天守 37	天守台塀 51					

付 録

『小倉家文書』大目付役任免状』 釈文

『諸役席順』 釈文

『大目付役任免状』

(端裏書)

「文化十四年正月十五日於

御前ニ御意ヲ以被仰渡候

頼郷

年三拾四才

御用番高階多助殿

御目附 長田権七郎罷出ル

小倉藤左衛門

其方儀此度大目付役

申付候大切之役筋候間

同役申合入念可相勤

候もの也

丑 正月十五日

『諸役席順』

(001) 表 (表紙)
「諸役席順」

(001) 裏
(白紙)

(002) 表

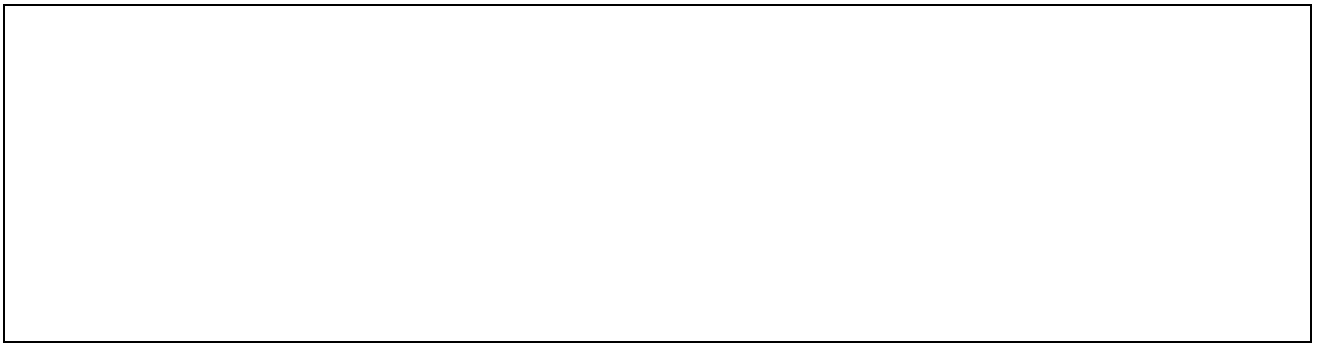
家老
中老
旗奉行
番頭
用人
者頭
鎗奉行
郡奉行
町奉行
取次
江戸留守居
大目附
使役
下屋敷目附

(002) 裏

(003) 表

役付給人
武具役
土砂留役
土蔵役
金払役
陪廻役
堤方
代官

京留守居
宗旨役
近習目附
鶴之間番
小納戸
吟味役
普請奉行
給人
給人格
給人格次席
小性
医師
納戸
祐筆
御勝手末席
供頭
中小性
惣領
代官
山回り役
中小性並
徒士目附



(004)
表

(003)
裏

従是御礼無之小役人

無格小役人
近年上席

普請目付

厩目付

徒士

徒士並

足輕小頭

無格小役人

茶道

御側坊主

料理人

坊主

足輕目付

中間頭

火奉行

左官

家具方

大工頭

郷方小奉行

大工

駕籠頭

厩小頭

(005)
表

(004)
裏

以上

御勝手小役人役付

屋根方
時之太鼓役

中小性並
供頭格迄

台所人

中小性並
同席迄

日記役

中小性並
供頭格迄

茶道小頭

歩行並席
中小性並ニテ兼帶勤

物書

歩行並席
中小性並ニテ頭取

小吟味方

無格役

当時
中小性並迄

料理人

同
徒士席迄

御庭方

同
中小性並迄

張物方

同
歩行席迄

家具方

錠口番

(005)
裏

表方小役人役付
代官席

御預所勘定方

歩行並席
中小性席迄

三之丸預り

中小性並
今供頭格迄

郡方勘定人

前々
歩行並席
中小性並迄
当時共頭格迄

扶持方渡

前々
歩行並
今中小性並

京扶持方渡

(006)
表

前々
徒士並
今中小性並席迄

作事小屋奉行

徒士並席
中小性席迄

会所預り
渡方兼

歩行並席
中小性席迄

献上鳥方

歩行並席
中小性席迄

樹木方

徒士並席
中小性席迄

郷中入箇改
下役

徒士並席
中小性席迄

年行事下役

徒士並席迄

元ノ勘定人

徒士並席迄

土蔵方勘定人

徒士並席迄

御預所書記役

徒士並席迄

金方勘定人

無格ヨリ
徒士並迄

金払勘定人

徒士並

大判方

歩行並
今中小性並迄

寺社方物書

徒士並席迄

普請小奉行

無格ヨリ
今徒士席迄

京留守居物書

(006)
裏

(007)
表

前無格
今歩行並ニテモ加役持
買物使

以上

(白紙)

(007)
裏

(008)
表

一 御家老嫡子、御近習目附席被 召出候事
但、二男方給人

一 御家老格嫡子、御近習目附格被 召出候事
但、二男方給人格

一 御中老嫡子、給人被 召出候事

但、二男方無足御小姓

一 御簀奉行方上之間迄嫡子、御小姓被 召出候事

但、二男方中小姓

一 給人嫡子、中小性被 召出候事

但、二男方徒士

(008)
裏
右之趣、御定被 仰出_者無之候得共、古例〔承
伝之由_{ニ而}記有之、写置

但、今_者上之間已上も鎗奉行以上位方嫡子

御小性_江被 召出、其已下中小性_江被 召出

也、併時之模様も有之歟

給人も嫡子御徒士_江被 召出候也

享保十八丑年六月

向後、給人之惣領御徒士望之面々有之
候_者相願可申候、早く表向をも見習候得
者速々被召仕候_ニも宜敷、其身之為_ニも可
然事_ニ候、且惣領共差支之節_者、二男を
も可被 召仕旨被 仰出候也

右之趣、口上を以申達候様、支配_江

御家老中被 仰渡之

(009)
表
私記

右之次第も有之候故、此後上之間以上之
内并給人嫡子被 召出方、相替り候事歟

(009)
裏
(裏表紙)

あとがき

『ようやく釈文が製本できる』と言うのが長年読み進めてきた私たち古文書グループ員の本当の気持ちです。大阪府立中之島図書館から史料を頂き、私たちが目にしたのは平成二十七年の夏頃のことでした。平成二十八年の初めからグループで読み始め、読み終えたのは二年余りも過ぎた平成三十年の五月でした。それから製本作業に取り組み、予定は上・下巻として一年毎に仕上げるつもりでしたので、まずは前半分を上巻として製本しようと取り掛かり、最後の原本確認が必要と中之島図書館へ行ったのですが、大阪北部地震の影響で原本がしばらく書庫から取り出せないとの事、こんな時期にと思いましたが、私たちにはどうする事も出来ず、無理をするよりは次年度に上・下巻二冊出す事に決めました。今年こそは余裕を持ってと取り組みましたが、思う通りにはいかないものです。それでもなんとか本にするべく知恵を絞り、少しづつ進めてきました。紆余曲折がありました。上・下巻まとめ一冊として発刊できましたことは私たちの大きな喜びです。

この本を手に取りられました皆さまが少しでも高槻に興味を持って頂けたら大変うれしく思います。最後になりましたが、大阪府立中之島図書館、高槻市立しろあと歴史館の学芸員専門員の皆様には多くのご協力を頂きました。ここに私たち一同心からのお礼を申し上げます。

令和二年三月

NPO法人 高槻市文化財スタッフの会 古文書グループ

浅原元始
井嶋 勉
井上正信
宇津原さよ子

大上千恵子
岡本照子
奥菌イツ子
奥田 寛
落合明美
小野直枝
小野真由美
尾張秀男
川下順一
川向聡子
木村輝代
楠本健治
桑原千恵子
越田昌夫
後藤秀男
権田楨枝
坂井兼忠
三田ひさ子
杉本潤子
高田英雄
田中利彦
塚本紀雄
鶴田富雄

寺尾國廣
富川美知子
中川京子
西川行子
西口徹哉
西崎理恵
橋上嘉之
長谷川豊一
林昭幸
平野昭男
福島幸彦
藤田幸弘
堀和美
宮本正章
毛利元久
安岡由美子
安田邦夫
山本万佐子
和田美子
（平成二十七
）二十九年度）

高槻藩大目付役万控

編者・発行者

特定非営利活動法人

高槻市文化財スタッフの会

古文書グループ

令和二年三月三十一日発行

